

● 泉北ニュータウン・泉ヶ丘エリアの位置づけ

計画の背景

- 令和3年3月に策定した「堺市基本計画2025」においては、2025年度に達成すべきKPIとして「泉北ニュータウン全人口に対する39歳以下の人口割合（30.5%）」を掲げ、ビッグバンと泉ヶ丘公園を一体的に活用し、子どもが創造的に遊び、学び、愉しめる拠点を整備することにより、子育て環境の充実を図ることとしている。
- 同年2月に策定した「堺市SDGs未来都市計画（2021～2023）」においては、2030年のあるべき姿として、未来を担う子どもたちの成長を支え、多様性を認め合う、誰一人取り残さない社会の構築を推進することとしている。
- また同年5月、泉北ニュータウン地域が、将来にわたって「持続発展可能なまち」をめざした「SENBOKU New Design（センボク・ニュー・デザイン）」を策定。その一環としてビッグバン及び泉ヶ丘公園の一体活用に取り組んでいくもの。なお、同年4月に大阪府から、ビッグバン・後背地の無償譲渡及びビッグバン敷地の無償使用を受けている。

ビッグバン・泉ヶ丘公園一体運営の意義

- ビッグバンは、子どもと保護者で遊びと学びを一緒に体験できる施設で、年間約25万人が利用している。一方、泉ヶ丘公園は、駅からの徒歩圏内でありながら、緑豊かな広大な空間が最大の魅力である。
- ビッグバンでは「宇宙」をテーマに、本物の宇宙技術の紹介やJAXA等の宇宙関連団体と連携した取り組みを進め、泉ヶ丘公園では「地球環境」をテーマに自然環境や地形、百舌鳥古墳群に関連する歴史的資源を活かした、フィールドワークや遊びの機会を提供する。
- 両者の強み等を一体的に活かすことで、泉ヶ丘エリアに「新たな価値を創造」し、「子育て・子育て、宇宙技術体験・発信、SDGs・歴史文化の教育の拠点」としてエリアを先導する役割を担うことで、子どもが未来への希望を抱かせる運営をめざす。

ビッグバン・泉ヶ丘公園の将来像

子どもが未来に向かい創造的に学び遊ぶ子育ての拠点に

ビッグバン・泉ヶ丘公園のコンセプト

「宇宙」と「地球環境」をテーマに創造力をはじめ 社会を生き抜く力を育み、そのエネルギーを周辺にも波及させる

子どもたちが協働する

多彩なプログラムにより、子どもたちが主体的に協働する場を提供

子育てを実感できる

保護者が子育てを楽しむことができ、安心して子育てを実感できる場を創出

市民とともに育む

地域の資源を活かした事業・活動を市民とともに育む

エリア全体で新たな魅力を創出

ビッグバンと公園、周辺施設が連携し回遊を創出

● 整備運営方針

ビッグバン【堺市南区茶山台1丁9-1（土地面積98,268㎡、建築面積6,530㎡、延床面積13,016㎡、地上5階、地下1階。交流広場、屋外冒険遊び場あり）】

	テーマ「宇宙」：宇宙を知り未来を創造する力を身につける	
交流広場	■ エリアをつなぐ - 駅前周辺施設との連携によりビッグバンエリアの周遊性を強化 - 交流の場やイベントの企画運営により駅前の回遊性を促進	3 持続可能な開発目標
1階	■ 宇宙への旅にいざなう - 無料コーナーとし宇宙に関連した物販を拡充する - いつでも子どもや保護者が気軽に活用できるスペースの提案を民間事業者に求める	4 質の高い教育をみんなに
2階	■ 豊かな発想力を育む - 幼児が利用できるエリアや「ものづくりラボ」として、小学校高学年までが利用できる豊かな発想力をはぐくむ体験の場を提供 - 宇宙技術体験をととして、地球環境の大切さを知るプログラムを提供	11 持続可能な都市づくり
3階	■ 子ども主体で交流する - 幼児から小学校中学年までの利用を想定 - 子どもたちの体力と積極的な行動力を養う場を提供 - 現在も人気の大型滑り台などを活用するとともに幼児も利用できる遊具等の新たなサービスを提供	17 気候変動に具体的な対策を
4階	■ 広い視点を身につける - ワークショップ等の拡充に向けた設備整備、既存施設を活用した収益確保 - 宇宙をテーマにした展示コーナーの設置、シアターのリニューアル、屋外との接続デッキの改修等によりビッグバンと泉ヶ丘公園を一体的に活用し、宇宙・地球を学ぶ環境ワークショップ等のプログラムを提供	
展望広場	■ 積極的な行動力を養う - ビッグバン（屋内）から泉ヶ丘公園（屋外）へといざなう - 屋内ではできない実験や体験プログラムを提供	

泉ヶ丘公園【堺市南区茶山台1丁地内（約5.5ha）、公園種別（地区公園）】

	テーマ「地球環境」：自然の中で遊び、学び、社会を生き抜く力を身につける	
園路	公園全体の周遊が可能となる園路を整備する。これにより、周辺地域へのアクセス性も向上する	3 持続可能な開発目標
冒険の森	■ 地球を活かし遊びを創造する 起伏や既存樹木を活用した遊具を整備し、普段体験できない自然の中での遊びや子どもが自由に体を動かせる場とする	4 質の高い教育をみんなに
ふれあいの森	■ 人と地球との共存を学ぶ 里山の生態系を観察したり、里山管理の体験、自然の大切さや豊かさを体感することをととして、SDGsや環境保全を学ぶ場とする	8 働きがいも経済成長も
陶邑広場	■ 人が生み出した文化を知る - 来訪者が休んだり、子どもが遊具で遊べる空間とする - 窯跡という歴史的資源を継承する場とする	11 持続可能な都市づくり

■ 運営にあたっては、「子育て」、「教育」、「環境」、「歴史文化」などについて、庁内関係部局や宇宙関連団体、大学等教育機関と連携し実施する。

ビッグバン及び泉ヶ丘公園基本計画 概要版 (2/2)

公園内外がシームレスにつながる

- 公園全体の周遊が可能となる園路を整備する。



陶邑広場：人が生み出した文化を知る

- 広場を活用し、窯跡など先人たちの創意工夫をワークショップ等により学ぶ場とする。



ふれあいの森：人と地球との共存を学ぶ

- 遊びで利用した資源を育てていく方法を学び、皆で里山を育てる場とする。



冒険の森：地球を活かし遊びを創造する

- 地域資源を活かして子どもが自ら遊びを考え、それを実践する場とする。



交流広場：エリアをつなぐ

- 屋外イベント等により、泉ヶ丘エリア来訪者の周遊性を高める。



1階：宇宙への旅にいざなう

- 子どもたちの興味を引き出し、可能性を広げる。



2階：豊かな発想力を育む

- ものづくりラボやワークショップなど、多彩な体験プログラムを提供する。



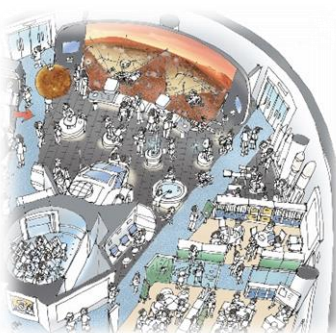
3階：子どもが主体で交流する

- 仲間と協力し、思い切り身体を動かし挑戦する場とする。



4階：広い視点を身につける

- ワークショップ等として、仲間と協力し、目標達成に向けた考え方や取り組む力が身につくような企画を作る場とする。



展望広場：積極的な行動を養う

- 屋外の世界に飛び出し、自然体験をつうじた豊かな発想力を身につける。



事業手法

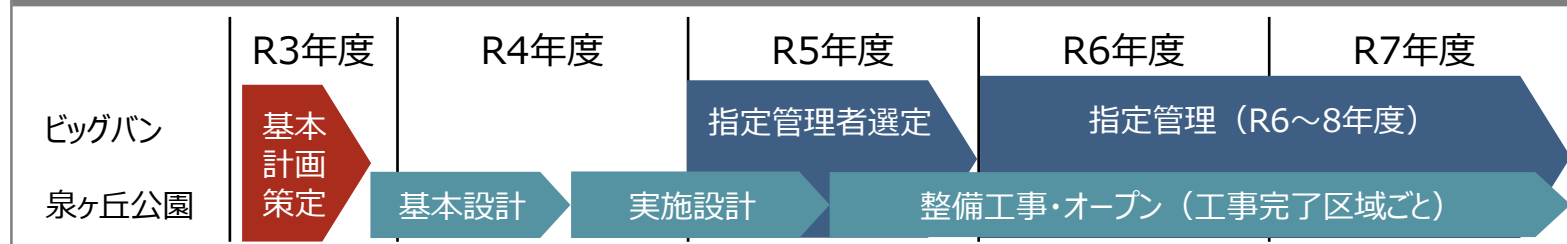
ビッグバン

- 展示改修は市で実施
- 運営は指定管理者制度を導入

泉ヶ丘公園

- 整備は市で実施
- 運営は指定管理者制度を導入

事業スケジュール



ビッグバン及び泉ヶ丘公園基本計画

令和 4年 3月

堺市

目次

第1章	計画対象地の概要及び計画の位置づけ	1
1.	計画策定の背景と一体運営の意義	1
2.	計画対象地の概要	2
1)	全体	2
2)	ビッグバン	4
3)	泉ヶ丘公園	9
4)	隣接施設	17
3.	関連する計画	18
1)	本計画の位置づけ	18
2)	関連する主な計画	18
4.	SDGsの視点について	20
第2章	計画対象地の特徴	22
1.	泉北ニュータウンの特徴	22
1)	地域の沿革	22
2)	人口構成	25
3)	市民アンケート	28
2.	泉ヶ丘エリアの特徴	30
3.	ビッグバン及び泉ヶ丘公園の特徴	31
1)	ビッグバン	31
2)	泉ヶ丘公園	33
第3章	基本的な考え方	34
1.	基本理念	34
1)	ビッグバン及び泉ヶ丘公園の将来像	34
2)	ビッグバン及び泉ヶ丘公園のコンセプト	34
3)	ゾーニング計画	35
2.	想定する利用者層と利用イメージ	37
3.	エリアの回遊性向上	38
第4章	ビッグバンのリニューアル運営方針	39
1.	基本方針	39
2.	利活用のイメージ	39
3.	フロア計画	40
1)	1階（宇宙への旅にいざなう）	40
2)	2階（豊かな想像力を育む）	41
3)	3階（子どもが主体で交流する）	42

4) 4 階及び遊具の塔（広い視点を身につける）	43
4. 事業イメージ	44
1) 交流広場の活性化（エリアをつなぐ）	44
2) 館内活動の館外への展開	45
3) 宇宙や SDGs をテーマにした新たなコンテンツ	46
第 5 章 泉ヶ丘公園の整備運営方針	47
1. 基本方針	47
2. 利活用のイメージ	47
3. 整備運営方針	48
4. 動線計画	49
1) エントランス	49
2) 園路（公園内外がシームレスにつながる）	50
5. ゾーニング	50
1) 冒険の森（地球を活かし遊びを創造する）	51
2) ふれあいの森（人と地球との共存を学ぶ）	52
3) 陶邑広場（人が生み出した文化を知る）	53
6. 概要平面図	54
第 6 章 民間活力導入検討の背景及び事業手法	56
1. 民間活力導入検討の背景	56
2. 事業手法	56
1) ビッグバン	56
2) 泉ヶ丘公園	56
3. 今後のスケジュール	56

第1章 計画対象地の概要及び計画の位置づけ

1. 計画策定の背景と一体運営の意義

【計画の背景】

泉北ニュータウンは1967年のまちびらき以来、西日本最大級のニュータウンとして、緑が多く暮らしやすい住環境を提供してきた。一方、居住人口は1992年をピークに減少し続け、人口減少・高齢化が課題となっており、若年層、子育て世代にとって魅力ある生活環境を整えていく必要がある。

2021年3月に策定した「堺市基本計画2025」においては、2025年度に達成すべきKPIとして「泉北ニュータウン全人口に対する39歳以下の人口割合（30.5%）」を掲げ、ビッグバンと泉ヶ丘公園を一体的に活用し、子どもが創造的に遊び、学び、愉しめる拠点を整備することにより、子育て環境の充実を図ることとしている。

同年2月に計画全体をゼロベースで見直して新たに策定した「堺市SDGs未来都市計画（2021～2023）」においては、未来を担う子どもたちの成長を支え、多様性を認め合う、誰一人取り残さない社会の構築を推進することとしている。

また同年5月、泉北ニュータウン地域が、将来にわたって「持続発展可能なまち」をめざした「SENBOKU New Design（センボク・ニュー・デザイン）」を策定した。その一環としてビッグバン及び泉ヶ丘公園の一体活用に取り組む。なお、同年4月に大阪府から、ビッグバン・後背地の無償譲渡及びビッグバン敷地の無償使用を受けている。

【ビッグバン及び泉ヶ丘公園一体運営の意義】

ビッグバンは、子どもと保護者で遊びと学びを一緒に体験できる施設で、年間約25万人が利用している。一方、泉ヶ丘公園は、駅からの徒歩圏内でありながら、緑豊かな広大な空間が最大の魅力である。

ビッグバンでは「宇宙」をテーマに、本物の宇宙技術の紹介やJAXA等の宇宙関連団体と連携した取組を進め、泉ヶ丘公園では「地球環境」をテーマに自然環境や地形、百舌鳥古墳群に関連する歴史的資源を活かした、フィールドワークや遊びの機会を提供する。

両者の強み等を一体的に活かすことで、泉ヶ丘エリアに「新たな価値を創造」し、「子育て・子育て、宇宙技術体験・発信、SDGs・歴史文化の教育の拠点」としてエリアを先導する役割を担うことで、子どもが未来への希望を抱かせる運営をめざす。

2. 計画対象地の概要

1) 全体

ビッグバン及び泉ヶ丘公園のある泉ヶ丘エリアは、泉北ニュータウンの中心地である。泉北高速鉄道泉ヶ丘駅付近は商業地域であり、泉北高島屋・パンジョ、泉ヶ丘ひろば専門店街を始めとし、数多くの商業施設が立地する。また、エリア南西部には大蓮公園が立地し、緑豊かな環境が整備されているほか、エリア北東部の泉ヶ丘プール跡地等には近畿大学医学部・大学病院の移転が予定されている。

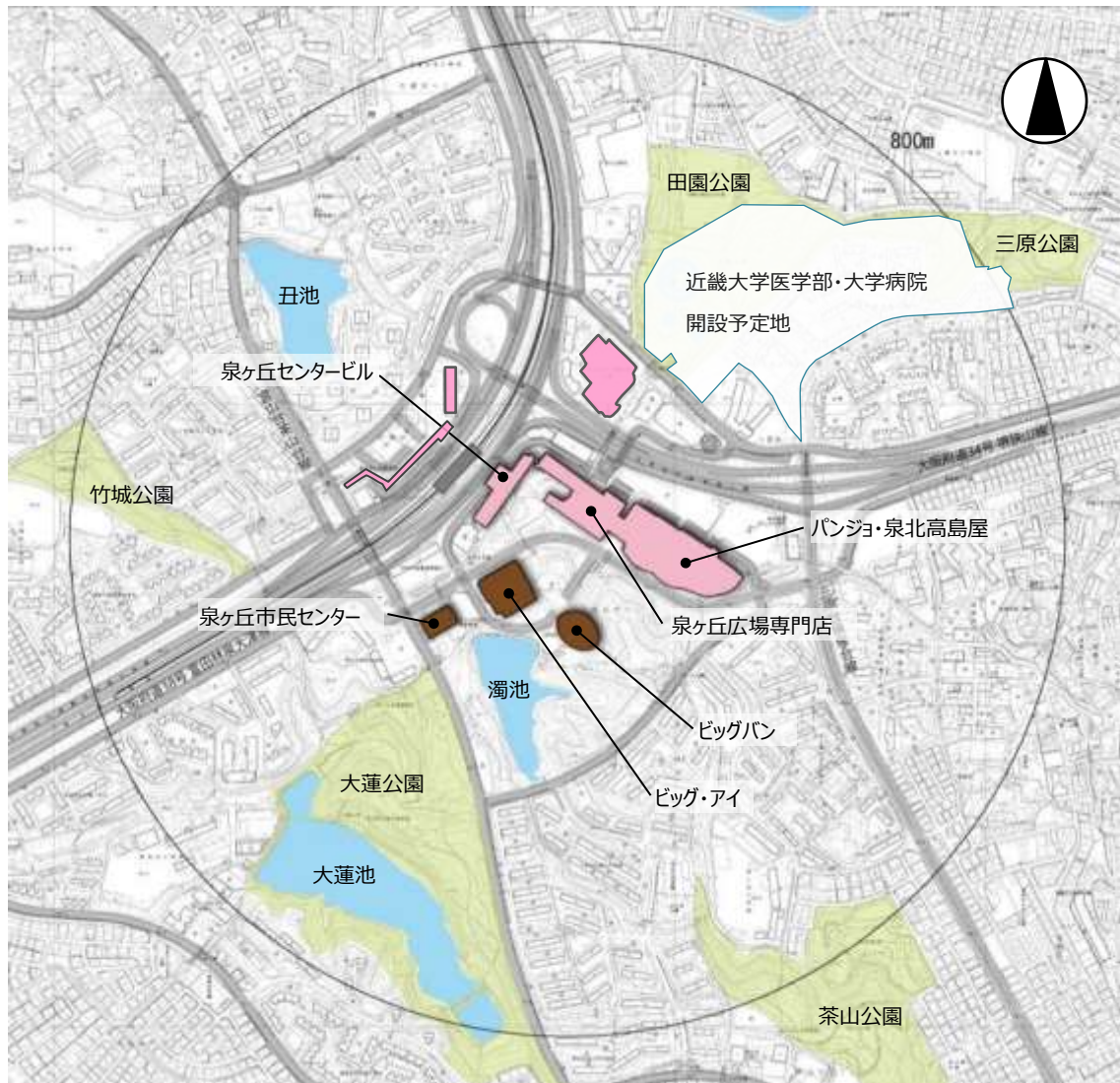


図 1-1 泉ヶ丘エリア（円は地区センター中心から約 800m 圏）

ビッグバン及び泉ヶ丘公園は、泉北高速鉄道泉ヶ丘駅南側に隣接し、駅からデッキで直接アプローチが可能である。北側には、泉ヶ丘市民センター（南図書館等）、ビッグ・アイが隣接し、西側には、市道宮山台茶山台線を挟み大蓮公園（風致公園）、南側には、市道茶山台線を挟み公的賃貸住宅等がある。



図 1-2 計画対象範囲



図 1-3 泉ヶ丘公園航空写真

2) ビッグバン

ビッグバンは泉ヶ丘駅南側に隣接する、児童福祉法第 40 条の児童厚生施設である。

表 1-1 ビッグバンの概要

名称	堺市立ビッグバン
所在地	堺市南区茶山台 1 丁 9-1
概要	・「遊び」をテーマに設立された、主に幼児から小学校低学年までを対象とした屋内遊具施設。 ・宇宙をテーマとしたストーリー性を持つ。
料金	大人 1,000 円、中学生 800 円、小学生 800 円、 幼児(3 歳以上)600 円、幼児(3 歳未満)無料
来館者数	247,279 人(2018 年)
設立年	1999 年(平成 11 年)、2021 年(令和 3 年 4 月 1 日)に大阪府から移管
面積	土地面積 98,268 m ² 、建築面積 6,530 m ² 、延床面積 13,016 m ² 地上 5 階、地下 1 階。そのほか、交流広場、屋外冒険遊び場あり。



図 1-4 ビッグバン外観

① 1 階

- エントランスを入ってすぐは無料エリアであり、自由に出入りすることができる。有料エリアは階段及びエレベーター周辺のみである。
- エントランスの前には交流広場が広がっているが、現状あまり利用はされていない。
- こども劇場は約 300 名を収容可能。固定席がなく、自由度の高い造りとなっている。



図 1-5 ビッグバンフロア図



図 1-6 階段トリックアート



図 1-7 こども劇場

② 2 階

- ベアルの修理工房などのワークショップスペースや子どもの創造力・好奇心を引き出すコンテンツがあるものの、電子動物園などは機材の老朽化が進んでいる。
- 一方、お菓子作りなどができるスペースキッチンには状態が良く、今後も活用することが可能である。



図 1-8 ビッグバンフロア図



図 1-9 ワークショップスペース
(ベアルの修理工房)



図 1-10 ハートイピア電子動物園

③ 3 階

- 3階はマチカネワニの遊具をはじめ人気の遊具が多く、最も人気のあるフロアである。

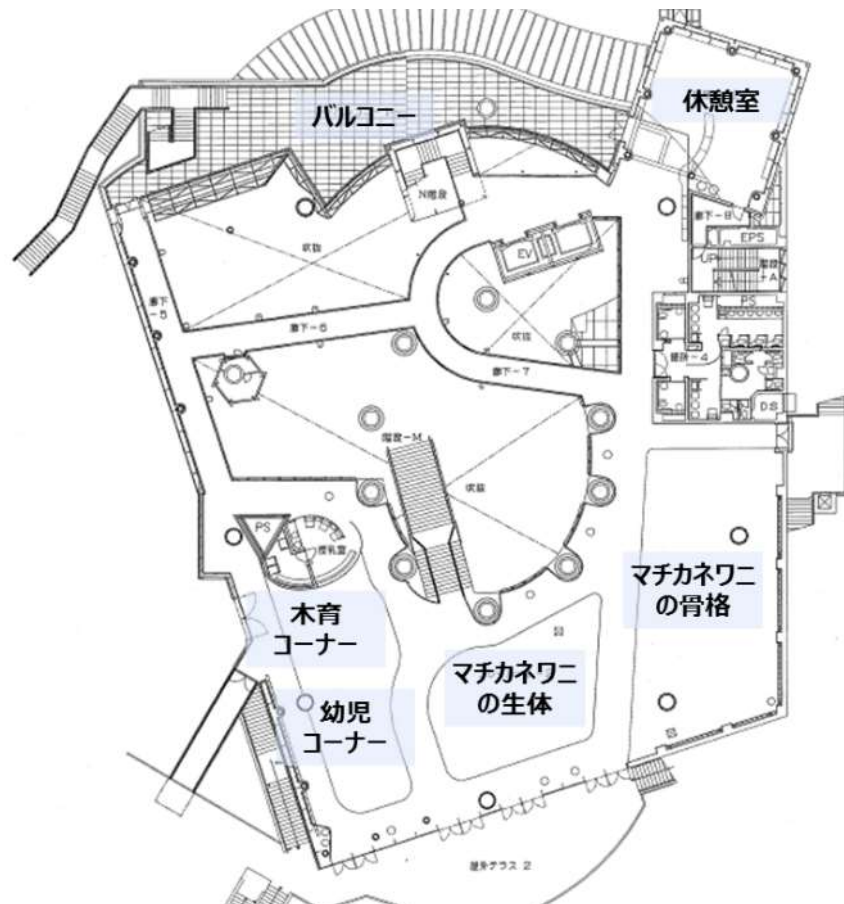


図 1-11 ビッグバンフロア図



図 1-12 マチカネワニの生体

④ 4 階・遊具の塔

- 各種展示物があるが、老朽化しているものが多い。
- 遊具の塔はビッグバンのシンボルでもあり、非常に人気がある。

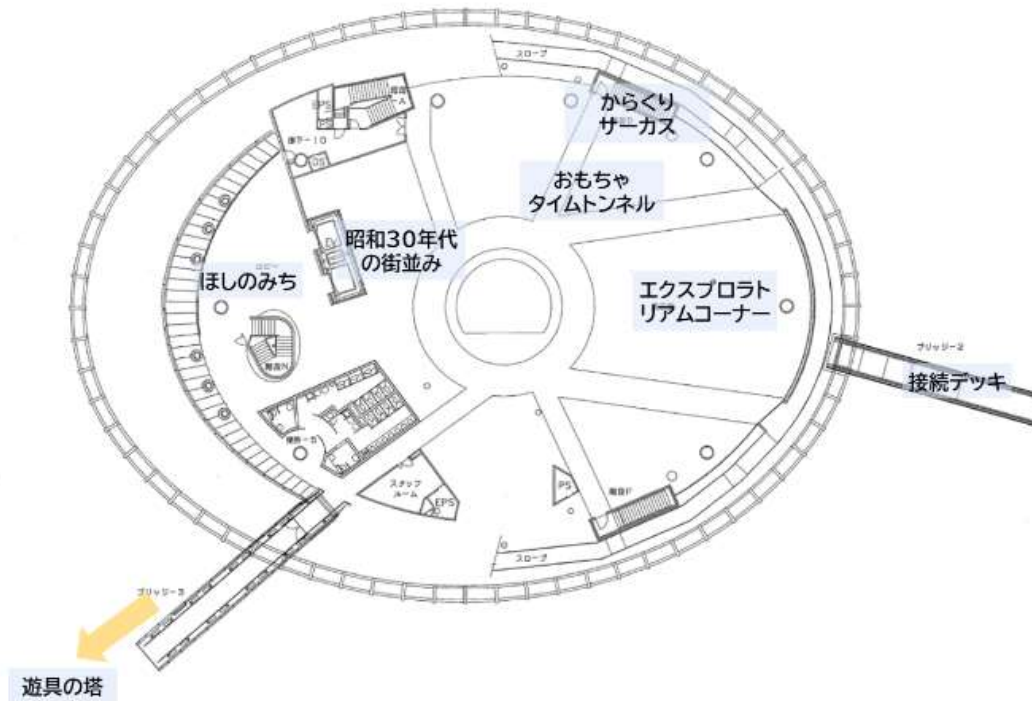


図 1-13 ビッグバンフロア図



図 1-14 昭和 30 年代の街並み



図 1-15 遊具の塔

3) 泉ヶ丘公園

泉ヶ丘公園は泉ヶ丘駅南側に広がる都市計画公園であり、駅前の好立地に約 5.5ha（うち濁池約 1.6ha（満水面積））の広大な敷地を持つ。

表 1-2 泉ヶ丘公園の概要

名称	泉ヶ丘公園
所在地	堺市南区茶山台 1 丁地内
公園種別	地区公園
公園面積	約 5.5ha
都市計画	令和元年 7 月 17 日都市計画決定 南部大阪都市計画公園 (4・4・201-16 号 泉ヶ丘公園)



図 1-16 泉ヶ丘公園位置図

① 自然的条件

ア. 気候

- 気候は瀬戸内海式気候に属し、細かくは泉北ニュータウンのある南部丘陵部は「泉南海岸及び和泉丘陵気候型区」に入る。
- 年間平均気温は、16～17℃と温暖であり、降水量は年間 1,000～1,500 mm程度で全国的に見ても少ない方である。
- また、年間平均風速は約 2～3m/秒程度で海陸風のため東風と西風の出現頻度が高い。
(出所：堺の環境 2018)

イ. 地勢

- 計画地は、海拔 83～113m程度となっており約 30m の高低差がある。
- また、計画地のある丘陵地の表面地質は、新生代第 4 期古層に属する泥、砂、礫の互層よりなる洪積層（大阪層群）である。（出所：堺の環境 2018）



図 1-17 泉ヶ丘公園周辺の地勢

出所) 国土地理院デジタル標高図

- 濁池西側は比較的高低差が少なく、公園の南北から入りやすい構造となっている。
 - ✓ 濁池の北側は濁池を見通すことができるが、有刺鉄線付きの柵が整備されている。（図 1-18⑤）
 - ✓ 濁池の東側の動線付近は、周囲を木々に覆われ、ほとんど池を見通すことはできない。（図 1-18①②④）
 - ✓ 公園の最も南西部分には、ビッグバンの臨時駐車場が整備されている。（図 1-18③）



図 1-18 泉ヶ丘公園の現状（濁池西側）

- 濁池の東側は高低差が大きく、ちょっとバンを除き大部分が林である。
- ✓ ちょっとバンは、ビッグバンの裏山を活用したビッグバンの屋外活動事業であり、このエリアには、屋外遊具や鉄道車両が設置されている。(図 1-19③～⑤)
- ✓ ちょっとバンから濁池に向かう獣道の途中には広場がある。(図 1-19⑥)
- ✓ 濁池の岸も木が多いものの、一部箇所からは水面を望むことができる。(図 1-19①②)

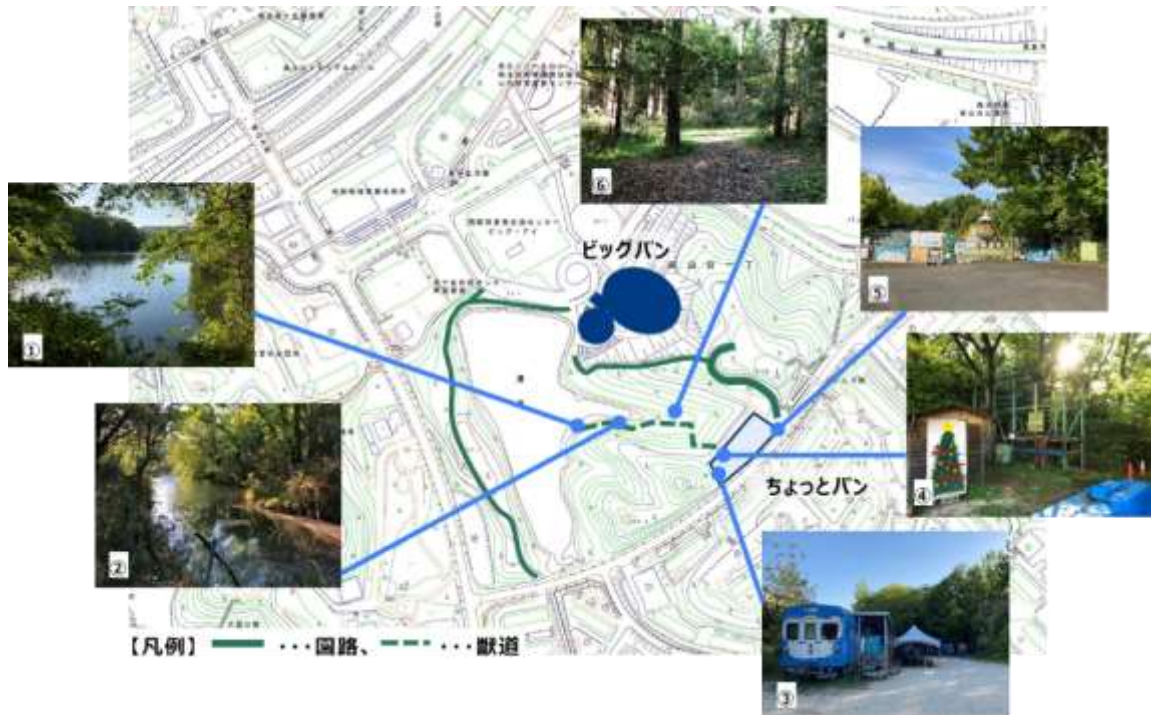


図 1-19 泉ヶ丘公園の現状（濁池東側）

ウ. 水系（ため池、排水系統）

- 計画地は、海拔 83～113m 程度となっており約 30m の高低差がある。
- 計画地にはため池（濁池）を有する。
- 当該池は、灌漑機能を持ち、貯水量 58,504 m³、満水面積 16,080 m²であり、ため池南側のゲートより、農業用水管等にて途中泉北高速鉄道を渡り、堺市南区土佐屋台まで用水を送っている。
- ため池への導水は、計画地の南側に位置する茶山台二丁の概ね半分の区域を流域とする雨水について、公共下水道（雨水管）により行われている。
- また、ため池からの排水（用水を除く）は、ため池の北側の余水吐より公共下水道（雨水管）にて若松台方面へ流下し、豊田付近で石津川へと放流されている。

エ. 植生

- 計画地における植生は、植物群落のタイプで区分すると、森林植生ではアカメヤナギ群落、コナラーモチツツジ群落、先駆性木本群落、常緑・落葉広葉樹植栽林、落葉針葉樹植栽林の 5 タイプ。水生植物群落は、オオカナダモーガガブタ群落、草本植生は、ススキ・チガヤ・シバ群落とヨモギーカゼクサ群落の 2 タイプで形成されている。
- 現存植生図（図 1-20）では、コナラーモチツツジ群落が最も広い面積で分布しており、それに次いで、常緑・落葉広葉樹植栽林の面積が広い。常緑・落葉広葉樹植栽林は外周に近い場所に分布し、ニュータウン整備時やビッグバン整備時の造成後に植栽されたものと考えられる。それに次いで広い面積で分布しているのは濁池の中のオオカナダモが優先する水生植物群落である。アカメヤナギ群落は、濁池の南側に分布しており、落葉針葉樹植栽林は樹林地東側に分布している。



図 1-20 現存植生図

表 1-3 植物群落

		植物群落	群落識別種群
森林 植生	a	アカメヤナギ群落	アカメヤナギ、ヤナギタデ、ホソバノウナギツカミ
	b	コナラーモチツツジ群落	コナラ、モチツツジ、コバノミツバツツジ、ネジキ、ソヨゴ、コウヤボウキ、エゴノキ、ヤマウルシ、ウラジロノキ、リョウブ、ナツハゼ、クヌギ、タカノツメ
	c	先駆性木本群落	カスミザクラ、アカマツ、アカメガシワ、ヌルデ、ススキ
	d	常緑・落葉広葉樹植栽林	クスノキ、ハリエンジュ、シャリンバイ、センダン
	e	落葉針葉樹植栽林	メタセコイア、ヒイラギナンテン
水生 植物 群落	f	オオカナダモ・ガガブタ群落	オオカナダモ、ガガブタ
草本 植物 群落	g	ススキ・チガヤ・シバ群落	チガヤ、シバ、ススキ、メリケンカルカヤ、ネコハギ、テリハノイバラ
	h	ヨモギ・カゼクサ群落	ヨモギ、コメツブツメクサ、エノコログサ、エノキグサ、カタバミ、オオイヌノフグリ、メヒシバ

オ. 景観

- 泉北ニュータウンの中でも標高が高い場所に位置し、かつて展望台が設置されていた。隣接するビッグバンの展望階からは、東は、金剛・葛城山、西は、大阪湾や淡路島方面、南は岩湧山・和泉山脈、北は大阪平野を眺望することができる。
- 計画地の景観は、ニュータウン造成当時に残された樹林地が手入れされず暗く鬱蒼としており、緑地内に入ることが困難な状況となっている。また、計画地内にひと際大きなため池があり、護岸整備されていない池の・西・東側は周辺の樹林地と相まって、里山的な景観を形成している。
- 中でも特徴的な樹形の景観木としては、壮齢木のヤマモモの大径木、樹高が際立って高いメタセコイア、濁池の水際で水中に根を下ろすアカメヤナギ、池の法面から水面に平行に幹が延びるアカマツがある。

② 社会的条件

1) 法適用

a. 都市計画法

- 当計画地は、都市計画公園に位置づけられている。都市計画法における区域区分と地域地区は市街化区域の商業地域である。また、防火地域の指定がある。

b. 文化財保護法

- 周知の埋蔵文化財包蔵地（陶邑窯跡群）内に位置する。

2) 交通・動線

- 本計画地へは、泉北高速鉄道泉ヶ丘駅南口より、陸橋で南へ約 300mの場所にある。
また、計画地は西・南面の市道に接道している。
- 濁池の西側は、泉ヶ丘駅方面から茶山台団地方面への動線として、幅員 2～3m 程度の動線が整備されている（図 1-21①～③）。
 - ✓ ほとんどの区間が未舗装であるが、北側の一部区間は舗装されている。
 - ✓ 動線のうち中間付近の標高が最も高く、北側及び南側の道路との接続部分には傾斜がある。特に、南側は階段が整備されている。
- 濁池の東側は、ビッグバンとの境界に園路が整備されている。
 - ✓ 公園の最も東側は、車が通行できる幅員が確保されている。（図 1-21⑤）
 - ✓ 一方、濁池方面に通じる道は一部階段であり、幅員も 1～2m 程度と狭い（図 1-21⑦）。途中、ビッグバンへのブリッジとの接続部がある。（図 1-21⑥）
 - ✓ ちょっとバンから濁池方面には獣道があり、途中階段も存在している。（図 1-21④）



図 1-21 泉ヶ丘公園の現状（動線）

③ 人文的条件

泉ヶ丘公園にある濁池西側を中心とし、当該エリアは陶邑（すえむら）窯跡群内にあり、須恵器の窯跡が保存されている。この陶邑窯跡群は世界遺産百舌鳥古墳群との関係が非常に深く、その分布を図 1-22 に示す。

窯跡の中には、全国各地で出土した須恵器の年代的な指標として考古学の研究上重要な役割を果たしている須恵器を焼成した窯跡が存在する。

隣接する大蓮公園には、原寸で複製された窯跡が保存されている。（図 1-23）



図 1-22 公園内の窯跡の分布



図 1-23 原寸で複製された窯跡（大蓮公園内）

4) 隣接施設

① 大蓮公園

大蓮公園は、昭和 40 年に都市計画決定され、昭和 57 年に開設面積 15.46ha の風致公園として開設した。堺市地域防災計画では、広域避難地に指定されている。

大蓮公園は、P-PFI 制度を導入し、地域住民を育て、幅広い世代が活用できる公園空間とするため、旧泉北すえむら資料館をリノベーションし、「Design Ohasu Days」により、公園内に私設図書館、キャンプサイト、バーベキュー、パンプトラック等の施設を設置した。

また、当該エリアでは、市民活動が活発に行われている。

② ビッグ・アイ

国際障害者交流センター（ビッグ・アイ）は、「国連・障害者の十年（1983～1992 年）」を記念して、平成 13 年に厚生労働省が障がい者の「完全参加と平等」の実現を図るシンボリックな施設として設置された。

ビッグ・アイは、多目的ホール（1,500 人）、研修室、宿泊施設（35 室）、レストランを有する。

①基本理念

- 1) 障がい者が主役です
- 2) 芸術・文化活動や国際交流を通して障がい者の社会参加を促進します
- 3) 多くの人に親しまれる施設とします

②事業のカテゴリー

- 1) 国際交流・国際協力
- 2) 障がい者の芸術・文化の発信
- 3) 全ての障がい者の交流
- 4) 大規模災害時の後方支援

出所) ビッグ・アイ HP

③ 駅前商業施設

パンジョは、泉ヶ丘駅南東部にあるショッピングセンターで、泉北高島屋をキータナントとして、約 100 店の専門店がある。

また、物販、飲食店などが集まる専門店街が隣接している。

④ 泉ヶ丘市民センター

泉ヶ丘市民センターは、地域住民の教養、文化の向上を図り、社会福祉の増進に資するための総合施設であり、老人集会所、障害者集会所、図書館がある。

図書館は約 21 万 6000 点を蔵書し、芸術・スポーツ・娯楽関係の資料を多く収集している他、外国語資料や日本語学習に役立つ資料をそろえた多文化資料情報コーナーを設けている。設備としては、対面朗読室、ホール、集会室がある。

3. 関連する計画

1) 本計画の位置づけ

本基本計画は、上位計画と整合を図り、かつ、泉ヶ丘駅前地域活性化ビジョンに位置づけられたエリアのコンセプトを踏まえ、ビッグバンや泉ヶ丘公園の役割や機能、整備の基本的な方針、計画条件、ゾーニング、動線の考え方を示すものである。

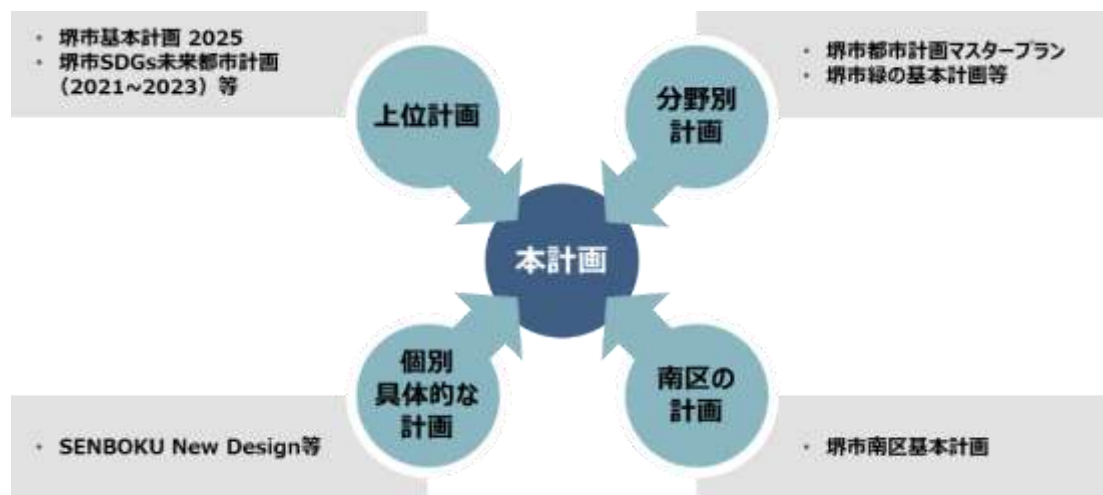


図 1-24 本計画の位置づけ

2) 関連する主な計画

堺市及び堺市南区の主な計画において、ビッグバン及び泉ヶ丘公園が含まれる泉ヶ丘エリアに関連する主要な記述は表 1-4 のとおり。泉ヶ丘エリアは、「子育て」が大きく意識され、緑豊かな特長を活かしながら魅力向上をめざしている。

表 1-4 関連する計画

上位計画	堺市基本計画 2025	【泉北ニュータウンの新たな価値の創造】 ①多様な世代が住み、働き、安心して暮らし続ける機能の充実 ②豊かな緑空間と多様な都市機能の調和 ③市民、企業、大学、団体など様々な主体との共創 ④持続可能なまちをめざした ICT や社会資本の活用
	堺市 SDGs 未来都市計画 (2021~2023)	【ゴール 11 住み続けられるまちづくりを】 主な取組: 民間活力を活用した魅力的な公園の運営 (11,7)
分野別計画	堺市都市計画マスタープラン	【泉北ニュータウンを牽引する拠点の形成】 泉ヶ丘駅周辺地区は、泉北ニュータウン全体及びその周辺地域にも商圏が及ぶ中核的タウンセンターとして、商業、居住、教育機能等に加え、次世代ヘルスケア産業など多様な都市機能の集積を図ることにより、広域的に人をひきつける魅力的な拠点の形成を図る

	堺市緑の基本計画	泉北ニュータウンでは、まちびらきから 50 年が経過し、開発当時に計画的に整備された駅前の大規模な公園の緑が、自然系緑地と一体的となり、市街地の貴重な緑として今に生きている。豊かな自然環境と都市的利便性が共存する魅力的な緑をさらに維持・保全・活用し、既存の緑を有効活用した再整備などを進めながら、泉北ニュータウンの緑を次代に継承する
分野別計画 (続き)	堺市パークマネジメント計画	これまでの行政主導による維持管理中心の公園管理運営から転換し、多様な主体との連携・協働により利用者の視点・経営的視点に立って都市公園の管理運営を戦略的に推進することにより、より質の高い公園サービスを提供し、都市公園の活性化を図ることを目的に多様な市民や団体、民間事業者等と取り組む
	堺スマートシティ戦略	・ 泉北ニュータウン地域を重点地域としてスマートシティの取組を先行して進め、全国のニュータウン再生のモデルとする ・ ICT を活用し、暮らしや働き方の利便性を高め、効率化・合理化・省力化することで生まれる“アソビ”(余白の時間、魅力的な都市空間)や、公園や緑道、ゆとりある住環境、活発な地域活動などの地域の特性を活かし、暮らしを彩る“ゆしみ”(芸術文化、スポーツ、交流、遊びなど)を創造する
	堺市子ども子育て総合プラン	【基本理念】 地域社会全体で子どもの健やかな育ちを支え、保護者とともに成長を実感できるまちの実現 【施策の柱】 子どもの健やかな成長を育む環境整備
	第 3 期未来をつくる堺教育プラン	【めざす子ども像】 それぞれの世界へはばたく“堺っ子” ・ 自分のよさを知り、人を認め、人とつながり協働する ・ 自らを律し、自ら学び続け、自らを表現する ・ ゆめの実現に向けて挑戦する ・ 堺を愛し、堺を誇りとする ・ 多様な価値観を認め、多様な文化を理解する
個別具体的な計画	SENBOKU New Design	【子育て・教育】 ビッグバンと泉ヶ丘公園の一体的活用による子どもが一日中ゆしめ、親も楽しく子育てができる拠点を整備する 【緑空間】 ビッグバンと泉ヶ丘公園の一体的活用による魅力あふれる空間を創出する 【市民交流】 来訪者の増加に向けた駅前の商業施設、文化施設、大学などの教育施設、ビッグバン、泉ヶ丘公園、原山公園プールなどの効果的な取組やプロモーションを実施する 【プロモーション】 ビッグバン、原山公園プール、ハーベストの丘、大蓮公園などの観光・文化施設について、来訪者が増えるよう、効果的なプロモーションを実施する
	泉ヶ丘駅前地域活性化ビジョン	泉ヶ丘公園を含む周辺地域は、『子育て』をテーマとした「子育てと子育てのライプタウン泉ヶ丘」をめざす。ビッグバン・泉ヶ丘公園は子どもコア及びネクストコア 2 に該当する 【子どもコア】 ビッグバンやビッグバン裏の樹林地・濁池が一体となった子どもが一日中ゆしめる遊びの拠点・親も楽しく子育てができる拠点 【ネクストコア 2】 大型の公園や池に囲まれ、幹線道路にも面した立地を活かし、市民のアクティビティの場等導入する拠点を想定

	泉ヶ丘駅前 地域活性化 アクションプラン	子育て世帯をはじめ、若年世代の誘因につながるよう、自然豊かな森や池を活かし、親と子が遊び、学び、楽しめる、民間の柔軟な発想も取り入れた、魅力的な施設等の導入を図るなど、駅前地域活性化の起爆剤や今後の活性化を推進する基盤となることをめざす
南区の 計画	堺市南区基本計画	将来像として「自然とふれあい、人と人とのつながりを大切にする都市」を掲げ、南区の魅力である豊かな自然と最先端技術等を活用した多様な都市機能が融合し、21 世紀型の田園都市の形成をめざす

4. SDGs の視点について

本市は、2018 年 6 月に、国から SDGs 達成に向けて優れた取組を提案する「SDGs 未来都市」に選定された。2021 年度からは、「堺市 SDGs 未来都市計画」が新たにスタートし、本市の持続的発展だけでなく、国際社会の普遍的目標である SDGs に貢献する視点に立ち、新たな技術やサービスの積極的活用や企業、他自治体等との連携による課題解決を推進し、先進的な取組の創出をめざしている。

ビッグバン及び泉ヶ丘公園基本計画においても、「堺市 SDGs 未来都市計画」を踏まえ、SDGs に貢献する視点に立ち、「持続発展可能なまち」とするため、泉ヶ丘エリアでの子どもコアの実現に取り組むものである。



SDGs の 17 の目標(ゴール)

	貧困をなくそう	あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ。
	飢餓をゼロに	飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する。
	すべての人に健康と福祉を	あらゆる年齢のすべての人の健康的な生活を確保し、福祉を推進する。
	質の高い教育をみんなに	すべての人に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する。
	ジェンダー平等を実現しよう	ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る。
	安全な水とトイレを世界中に	すべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する。
	エネルギーをみんなにそしてクリーンに	すべての人に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する。
	働きがいも経済成長も	すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワークを推進する。
	産業と技術革新の基盤をつくろう	強靭なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、イノベーションの拡大を図る。
	人や国の不平等をなくそう	国内および国家間の格差を是正する。
	住み続けられるまちづくりを	都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靭かつ持続可能にする。
	つくる責任つかう責任	持続可能な消費と生産のパターンを確保する。
	気候変動に具体的な対策を	気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る。
	海の豊かさを守ろう	海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する。
	陸の豊かさも守ろう	陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る。
	平和と公正をすべての人に	持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する。
	パートナーシップで目標を達成しよう	持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

第2章 計画対象地の特徴

1. 泉北ニュータウンの特徴

1) 地域の沿革

① 陶邑窯跡群

本計画地を含む泉北ニュータウンを中心とした泉北丘陵には、陶邑窯跡群（すえむらかまあとぐん）が位置する。5世紀初め頃から陶器生産のルーツともいえる須恵器の生産が始まり、『日本書紀』においても「茅渟県陶邑（ちぬのあがたすえむら）」と記されている。朝鮮半島の技術を導入したこの焼き物生産は、当地において平安時代までの約500年続けられ、800基以上の窯が築かれた。日本国内において、これほど長期間にわたって生産が続けられ、かつ大規模な須恵器の生産地はほかに例をみない。（出所：堺市歴史的風致維持向上計画）



図 2-1 陶邑窯跡群の位置

出所) 堺市歴史的風致維持向上計画

② 高倉寺

本計画地の東に約600mの場所にある高倉寺について、高倉寺は、寺伝によれば、文武天皇の雲慶2年行基が開基であると伝えられている。高倉天皇の庇護により隆盛となり「大修恵山高倉寺」と号したが、応仁の乱や織田信長の焼き討ちなどで廃絶したのち、江戸時代初期慶長年間に岸和田城主であった小出氏の援助により再興したと伝えられている。高倉寺が「修恵寺」とよばれていたことは同寺所蔵の什具の饒（にょう）に「久安五年修恵寺」の銘があることなどから確実で、「行基年譜」記載の行基設立の四十九院の1つの「大修恵院」がこの高倉寺の前身であった蓋然性が高いと思われる。

（出所：陶邑窯跡群発掘調査概要 1995.9 大阪府教育委員会）

③ 御茶屋山

御茶屋山は泉北ニュータウンの「茶山台」の基になった地名である。「大阪府全史」によれば、この地は高倉寺の北西にあり、一に竜宮塚といい、大字深阪の飛び地であって、山には彌須亭の跡があつて眺望がよく、林羅山が「陶器十景」の漢詩を詠んだところであるという。

江戸時代には集落の近くにあつてしかも眺望の良い観光地的な場所でもあったことがわかる。「和泉名所図会」には高倉寺周辺の景色が描かれている。

(出所：陶器窯跡群発掘調査概要 1995.9 大阪府教育委員会)



図 2-2 和泉名所図会に描かれた御茶屋山

出所) 国立図書館「和泉名所図会」

④ 泉北ニュータウン開発

明治 18 年に作成された測量地図から、現在の泉ヶ丘駅周辺地は、丘陵部の谷筋にため池や水田が分布する里山であったことがわかる。

泉北ニュータウン造成前の昭和 36 年の航空写真からも、明治期同様に里山の風景が確認できる。

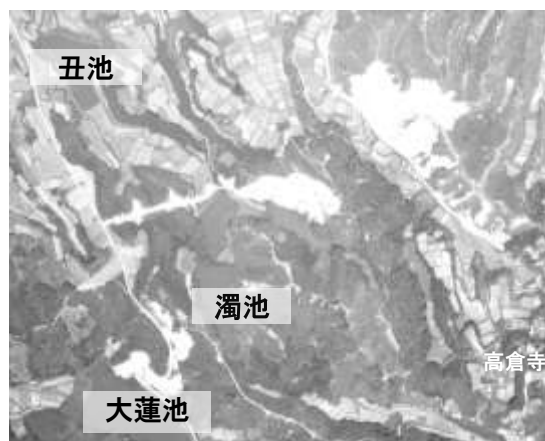
泉北ニュータウンのまちびらき後の昭和 50 年の航空写真をみると、現在のビッグバンやビッグ・アイが建設される前の泉ヶ丘駅前の様子が確認できる。

現在の様子を示す令和元年 1 月の航空写真からは、ビッグバン、ビッグ・アイの施設が立地し、ニュータウン造成前から残る樹林地や回復緑地として植栽された樹木も大きくなっていることが伺える。

また、既存の樹林地は隣接する大蓮公園や団地の緑とともに、駅前に一体的な緑の空間を形成している。



出所：明治 18 年測量 大日本帝国陸地測量部



出所：国土地理院 昭和 36 年航空写真



出所：国土地理院 昭和 50 年航空写真



出所：令和元年 1 月航空写真（堺市）

図 2-3 泉北ニュータウンの変遷

2) 人口構成

① 泉北ニュータウンの人口

泉北ニュータウンの人口推移を図 2-4 に示す。1992 年の 164,587 人をピークにして減少が続いており、2020 年 12 月末時点の人口は 118,181 人である。また高齢化も進展しており、老年人口の増加、生産年齢人口の減少が顕著になっている。



図 2-4 年齢階層別人口比率の推移

出所) SENBOKU New Design

転出転入人口の推移を図 2-5 に示す。10 代後半から 30 代の地区外転出が多く、若年世代の転出超過となっている。

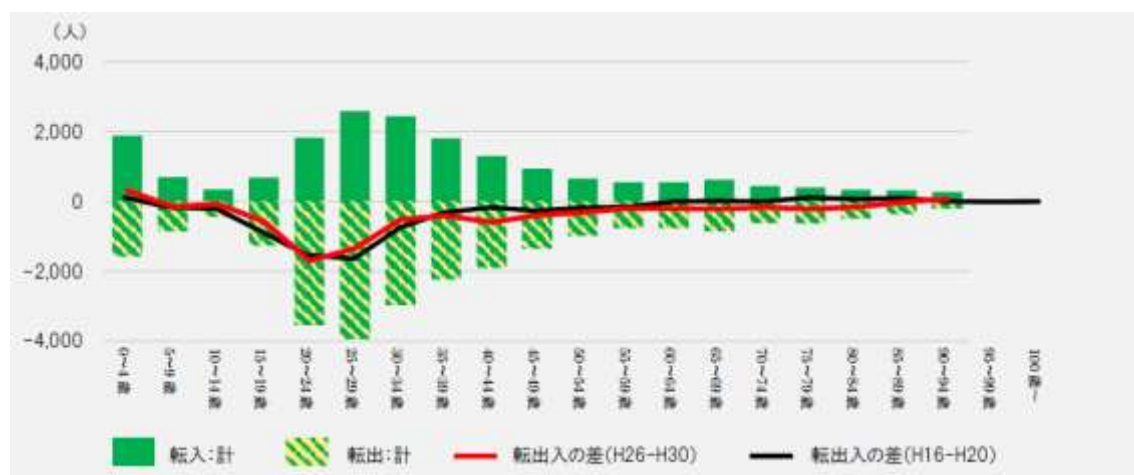


図 2-5 泉北ニュータウンの転出入の状況（平成 26—平成 30 年度計）

出所) SENBOKU New Design

② 誘致圏域の人口

地区公園の誘致圏域（半径 1km）の人口構成（令和 2 年 9 月 1 日現在）を、町丁単位で分析すると、人口約 3 万人、世帯数は約 1 万 5 千世帯である。

同圏域内の人口密度は約 9,500 人/㎥となり、南区の人口密度 3,431 人/㎥、堺市全域の人口密度 5,511 人/㎥よりも高く、泉ヶ丘駅前に立地し、とりわけ集合住宅が多いことが要因と考える。

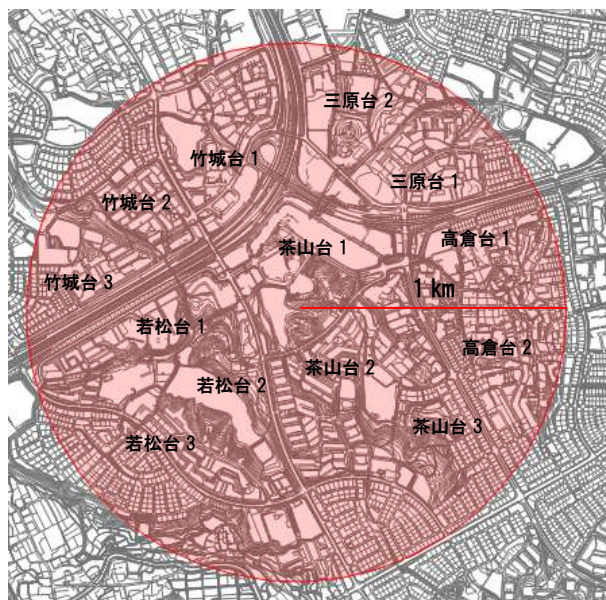


図 2-6 誘致圏域図

表 2-1 誘致圏域における人口・世帯数

町丁名	世帯数	人口		
		総数	男	女
高倉台1丁	789	1,447	613	834
高倉台2丁	1,572	3,326	1,588	1,738
竹城台1丁	1,314	2,100	956	1,144
竹城台2丁	1,106	1,925	873	1,052
竹城台3丁	605	1,141	473	668
茶山台1丁	140	273	115	158
茶山台2丁	2,511	4,460	2,093	2,367
茶山台3丁	718	1,426	691	735
三原台1丁	1,484	2,711	1,137	1,574
三原台2丁	2,138	5,599	2,670	2,929
若松台1丁	1,402	2,666	1,162	1,504
若松台2丁	691	1,337	566	771
若松台3丁	445	1,024	477	547
計	14,915	29,435	13,414	16,021

令和3年9月末現在

人口構成比でみると、子どもの人口（0－14 歳）が 9.6％、生産年齢人口（15－64 歳）が 55.8％、高齢者人口（65 歳以上）が 34.6％、平均年齢は 50.9 歳である。

全市や南区域と対比すると、子どもの人口割合は、南区 11.2％、全市 12.4％のいずれよりも低い値で、生産年齢人口の割合は、南区の 54.2％よりも高いが、全市の 59.3％よりも低い値となっている。

また、高齢者人口は、南区 34.5％と概ね同値であり、全市 28.3％よりも高い値となっている。

年齢	誘致圏域内			全市計			南区域		
	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女
0-14	2,813	1,459	1,354	102,806	52,526	50,280	15,652	8,059	7,593
15-64	16,431	7,810	8,621	496,671	244,572	246,099	75,541	36,332	39,209
65以上	10,191	4,145	6,046	234,314	99,643	134,671	48,070	20,469	27,601
構成比（％）									
0-14	9.6	10.9	8.5	12.4	13.2	11.7	11.2	12.4	10.2
15-64	55.8	58.2	53.8	59.3	61.6	57.1	54.2	56.0	52.7
65以上	34.6	30.9	37.7	28.3	25.1	31.2	34.5	31.6	37.1
平均年齢	50.9	48.8	52.6	46.8	45.0	48.3	48.3	48.0	51.3

令和3年9月末現在

表 2-2 人口構成比

3) 市民アンケート

堺市では2020年8月に、未来の泉北ニュータウンの取組に向けたアンケート調査を行った。Web アンケート形式で実施し、回答者の総数は319人である。

泉北ニュータウン在住者（173人）への「泉北ニュータウンに今後も暮らしたいと思うか」という問いに対しては、8割を超える回答者が「暮らしたいと思う」と回答しており、多くの地域住民にとって住みよい街であると言える。また、泉北ニュータウン外在住者への「泉北ニュータウンは住み替え先の候補となるか」という問いに対しては、「候補として考えたことがある」が半数近くに上るが、今後さらに地域外に対するブランド力向上が求められる。

泉北ニュータウンで魅力を感じるもの（図 2-7）については、「公園・緑道など緑が豊か」、「静かで落ち着いた居住環境」という回答が多く、そのほかにも、子育てしやすい環境にも魅力を感じている。ビッグバン及び泉ヶ丘公園の一体活用においては、駅前の自然豊かな緑を活かし、子育て環境を整備していく。

〔問 27〕 魅力を感じるもの（複数回答・％）

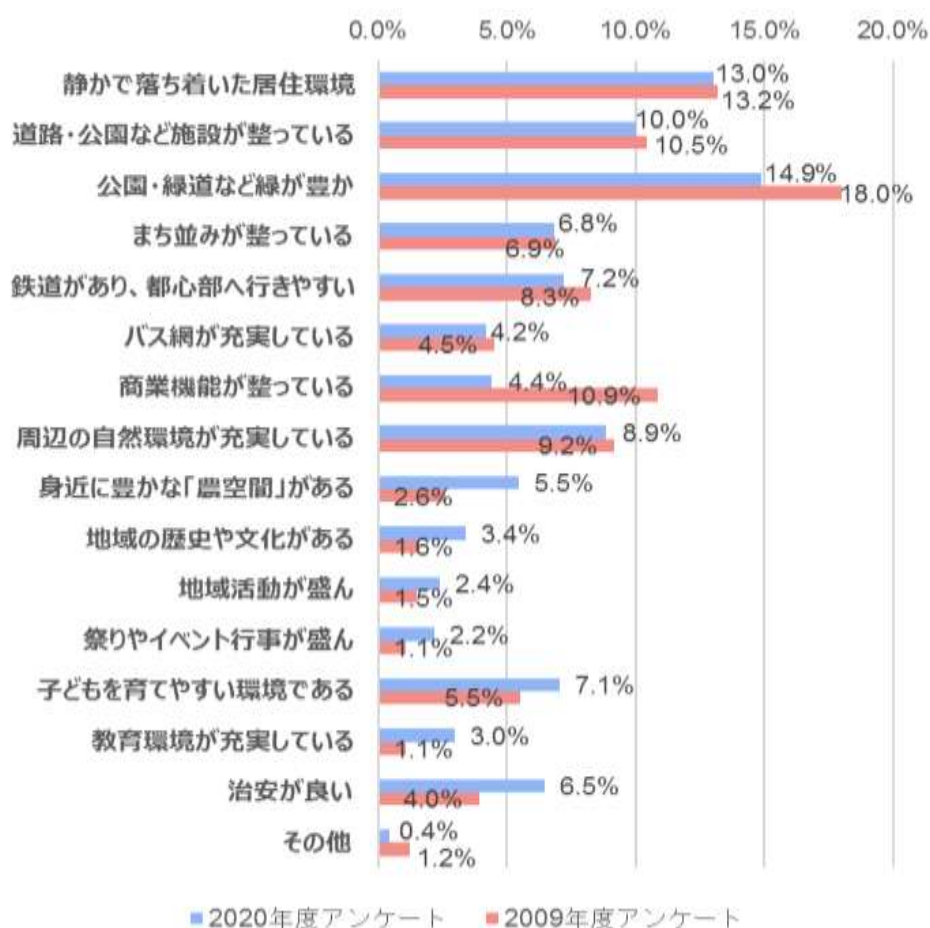


図 2-7 市民アンケート（まちの魅力）

出所）第1回 堺市泉北ニュータウン再生指針の改訂に関する懇話会

望ましいまち（図 2-8）については、医療施設、商業施設、教育施設、保育環境の充実を求める回答が多かった。泉ヶ丘エリアは、特に商業施設が集積しているほか、今後、近畿大学医学部の整備も予定されていることから、こうした施設の利便性をより向上させる必要がある。さらに、子育てしやすい環境を向上させていく必要がある。

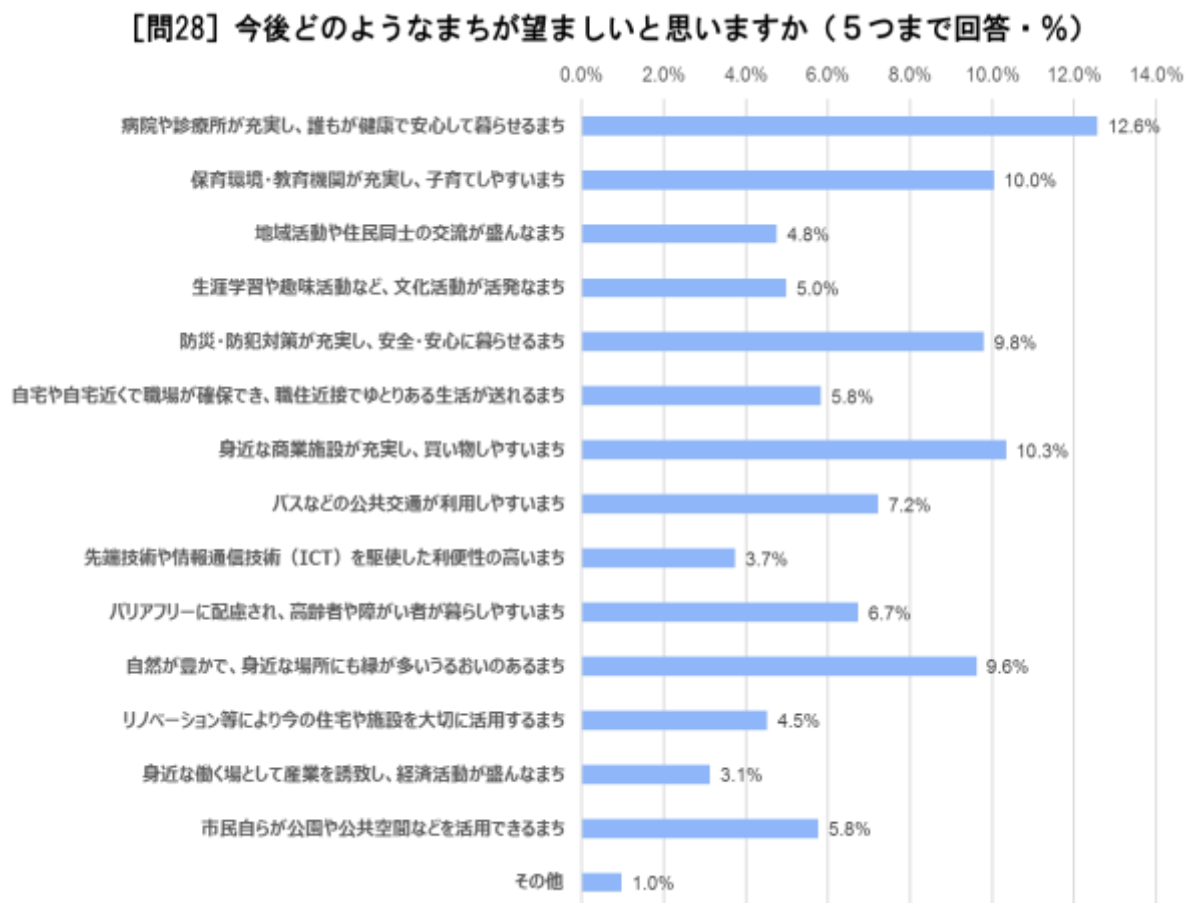


図 2-8 市民アンケート（望ましいまち）

出所）第1回 堺市泉北ニュータウン再生指針の改訂に関する懇話会

2. 泉ヶ丘エリアの特徴

泉ヶ丘エリアには、ビッグバンの周辺に多くの商業施設や公園が立地しているため、周辺施設管理者へのヒアリング結果を表 2-3 に整理した。エリア全体で見ると客層が多様であることや、市民ボランティアが積極的に活動していること、エリアマネジメント組織が設立されていることが特長である。この特長を活かし、ボランティア、ビジネス両面において市民の力を最大限活かした地域独自の魅力を持つ都市の活性化をめざすことが求められる。一方、近畿大学医学部・近畿大学病院の移転などにより、ステークホルダーの変化も見込まれるため、継続的なエリアマネジメント体制の構築をめざす必要がある。

また、施設間の相互利用が少なく、エリア内の回遊行動創出が課題である。新たなエリアマネジメント体制の下、回遊促進をめざしたイベントの拡充や、駐車場サービスの連携等、施設間の回遊性を生む連携方策が求められている。また、市民参加については、マルシェ等、気軽に参加できるイベントは多く、引き続き、市民参加を促進する取組が必要である。

表 2-3 泉ヶ丘エリアに関するヒアリング結果

	特徴
客層	・ 施設ごとに客層が分かれ、様々な客層が訪れるが、相互利用が少ない ・ 大蓮公園は時間帯ごとに幅広い年代の利用がある ・ パンジョの来店は自動車利用が多く、堺市だけでなく市外からも来客がある
施設間連携	・ 泉北ニュータウン再生府市等連携協議会、泉ヶ丘ライブタウン会議などによって組織横断的にエリアマネジメントに取り組んでいる ・ 定期的にエリア内での回遊促進をめざすイベントを開催している ・ 施設間はペDESTリアンデッキで結ばれているものの、十分活用されていない
市民連携	・ 大蓮公園にてマルシェが開催されるなど、多くの市民が積極的に活動 ・ イベントでは、地元学生が駅前広場でステージに出演

3. ビッグバン及び泉ヶ丘公園の特徴

1) ビッグバン

ビッグバンの特徴を表 2-4 に示す。新型コロナウイルス感染症発生前は年間約 25 万人が来館しており、大きな集客力を持つことが強みである。来館者の居住地域も、大阪府内に留まらず、周辺府県からの来訪が見られる（図 2-9）。客層は子育て世代の来館が多く、平日は団体（遠足）利用が多い。また、ビッグバンの展示ストーリーに基づき、宇宙をテーマに様々なコンテンツが用意されている。

一方で、来館する子どもの年齢は未就学児から小学生が多く、中学生の来館はほとんどない（図 2-10）。この要因として、コンテンツは遊具等のハード系が多く変化がないことや、小学校高学年以上が楽しめるソフト系のコンテンツがないことが挙げられる。子どもの成長の過程において長い期間楽しめるよう、来館者の年齢や社会のニーズに合わせて多様なプログラムを用意するなど、ソフト系のコンテンツが求められる。

上記の取組でリピート率を高め、地元で愛され地域全体の魅力を高める施設にすることや、施設間連携を促進し、子どもが楽しめるコンテンツ・フィールドを他施設にまで拡大していく必要がある。

表 2-4 ビッグバンの特徴

	特徴
来館者	・ 新型コロナウイルス感染症拡大による影響以前は、年間約 25 万人が来館 ・ 子どもの付き添いで大人の来館も多い ・ 平日（特に雨天日）は団体利用が多い ・ 遠方からの集客もある ・ 地元でもリピート率が低い ・ ビッグバンは未就学児～小学校低学年に利用がとどまっている ・ 子どもが遊んでいる間、保護者も一緒に楽しめる環境が不足している
コンテンツ・設備	・ 宇宙をテーマに、一貫したストーリーで設計されている ・ 遊具のバリエーションが豊富であり、特にマチカネワニや遊具の塔が人気 ・ すべてのコンテンツが屋内にあり、雨天時も楽しめる ・ コンテンツが固定化している ・ 交流広場や 4 階のブリッジなど、十分に活用できていないスペースが存在する ・ 設備の老朽化が進んでいる
他施設との連携	・ パンジョにビッグバンのチラシを設置 ・ 周辺施設との連携は乏しい ・ 特に団体利用者は周辺施設への回遊がない

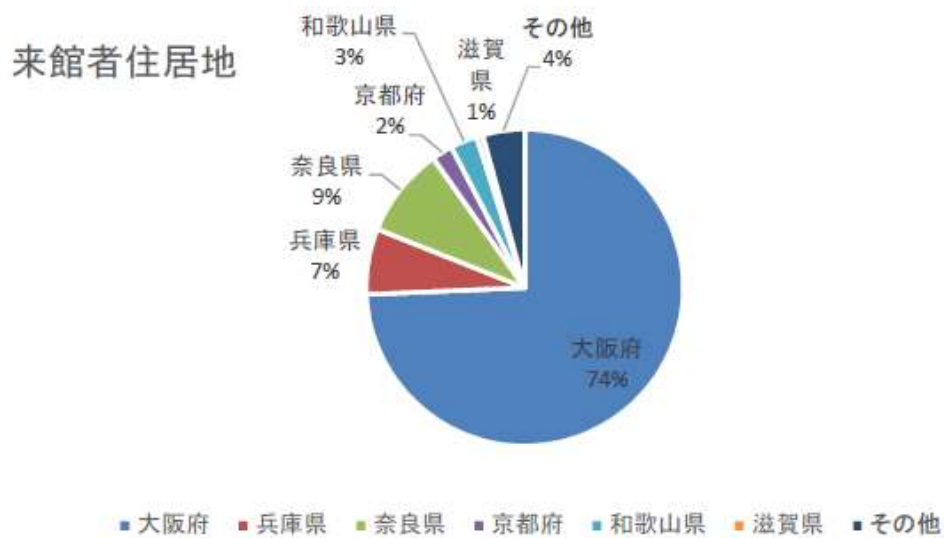


図 2-9 平成 30 年度 来館者アンケート（来館者の居住地）

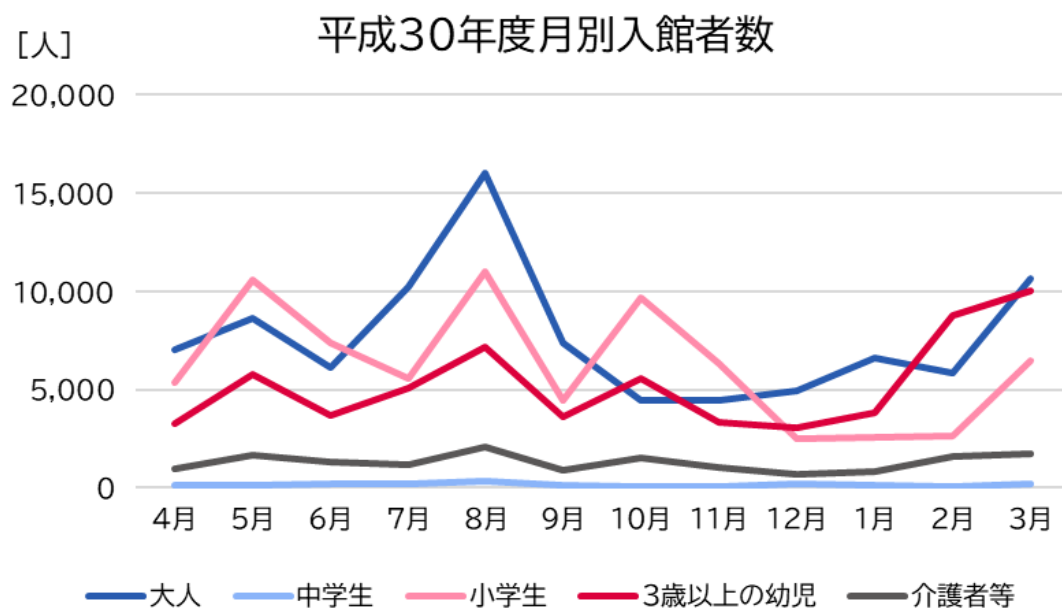


図 2-10 ビッグバンの来館者数

2) 泉ヶ丘公園

泉ヶ丘公園の特徴を表 2-5 に示す。地域資源としては、駅前ながら貴重な里山の緑が残されていることが特長であり、豊かな地形や水辺空間が広がる。また、公園内の園路はすでに一定程度利用されている。

一方で、里山の緑や濁池を活用した遊びや、ビッグバンと連携したプログラムの展開などの、新たな魅力創出が求められる。

表 2-5 泉ヶ丘公園の特徴

	特徴
利用状況	・ 濁池西側の園路は茶山台団地から駅方面に向かう人に利用されている ・ ちょっとバンは地元の小学生に人気 ・ 全体的に園路の利用者は少なく、特に濁池東側の園路は高低差があり、ほとんど利用されていない ・ 公園は里山であり、現在あまり活用されていない ・ ちょっとバンを訪れる子どもの保護者の居場所が不足
地域資源	・ 起伏があり、地形の種類が豊か ・ 濁池があり、水辺空間が広がる ・ ちょっとバンでは、森林を活用した体験プログラムを提供 ・ 公園区域内に世界遺産百舌鳥古市古墳群とつながりが深い多くの窯跡が存在 ・ 豊かな緑・水辺環境がほとんど活用されていない ・ 窯跡の存在がほとんど周知されていない
他施設との連携	・ 公園資源を活用した周辺施設との連携はほとんど行われていない

第3章 基本的な考え方

1. 基本理念

1) ビッグバン及び泉ヶ丘公園の将来像

子どもが未来に向かい創造的に学び遊ぶ子育ての拠点に

ビッグバン及び泉ヶ丘公園のエリアは、以前から子どもが集まる場として機能してきた。ビッグバンには市内外から子どもが訪れ、また、泉ヶ丘公園内のちょっとバンには地域の子どもたちが集まっていた。泉ヶ丘駅前地域活性化ビジョンでは、ビッグバン及び泉ヶ丘公園のエリアが「子どもコア」とされており、よりいっそう子どもたちが愉しめる空間となることをめざす。また、ただ愉しむだけでなく、昨今の教育で求められている協働性や社会性も身に着けられる場とし、保護者が子どもを育てる「子育て」と子どもたち自らが活動する「子育て」の両面から、保護者が安心できること、子どもが能動的に活動できることをめざす。

2) ビッグバン及び泉ヶ丘公園のコンセプト

「宇宙」と「地球環境」をテーマに創造力をはじめ
社会を生き抜く力を育み、そのエネルギーを周辺にも波及させる

子どもたちが協働する

多彩なプログラムにより、子どもたちが
主体的に協働する場を提供

子育てを実感できる

保護者が子育てを楽しむことができ、
安心して子育てを実感できる場を創出

市民とともに育む

地域の資源を活かした事業・活動を
市民とともに育む

エリア全体で新たな魅力を創出

ビッグバンと公園、周辺施設が連携し
回遊を創出

ビッグバンの「宇宙」、泉ヶ丘公園の「地球環境」をテーマに4つの視点を踏まえた取組を進め、子ども、保護者、市民等が、子どもの健やかな育ちを支え、地域全体が一体でエリアの価値創出に取り組むことで、子どもたちに社会生き抜く力を身につけさせ、子どもたちのエネルギーを泉ヶ丘エリア全体に波及させる。

① 子どもたちが協働する

児童厚生施設であるビッグバン及びその周辺の泉ヶ丘公園において、子育ては非常に重要な機能である。他者を尊重し、協働する「社会性」、新たな価値を創り出す「創造性」、自ら考え、自ら行動する「主体性」を育むことにより、子どもたちは画一的な能力ではなく個々人それぞれの能力を身につけ、子どもたちそれぞれが世界へはばたいていくことをめざす。

② 子育てを実感できる

子育て世代が多く来館しているというビッグバンの特長をさらに伸ばすため、保護者自身も子どもを見守りながら愉しめる施設とする。子も保護者も愉しめる施設の存在は子育てのしやすさに直結し、子育て世代に選ばれる泉ヶ丘エリア、泉北ニュータウンをめざす。

③ 市民とともに育む

地域社会全体で子どもの健やかな育ちを支えることはもちろんのこと、泉ヶ丘公園に残された貴重な里山の緑や、それを使った地域の活動を市民参加型で育んでいく。市民が地域を育むことは泉ヶ丘の歴史を知り、地域への愛着を高め、シビックプライドの醸成へとつながる。それぞれの市民が何世代にもわたって住み続けたいと思える泉ヶ丘エリアをめざす。

④ エリア全体で新たな魅力を創出

交通のアクセスがよく、かつ様々な商業施設や公園が集積している泉ヶ丘エリアの特長を活かし、エリアマネジメント組織等を活用した事業者間の連携により、来訪者の回遊を高める。来訪者が泉ヶ丘の魅力を再発見することにより、来訪者の増加、さらなる魅力の創出をめざす。

3) ゾーニング計画

ゾーニング計画は図 3-1 に示すとおり、泉ヶ丘駅方向からビッグバンを訪れ、後背地、泉ヶ丘公園を一巡できる動線を整備し、ビッグバン及び泉ヶ丘公園、それぞれが連携し活動できる環境を整えることで、子どもたちに未来への希望を抱くことができる場としていく。

ビッグバンでは、「宇宙」をテーマに、本物の宇宙技術の紹介や宇宙関連団体と連携した体験プログラムやワークショップ等を行い、子どもたちの豊かな発想力や広い視点等を育み、未来を創造する力を身につけることができる場とする。また、これらのワークショップ等の実施にあたっては、館内だけではなく、館外の交流広場や展望広場、泉ヶ丘公園を一体的に活用しながら実施していく。

泉ヶ丘公園では、「地球環境」テーマに、豊かな自然環境・地域資源を活かし、子どもたちが自ら遊びを考え実践することにより、社会を生き抜く力を育む。また、窯跡などの歴史的資源を活かし、フィールドワークや遊びの機会を通じて地域の歴史文化を学ぶ場とする。さらに、公園内の園路をシームレスに周辺エリアにつなぐことにより、ビッグバン及び泉ヶ丘公園に加え、周辺エリアへの周遊性を高める。

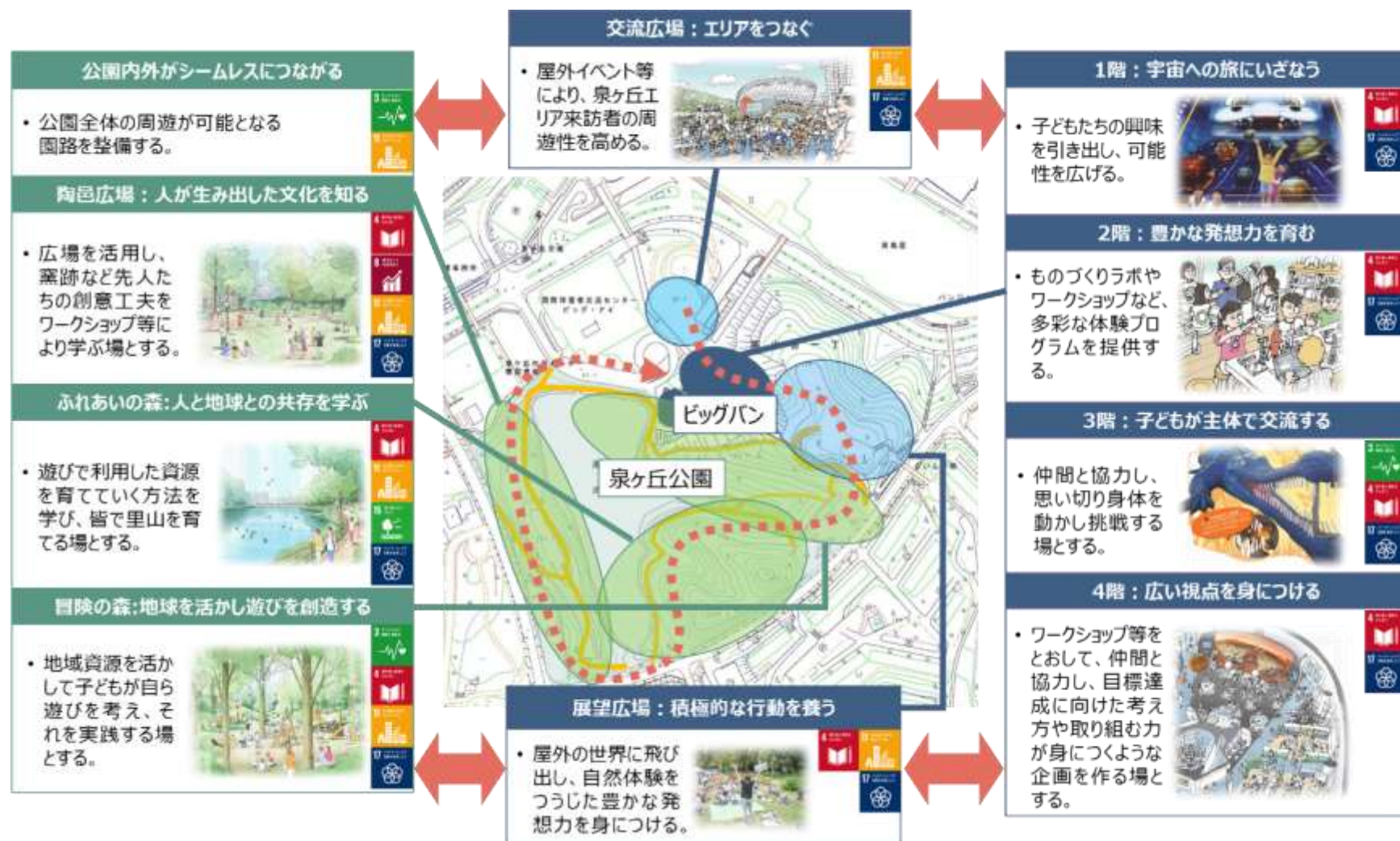


図 3-1 ビッグバン及び泉ヶ丘公園 ゾーニング計画

2. 想定する利用者層と利用イメージ

「子どもが未来に向かい創造的に学び遊ぶ子育ての拠点」として、子どもの成長に寄り添う場である必要がある。ビッグバンは小学校低学年以下の来館が主であったが、ビッグバン及び泉ヶ丘公園を屋内外で連携した施設とすることにより、利用者層を小学校高学年まで広げる。1つの施設で高学年と低学年がともに活動することにより、低学年の子どもは「先輩」を見て学び、さらなる成長へとつなげることができる。そして、自分が育った地域への愛着を高めることをめざす。

利用者の居住エリアについては、市民が日常的に訪れる場とするだけでなく、市外の方たちも訪れやすい場とし、市内外から人が集まり新たな魅力があふれる都市をめざす。

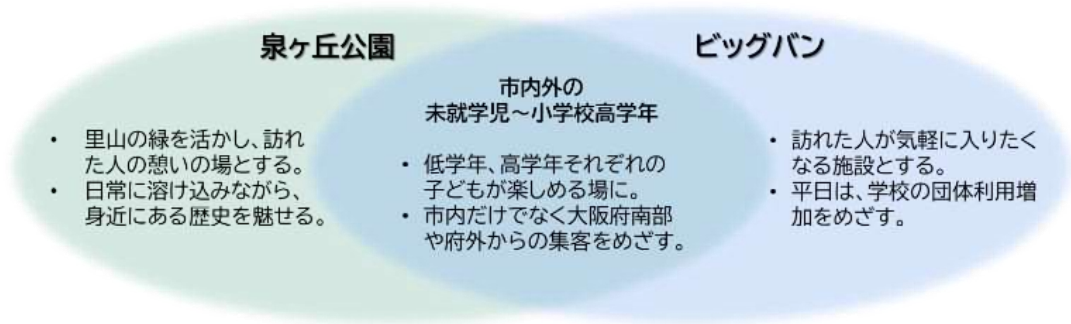


図 3-2 想定する利用者層と利用イメージ

3. エリアの回遊性向上

第1章2節に記載のとおり、ビッグバン及び泉ヶ丘公園の周辺には、商業施設や都市公園等、様々な施設が位置している。泉ヶ丘エリアは様々な客層が訪れるという特徴を活かし、様々な客層が相互に施設間を行き来するエリアをめざす。ビッグバンに訪れた家族連れが泉ヶ丘駅前の商業施設で食事や買い物をする、泉ヶ丘公園に訪れた子どもたちが図書館で学習する等、地域内の行き来を活発化させることにより、「エリア全体で新たな魅力を創出」につなげていく。

ビッグバンや泉ヶ丘公園における活動についても、周辺施設や大学等とも連携しながら新たな取組を展開し、泉ヶ丘駅前エリア全体の活性化に寄与することをめざす。具体的な連携イメージは図3-3に示すとおり、ビッグバンにより入りやすい環境を整え、駅前商業施設や駅周辺の広場・公園と連携したプログラム等の取組を展開する。

図 3-3 周辺施設との連携イメージ

一般来訪者を増やすため 1階を無料開放  出所) 日比谷花壇 HP	周辺施設・機関との連携した 出張イベント、周遊イベント、 エリアマネジメント活動  出所) 泉ヶ丘ひろば専門店街 HP	屋内・屋外連携のイベント・ プログラム  出所) 國學院大學 HP
---	---	---

第4章 ビッグバンのリニューアル運営方針

1. 基本方針

ビッグバンは、外とシームレスにつなげることができる屋内空間を持ち、子ども向け施設としてのブランドを既に築いている。これらの基礎的条件を踏まえ、ビッグバン及び泉ヶ丘公園のコンセプト実現に向けた、ビッグバンの基本方針を図 4-1 に示す。子どもからも保護者からも選ばれる施設をめざし、同じコンテンツを将来も提供し続けるのではなく、常に時代にあった新たなコンテンツを提供し、利用者の増加を図り収益の確保にも取り組んでいく。

宇宙を知り未来を創造する力を身につける	
1. 子どもが大好きな施設に	“体験×挑戦×協働”で、訪れた子みんなが楽しめるビッグバン 新たな体験、仲間との協力、創意工夫等—あらゆる体験を通じて子どもたちがそれぞれの楽しさを発見し、成長する場
2. 保護者からも選ばれる施設に	子育てを楽しみ、子育てを実感できるビッグバン 子どもと一緒に楽しみ、憩え、子どもの成長を実感できる場
3. 将来にわたり魅力を発揮し続ける施設に	地域みんながつながり進化し続けるビッグバン 市民、団体、大学などと連携し、魅力あるコンテンツを提供することで、常に地域や利用者に親しまれる場

図 4-1 ビッグバンの基本方針

2. 利活用のイメージ

利活用のイメージを表 4-1 に示す。子どもの成長や子育てのほか、泉ヶ丘駅前周辺の魅力向上や、新たな魅力の創出・交流促進を図る。

表 4-1 ビッグバンの利活用に係る機能

子育て	①子どもたちの興味関心を引き出し、好奇心を育む機能 ②子どもたちが体を動かせる機能 ③子どもたちが遊びを通じて創意工夫する場としての機能 ④子どもたちがほかの人との協働を通じて価値を生み出す場としての機能
子育て	保護者が子育てを楽しみ、安心して子育てを実感できる場としての機能
地域の交流促進・魅力向上	①多様な人を呼び込み交流を促進する機能 ②地域の市民、団体、大学などと連携した取組を進め、地域の新たな魅力を創出する機能
地域の特徴発信	宇宙や環境、歴史文化などの地域に関する魅力・特長を発信する場としての機能

3. フロア計画

図 3-1 のゾーニング計画を踏まえ、ソフト事業の強化を軸とした既存の遊具を活用や、各フロアのテーマに沿ったコンテンツの導入など、ビッグバンが持つポテンシャルを最大限活用する改修とする。

表 4-2 ビッグバンの整備運営方針

テーマ「宇宙」：宇宙を知り未来を創造する力を身につける	
交流広場	■ エリアをつなぐ - 駅前周辺施設との連携によりビッグバンエリアの周遊性を強化 - 交流の場やイベントの企画運営により駅前の回遊性を促進
1階	■ 宇宙への旅にいざなう - 無料コーナーとし宇宙に関連した物販を拡充する - いつでも子どもや保護者が気軽に活用できるスペースの提案を民間事業者を求める
2階	■ 豊かな発想力を育む - 幼児が利用できるエリアや「ものづくりラボ」として、小学校高学年までが利用できる豊かな発想力をはぐむ体験の場を提供 - 宇宙技術体験をととして、地球環境の大切さを知るプログラムを提供
3階	■ 子ども主体で交流する - 幼児から小学校中学年までの利用を想定 - 子どもたちの体力と積極的な行動力を養う場を提供 - 現在も人気の大型滑り台などを活用するとともに幼児も利用できる遊具等の新たなサービスを提供
4階	■ 広い視点を身につける - ワークショップ等の拡充に向けた設備整備、既存施設を活用した収益確保 - 宇宙をテーマにした展示コーナーの設置、シアターのリニューアル、屋外との接続デッキの改修等によりビッグバンと泉ヶ丘公園を一体的に活用し、宇宙・地球を学ぶ環境ワークショップ等のプログラムを提供
展望広場	■ 積極的な行動力を養う - ビッグバン（屋内）から泉ヶ丘公園（屋外）へといざなう - 屋内ではできない実験や体験プログラムを提供

1) 1階（宇宙への旅にいざなう）

無料ゾーンを設けて、館内外をつなぎシームレスに活用する。これにより、リニューアル後のビッグバンを印象づけて、市民の交流を促す。

また、飲食の提供や宇宙関連商品等の販売機能を設け、気軽に市民が利用できる新たな魅力を創出する。

入館口の前の交流広場では、駅前周辺施設と連携したイベントを開催する等、駅前周辺の回遊性を高める新たな魅力を創出していく。



図 4-2 ビッグバンリニューアル後のフロア計画（1 階）

2) 2 階（豊かな想像力を育む）

小学校低学年までの比較的年齢の低い子どもたちが利用できるエリアに加え、小学校高学年までの子どもたちが、工作等をとおして豊かな発想力をはぐくむ学び体験や、宇宙技術体験をとおして地球環境の大切さを知るプログラムを提供する。具体的には、ワークショップ等が行える空間（ものづくりラボ）を拡充する。

小さな子どもを安心して楽しめる、あかちゃん広場を設ける。保存状態の良いあかちゃん広場やスペースキッチンが既存設備を活かす。

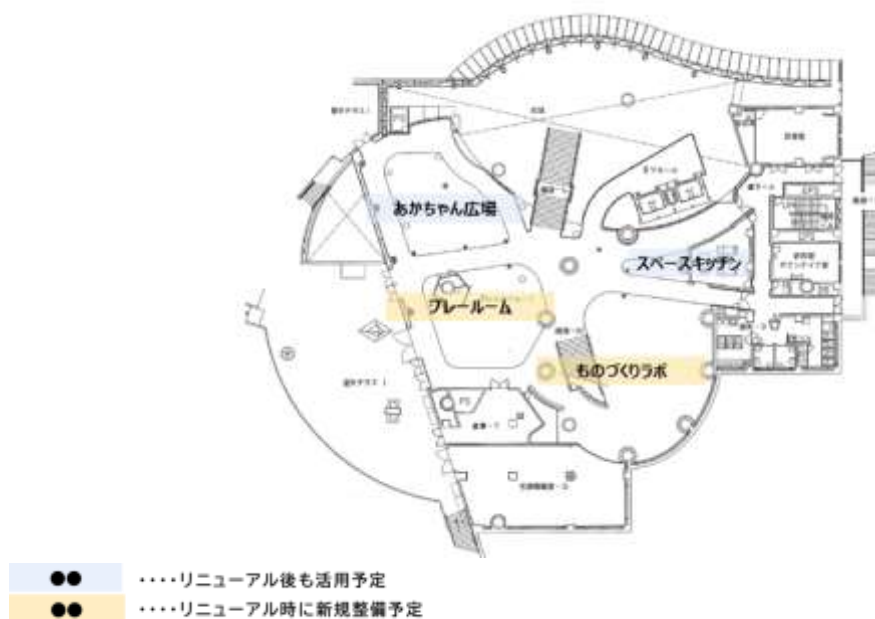


図 4-3 ビッグバンリニューアル後のフロア計画（2 階）

3) 3階（子どもが主体で交流する）

幼児から小学校中学年までの子どもたちを主な対象とする。思い切り体を動かし体力と積極的な行動力を養い、子どもたちの交流を促す場とする。ワニの遊具を始めとした人気の高いエリアであり、既存設備を活かした改修を行う。



図 4-4 ビッグバンリニューアル後のフロア計画（3階）

4) 4階及び遊具の塔（広い視点を身につける）

多目的に使えるイベントスペースや活動スペースを設けることで、期間限定の展示やイベントも実施しやすくし、何回も訪れたくなるような仕掛けを行う。

宇宙をテーマにした本物志向の展示コーナーやシアターのリニューアルを実施することで、宇宙体験と宇宙への興味を喚起する。

このほか、人気の遊具の塔は保存状態も良いことから大きな改修は行わずに引き続き活用し、新たな物販スペースを設けるなど収益確保の取組を行う。また、泉ヶ丘公園に続く接続デッキを活用し、ビッグバンと泉ヶ丘公園を一体的に活用した宇宙・地球を学ぶ環境ワークショップなど魅力的なプログラムを提供する。



図 4-5 ビッグバンリニューアル後のフロア計画（4階）

4. 事業イメージ

1) 交流広場の活性化（エリアをつなぐ）

幅広い年齢層が楽しめるイベントを展開。また、集まった人々を、ビッグバンや周辺施設へつなぐ流れを創出する。



図 4-6 活性化した交流広場のイメージ

2) 館内活動の館外への展開

2階のものづくりラボで製作したものを活かした館外プログラムを展開する。また、4階で実施するワークショップについても、泉ヶ丘公園へとつながる接続デッキを活用し、館外への展開を図る。これまで十分に活用されていなかった交流広場やため池をさらに活用する等、館内の活動を館外へ発展させ新たな魅力を創出していく。



図 4-7 屋内の活動を屋外へ展開させたプログラムイメージ

3) 宇宙や SDGs をテーマにした新たなコンテンツ

イベントスペースや活動スペースなど、フレキシブルに活用できる空間を多く確保する。これらのスペースでは、宇宙や SDGs をテーマに様々な企画を行う。

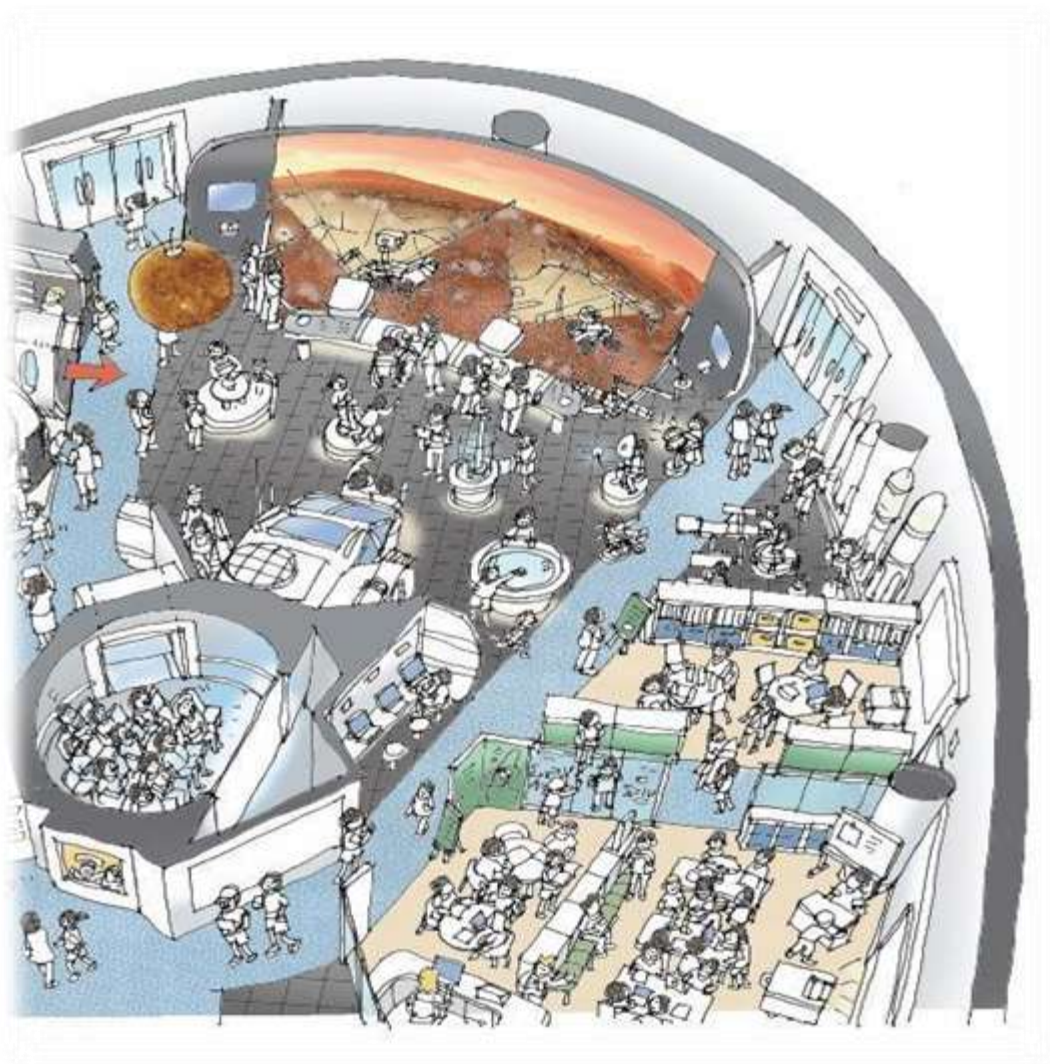


図 4-8 4 階フロアのリニューアルイメージ

第5章 泉ヶ丘公園の整備運営方針

1. 基本方針

泉ヶ丘公園は、里山の緑や多くの地域資源を持つことや、地域の子どもたちに利用されてきたことから、ビッグバン及び泉ヶ丘公園のコンセプトを実現するための、整備の基本方針を図 5-1 に示す。

公園としての魅力に加え、ビッグバンと一体的に活用することで、屋内外がシームレスにつながった新たな魅力を提供する。また、子どもたちが遊び、学び、社会を生き抜く力を身につける場とし、すべての人が訪れたいくなる公園とする。

テーマ「地球環境」：自然の中で遊び、学び、社会を生き抜く力を身につける	
1. ビッグバンとの 一体的な活用	- 公園とビッグバンを一体的な区域ととらえ、来訪者の施設間の円滑な移動を可能とし、ビッグバンが提供するプログラムと連携可能な公園として整備し、管理・運営する - 泉ヶ丘駅前からは、ビッグバンと公園の緑が一体となり、隣接する大蓮公園へとつながるまとまりのある緑地空間を形成する
2. 文化財を保存・ 活用し緑豊かな 空間と緑のネット ワークの形成	- 公園は、既存緑地やため池の保全・活用により、駅前の緑の拠点として整備する - 公園は、文化財を保存・活用し、後世に歴史的資源を継承する - 周辺の公園をつなぐ緑道と接続し、みどりのネットワーク化を図り、生活動線や駅前周辺の回遊性の向上のほか、生物多様性の保全を図る
3. 来訪者を受け入 れる環境の整備	- 来訪者へのサービス向上のため、アクティビティ施設の導入や駐車場の整備、ビッグバンと連携した自然体験・学習の提供を図る - 来訪者が安全に安心して利用できるよう休憩施設の充実やユニバーサルデザインを推進する - 周辺エリアからの円滑な動線の確保や、園内移動の快適性の向上に資する施設整備を行う

図 5-1 泉ヶ丘公園整備の基本方針

2. 利活用のイメージ

利活用に係る機能を表 5-1 に示す。都市公園としての一般的な機能だけでなく、ビッグバンと連携することによる子育て機能の強化や、歴史文化・自然環境を活かした SDGs の学びなど、多様なプログラムを行うことによる地域の活性化をめざす。

表 5-1 泉ヶ丘公園の利活用に係る機能

レクリエーション	①木々や水辺空間を利用した余暇活動の場としての機能 ②緑によるリラクゼーション、癒しの機能
子育て・学び	①子どもたちが自ら遊びを創造する場としての機能 ②里山の緑や文化財を活用した学びの場の提供
健康増進	①里山や池を活かし、アウトドア体験を提供する機能 ②ウォーキング等の周遊機能や緑道ネットワーク機能
コミュニティ	①市民の交流の場としての機能 ②ビッグバンや公園で活動する人たちの交流の場としての機能
地域の魅力向上	①周辺施設と連携したプログラムを行える場としての機能 ②様々な事業やイベント等で地域の魅力を向上する機能

景観形成に係る機能を表 5-2 に示す。里山の緑を活かし、隣接する大蓮公園との一体的な景観を形成する。また文化財や生物多様性といった貴重な資源を保全していく場とする。

表 5-2 泉ヶ丘公園の景観形成に係る機能

景観	①ため池の水辺と既存樹林の緑が一体となった里山的自然の景観形成 ②緑により四季の変化が織りなす潤いのある景観形成機能 ③大蓮公園等の周辺の緑への連続性を活かした景観形成
環境	①里山的環境を有する緑とため池の水辺環境の保全機能 ②文化財の保全のための緩衝機能 ③都市の生物多様性の確保に関する拠点機能

3. 整備運営方針

泉ヶ丘公園の整備運営方針を表 5-3 に示す。図 3-1 のゾーニング計画を軸としながら、各エリアのテーマに沿った機能を導入する。駅前に近く、最大の魅力である緑豊かで広大な空間を活用し、「地球環境」をテーマに自然環境や地形、百舌鳥古墳群に関連する歴史的資源を活かした、フィールドワークや遊びの機会を提供する。

表 5-3 整備運営方針

	テーマ「地球環境」：自然の中で遊び、学び、社会を生き抜く力を身につける	
園路	公園全体の周遊が可能となる園路を整備する。これにより、周辺地域へのアクセス性も向上する	3 良好な生活環境
冒険の森	■地球を活かし遊びを創造する 起伏や既存樹木を活用した遊具を整備し、普段体験できない自然の中の遊びや子どもが自由に体を動かせる場とする	4 質の高い教育をみんなに 8 持続可能な消費の模式
ふれあいの森	■人と地球との共存を学ぶ 里山の生態系を観察したり、里山管理の体験、自然の大切さや豊かさを体感することをとおして、SDGsや環境保全を学ぶ場とする	15 陸の豊かさを守る
陶邑広場	■人が生み出した文化を知る - 来訪者が休んだり、子どもが遊具で遊べる空間とする - 窯跡という歴史的資源を継承する場とする	17 持続可能な都市

4. 動線計画

泉ヶ丘公園の動線計画を図 5-2 に示す。



図 5-2 泉ヶ丘公園動線計画

1) エントランス

① 北側エントランス（メイン）

泉ヶ丘駅利用者や駅前商業施設からのアプローチを考慮し、駅前のペデストリアンデッキからシームレスにつながるエントランスとする。また、ビッグバンの1階が市民に開かれた広場となることから、ビッグバンと行き来がしやすい空間とするだけでなく、館内外にまたがるイベントも開催できる空間とする。

② 南側エントランス（サブ）

公園南側の住宅地からの歩行者や大蓮公園来園者のアプローチを考慮し、日常的にストレスなく利用できるエントランスとする。水辺景観や文化財に配慮するほか、交通量が多いため歩行者の安全性に配慮した構造とする。

③ 東側エントランス（サブ）

ビッグバンの展望広場や、公園東側の住宅地からの歩行者のアプローチを考慮したエントランスとする。濁池に通じる園路の入り口でもあるため、緑の中に入りたくなるよう、周囲の景観に配慮した外観とする。

2) 園路（公園内外がシームレスにつながる）

園内の主動線は、ため池北側及び西側の既存通路やビッグバン南側を東西に通る既存通路を活かし、公園周辺の緑道とのネットワーク化を図り、隣接するビッグバンを含めた主要施設や樹林地をつなぐ動線とする。

駅前と周辺の緑道を結ぶ緑道機能を有する主園路は、幅員 3m 程度とし、バリアフリー基準に適合する園路とする。そのほかの園路は地形条件や環境保全、文化財保護等を考慮した幅員とする。

① 主園路

主園路は、泉ヶ丘駅からビッグバンを経由して公園南側の団地へとつながる園路とし、すべての人が通れるよう、すべて舗装されたバリアフリー園路とする。また、園内に点在する文化財や自然環境について学ぶ来訪者、日常の市民の生活動線や散策などの利用も想定する。

② 森の小道

森の小道は、濁池の東側に岸に沿って配置された園路であり、水面に近い位置から池を眺めることができる。里山の緑の中を通る園路であるため、地被植物等の保全のために基本的に自然を活かした構造・幅員とする。

5. ゾーニング

泉ヶ丘公園のゾーニングを図 5-3 に示す。

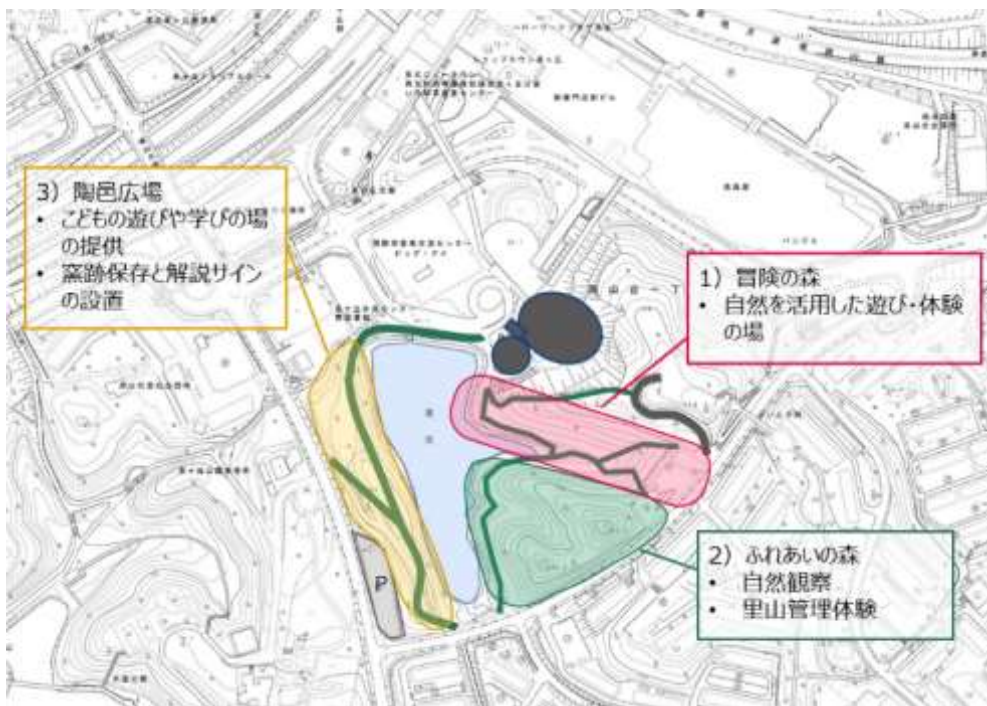


図 5-3 泉ヶ丘公園ゾーニング計画

1) 冒険の森（地球を活かし遊びを創造する）

冒険の森は、北側のエントランスからすぐの場所にある、子どもが普段体験できない自然を活用した遊び・体験を行うゾーンである。起伏や既存の樹木を活用した遊具を整備し、子どもが自由に体を動かせる場とする。ビッグバンから近い位置にあり、ビッグバンの屋外遊び場としての役割も果たすことができるため、ビッグバンから子どもを公園にいざなう機能を備える。



図 5-4 冒険の森

2) ふれあいの森（人と地球との共存を学ぶ）

ふれあいの森は、公園南東部にある、人の手がほとんど入っていない林のゾーンである。その特性を活用し、子どもたちが里山の生態系の観察や里山の管理の体験、自然の大切さや豊かさの体感をとおして、SDGs や環境保全を学ぶ場とする。基本的に子どもだけで活動するのではなく、大人とともに学ぶ場として活用し、里山の管理方法を未来に受け継いでいく役割も果たす。濁池に面した箇所は森の小道が整備され、池を眺めながらビッグバン方面と大蓮公園方面を行き来できる空間とする。



図 5-5 ふれあいの森

3) 陶邑広場（人が生み出した文化を知る）

陶邑広場は濁池西側の主動線沿いにあり、窯跡が多く分布するゾーンである。泉ヶ丘公園においては比較的広い平地が確保できる場所であり、来訪者が休んだり、子どもが遊具で遊んだりできる空間とする。また、窯跡という歴史的資源を継承する場でもあり、窯跡の案内サインの設置、歴史に関する屋外ワークショップを開催する。こうした機能を主動線沿いに配置することにより、より多くの人に歴史について理解を深めてもらうことをめざす。

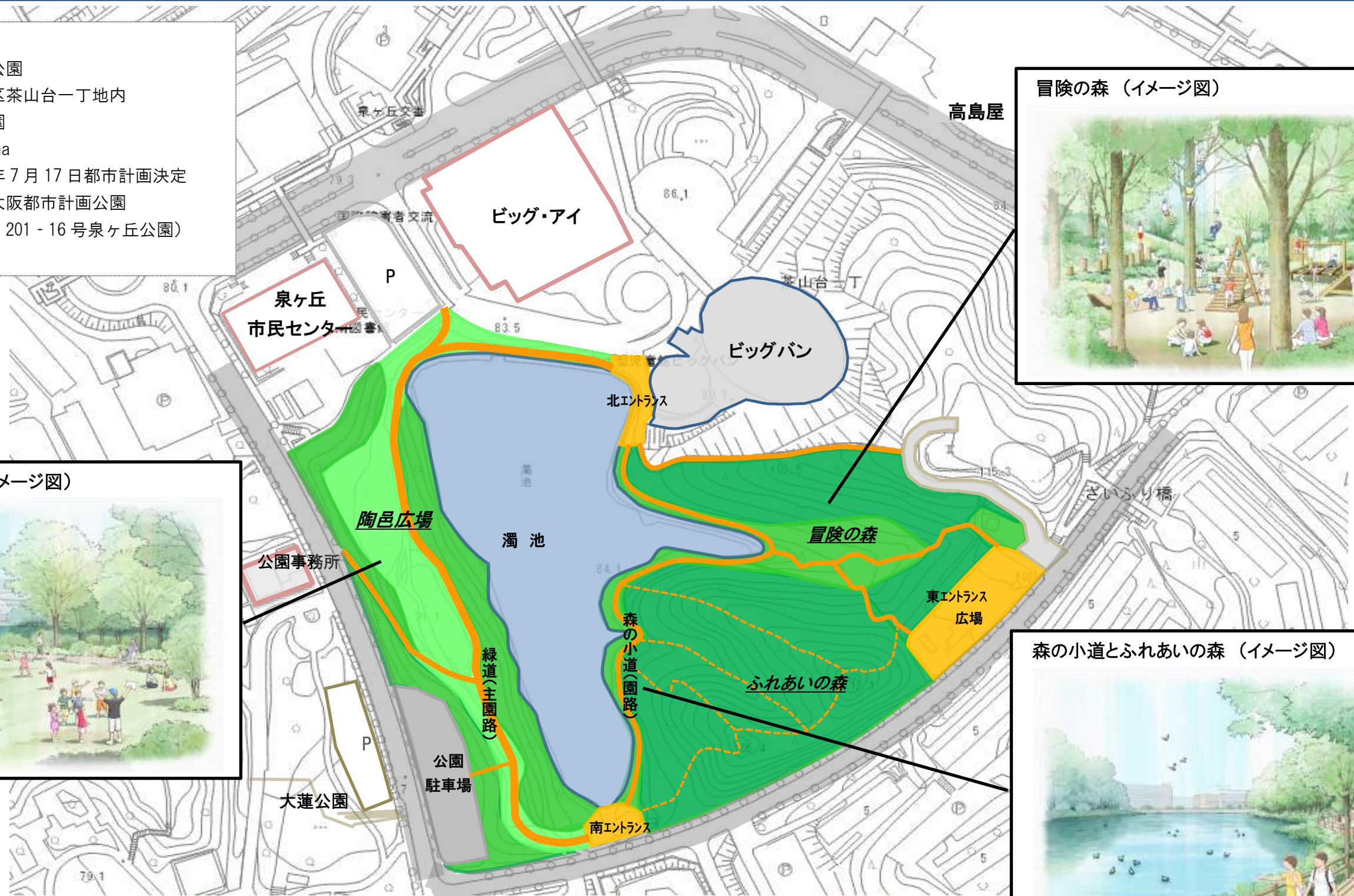


図 5-6 陶邑広場

泉ヶ丘公園整備基本計画(概要平面図)

■公園の諸元

名 称：泉ヶ丘公園
 所 在 地：堺市南区茶山台一丁目内
 種 別：地区公園
 計画面積：約 5.50ha
 都市計画：令和元年 7 月 17 日都市計画決定
 南部大阪都市計画公園
 (4・4・201 - 16 号泉ヶ丘公園)



冒険の森 (イメージ図)



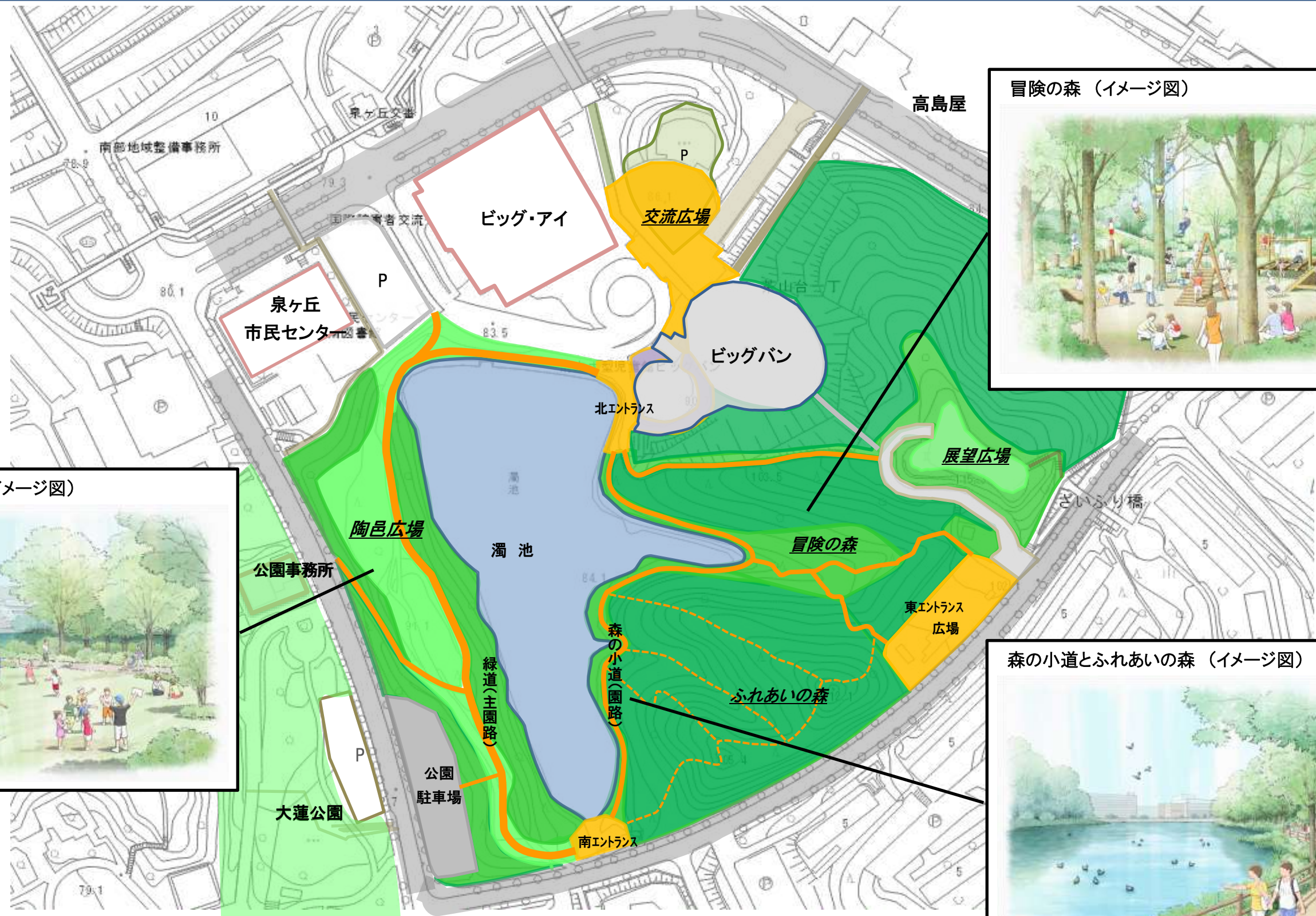
陶邑広場と緑道 (イメージ図)



森の小道とふれあいの森 (イメージ図)



泉ヶ丘公園とビッグバン(概要平面図)



冒険の森 (イメージ図)



陶邑広場と緑道 (イメージ図)



森の小道とふれあいの森 (イメージ図)



第6章 民間活力導入検討の背景及び事業手法

1. 民間活力導入検討の背景

ビッグバン及び泉ヶ丘公園の一体活用の実現にあたり、両施設の持つ特性や機能を最大限に発揮し、より効果的な管理運営を行っていくため、民間事業者の資金・ノウハウの導入の可能性について検討を進めてきた。

ビッグバンは、その施設の特性から小学校低学年以下の子どもたちの利用が中心となっており、ソフト事業の拡充や段階的な展示改修等により、一定の利用者層の増加は見込まれるものの、民間事業者が展示改修・運営費用を投資・回収できる事業モデルは成り立ち難い。また、泉ヶ丘公園についても、敷地内に多数の歴史的文化資源が埋蔵されている可能性が高く、地形に高低差を有する特性から、民間事業者の投資・回収が成立する可能性は低い状況である。

あわせて、当面は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による民間事業者の投資意欲減退が継続すると予測され、民間事業者の投資は大変厳しい状況である。

このような状況を踏まえ、本事業を進めるにあたり、基本的な施設の整備費用は市が負担し、運営について民間事業者のノウハウを最大限活用して、利用者の増加や魅力あるソフト事業・物販機能の強化等により収益増を図り、運営費用について市の負担を最小限に行っていくものである。

2. 事業手法

1) ビッグバン

展示設計・改修及び管理運営に民間の経営能力や技術能力等のノウハウを活用する。多様なニーズへの対応と効果的な運営による来館者の増加に資するため、展示設計は民間の企画提案、管理運営は指定管理者制度の活用を図る。

2) 泉ヶ丘公園

園内の設計・整備は市で行い、管理運営に民間のノウハウを活用するため、指定管理者制度の導入を図る。

3. 今後のスケジュール

令和4年3月	泉ヶ丘公園基本設計
令和4年度	泉ヶ丘公園実施設計
令和5年度	第2期指定管理者募集・決定／泉ヶ丘公園工事
令和6年度	第2期指定管理者運営開始（3年間）／泉ヶ丘公園工事 泉ヶ丘公園の供用開始部分から順次一体的な活用を開始
令和7年度	ビッグバンと泉ヶ丘公園の一体的活用の全面的な開始

ビッグバン及び泉ヶ丘公園基本計画

発行日 2022 年 3 月

発 行 堺市 泉北ニューデザイン推進室 〒590-0078 堺市堺区南瓦町 3 番 1 号

TEL 072-228-7530／FAX 072-228-6824

HP <https://www.city.sakai.lg.jp/shisei/toshi/senbokusaisei/index.html>

堺市配架資料番号 1-J1-21-0309



堺市立ビッグバン
指定管理者業務仕様書

令和8年7月

堺 市

〈目次〉

I.	はじめに	1
II.	施設の内容	1
III.	管理運営の基本的な考え方	4
IV.	業務内容	5
1.	施設の運営に関する業務.....	5
2.	施設及び設備の維持管理に関する業務	8
3.	後背地及び泉ヶ丘公園との一体活用に関する業務.....	9
4.	中学生・高校生の放課後利用に向けた機能拡充業務	9
5.	その他の業務	10
V.	自主事業	13
VI.	市として求める目標・水準等	16

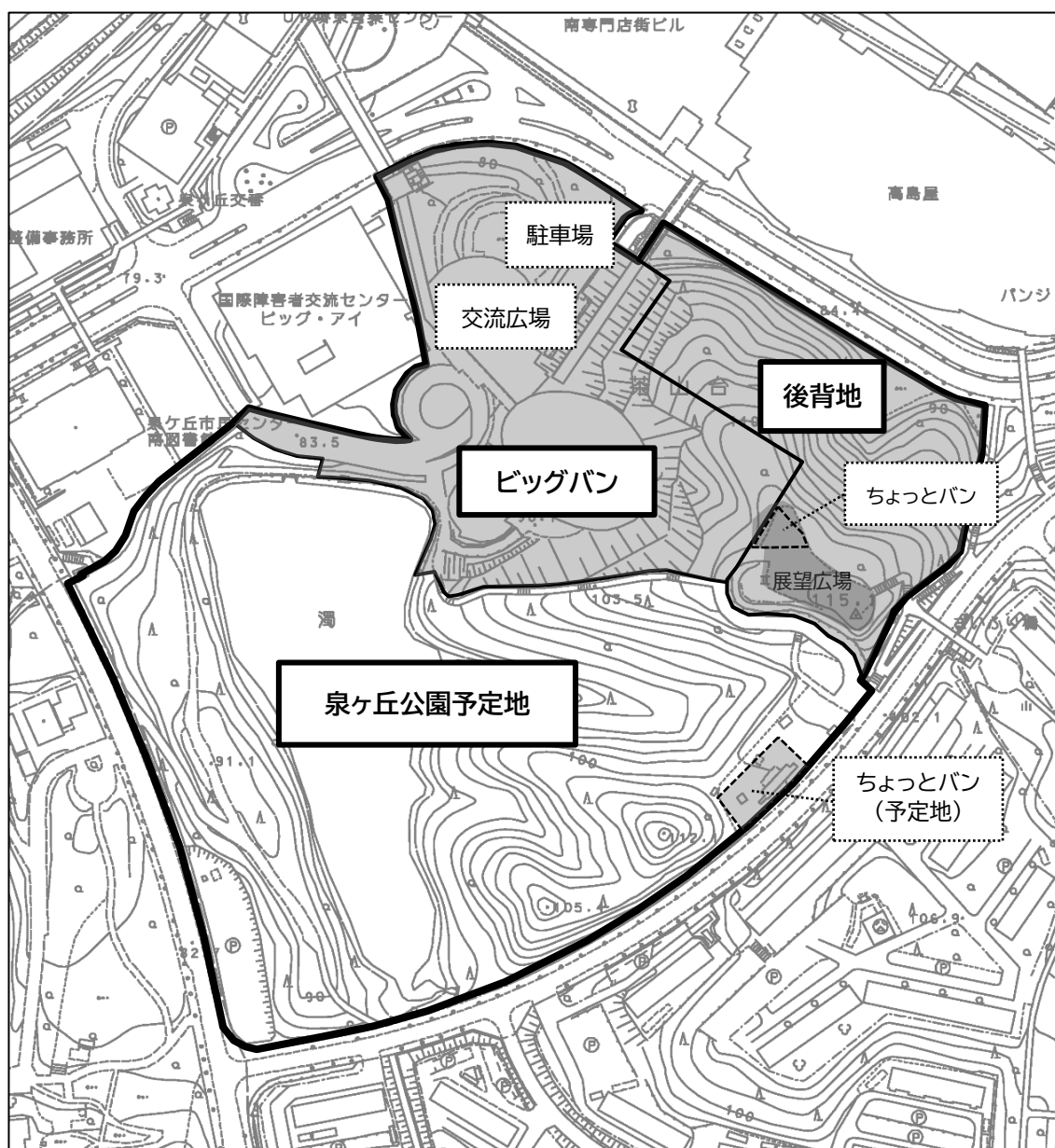
添付書類

通番	名称
別紙 1	建築物保守管理業務仕様書
別紙 2	建築設備保守管理業務仕様書
別紙 3-1	展示設備維持管理業務仕様書
別紙 3-2	機器構成表
別紙 4	執務環境等測定業務仕様書
別紙 5	外構・植栽維持管理業務仕様書
別紙 6	警備業務仕様書
別紙 7-1	知的障害者等の就労支援を目的とした清掃等業務仕様書
別紙 7-2	清掃作業基準表
別紙 7-3	障害者就労支援清掃業務仕様書
別紙 7-4	障害者就労支援業務仕様書
別紙 7-5	清掃対象面積表
別紙 8	本館図面
別紙 9	ビッグバン展示ストーリー

I. はじめに

本仕様書は、「こどもに健全な遊びを与え、その健康を増進し、情操を豊かにするとともに、保護者、地域住民等によるこどもの健全な育成に関する活動を支援する」という堺市立ビッグバン(以下「本施設」という。)の設置目的を達成できるように、管理運営に関する業務内容及び指定管理者に要求する水準等を示すものです。

II. 施設の内容



※網掛け部分が指定管理区域

【堺市立ビッグバン付近平面図】

(1)施設名称

堺市立ビッグバン（以下、「本施設」という。）

(2)所在地

堺市南区茶山台1丁

(3)設置年月日

令和3年4月1日

(4)施設規模

①敷地面積:ビッグバン敷地:26,491 m²（大阪府が所有し、堺市が使用貸借）

後背地:15,129 m²（堺市が所有）

泉ヶ丘公園の一部:約800 m²（堺市が所有）

②建築面積:6,530 m²

③延床面積:13,016 m²

※展望広場部分230 m²は整備済、泉ヶ丘公園部分約800 m²は令和9年度末完成予定

(5)施設構成

①屋内施設

・本館（地上5階地下1階建、鉄骨鉄筋コンクリート造、2,600人収容）

・こども劇場（平家建、鉄骨鉄筋コンクリート造、300人収容）

・遊具の塔（地上8階建、鉄骨造）

②屋外施設

・交流広場

・ちよつとバン

・後背地

・駐車場

(6)施設内容

①屋内施設

主な施設の構成	概要
本館1階 【コスモポート(648 m ²)】	・インフォメーション（チケット売場） ・いこい広場（軽食喫茶コーナー） ・フォトゾーン ・えほん広場／あかちゃん広場 ・ミュージアムショップ（売店） ・ビッグワニタンステップ（トリックアート階段） ・保健室（25 m ² ） 等 ※ビッグワニタンステップを除き無料開放

本館 2 階 【スペースファクトリー (876 m ²)】	・あかちゃん広場 ・ワニタンモール（おみせやさんごっこ） ・ベアルの修理工房（自由工作コーナー） ・ふわふわの丘広場／授乳室（2 m²） ・スペースキッチン ・研修室（スタッフ使用） 等
本館 3 階 【アストロキャンプ (897 m ²)】	・マチカネワニの生体／骨格 ・ジャングルの冒険 ・アストロゲート ・木育コーナー ・ワニタンの音広場 ・休憩室（144 m²）／バルコニー ・授乳室（28 m²） 等
本館 4 階 【おもちゃスペースシップ (1,558 m ²)】	・スリップトンネル ・昭和 30 年代の街並み ・ほしのみち ・スペースエクスプロレーションエリア ・スペーススタディエリア ・スペースプラザ ・おもちゃタイムトンネル ・スタッフルーム（25 m²） 等
こども劇場 (608 m ²)	・舞台及び客席を同一平面で構成 ・劇やショー等のイベントを実施
遊具の塔	・4 階～8 階を使ったジャングルジム ・ジャングルジム内には 17 種類の垂直遊具を設置

②屋外施設

主な施設の構成	概要
交流広場 (2,683 m ²)	こどもたち相互間及び地域住民等との交流を図るイベント広場
ちょっとバン (展望広場 230 m ²) (泉ヶ丘公園約 800 m ²)	・屋外のこどもの遊びや交流を図る冒険遊び場 ・展望広場（後背地内）に 1 箇所（事務所、倉庫等あり） ・泉ヶ丘公園内に 1 箇所（事務所、倉庫、トイレ等あり）※令和 9 年度末完成予定
後背地 (15,129 m ²)	・ちょっとバン及び敷地内通行道等として利用
駐車場（交流広場の 1 階部分）	・平面駐車場：48 台 （うち障害者用 5 台、ゆずりあい駐車区画 4 台）

	・立体駐車場：56 台 ・団体バス平面駐車場：3 台
--	---

(7)開館時間及び休館日 ※令和 8 年 4 月 1 日時点

【開館時間】

- ・屋内施設 午前 10 時から午後 5 時まで(入館は午後 4 時 30 分まで)
- ・駐車場 午前 9 時 50 分から午後 5 時 15 分まで(休館日は閉鎖)

【休館日】

- ・月曜日(月曜日が祝日の場合は翌火曜日)
- ※春休み、夏休みは月曜日も開館
- ・年末年始(12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで)
- ・メンテナンス休館(1 月下旬及び 9 月上旬の平日 2 週間程度)
- ※ちょっとバンは水・土・日曜・祝日のみ開園

III. 管理運営の基本的な考え方

- (1)堺市立ビッグバン条例(以下「本条例」という。)第 1 条の設置目的に基づき、こどもの豊かな遊びと文化創造の中核拠点として、「こどもたちの遊びと文化の創造機能」「地域の遊びを振興、支援する機能」「こどもの健やかな成長を支える人材の育成機能」を実現できるよう運営してください。
- (2)施設の運営にあたっては、来館者に対する利便性向上と安全確保に努め、円滑な運営を行ってください。また、来館者には常に親切丁寧な対応を心がけ、サービスの向上に努めてください。
- (3)本施設は児童福祉法第 40 条に規定する児童厚生施設(その他児童館)です。運営にあたっては、児童福祉法、堺市立ビッグバン条例、堺市立ビッグバン条例施行規則など関係法令、条例、規則等の規定を遵守してください。なお、公益社団法人、公益財団法人、特例社団法人、特例財団法人、社会福祉法人以外の者が運営する場合の要件は、児童館の設置運営要綱(平成 2 年 8 月 7 日厚生省発児第 123 号 各都道府県知事・各指定都市市長あて厚生事務次官通知)に示されていますので、特に注意してください。
- (4)管理運営業務の実施にあたっては、「IZUMIGAOKA Next Design(泉ヶ丘ネクストデザイン)」における「こどもコア」の趣旨を踏まえた対応を行ってください。
- (5)公の施設であることを念頭において、公正、公平な管理を行うこととし、特定の者に有利あるいは不利になる運営を行わないようにしてください。
- (6)管理業務に際し、政治的行為又は宗教的行為と疑われるような活動や営利を目的とする活動は行わないようにしてください。
- (7)利用者からの苦情に対しては、必要に応じて市と協議を行って適切に対応してください。また指定管理者の管理業務以外に関する苦情については、適切に関係部署に連絡又は引継を行ってください。
- (8)利用者の意思及び人権を尊重し、常にその立場に立ってサービスを提供してください。

- (9)利用者が安全かつ快適に利用できるように施設設備を適正に維持管理してください。
- (10)地域住民や利用者の意見・要望を管理業務に反映させ、サービスの向上を図ってください。
- (11)地域の住民、自治組織、事業者等と良好な関係を維持するようにしてください。
- (12)法令等を遵守して適正に管理業務を行ってください。
- (13)個人情報の保護を徹底するとともに、情報公開を積極的に推進してください。
- (14)効果的かつ効率的に管理業務を行い、経費の縮減に努めてください。

IV. 業務内容

1. 施設の運営に関する業務

ア 利用料金等の設定・収受に関する業務

①利用料金制

本施設は「利用料金制」を採用しています。指定管理者は、利用者が支払う本施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を自らの収入とすることができます。

②利用料金の設定

本条例第 20 条で定める利用料金の額は、本条例別表第 1 及び第 2 に定める額の範囲内で、指定管理者が提案し、市長の承認を得て定めてください。変更する場合も同様です。

③利用料金の収受

利用料金は、前納とします。ただし、大型車等以外の駐車料金は、自動車を出場させる際に徴収するものとします。徴収方法は、現金またはキャッシュレス決済とします。決済事業者は、利用者の利便性の向上の観点から、選定してください。キャッシュレス決済に要する手数料は指定管理者が支払うものとし、市は負担しません。

利用料金の収受に際し、利用者（課税事業者）からの求めに応じて適格請求書（インボイス）を交付し、その写しを保存してください。

④収納管理

収受した全ての利用料金、参加費等に関し必要な帳簿は、指定管理者が作成し、収納管理に必要な業務を行ってください。

⑤利用料金の減免等

指定管理者は、利用料金の減額又は免除並びに還付(以下「減免等」という。)を行うときは、市長が定める基準(参考案は募集要項別紙 16 協定書の別紙 8)に従い行ってください。なお、減免等にあたっては、差別的な取扱いがないようにしてください。この基準については、指定管理者からの提案があれば、協議の上、可能な範囲で変更することとします。

イ 総合受付・案内等に関する業務

①受付・案内業務

館内の案内、来館者(一般・団体)の応対、予約受付、外部からの問い合わせ、視察等の対応、来館者数や利用者満足度等の把握、ポスター・チラシ等の掲示など

※可能な限り、多言語対応に努めてください。

②入館案内業務

入館しようとする者等への対応など

※公募開始時点において、認証システム(QRコード)による入館システムを導入しています。

- ・入館システム管理に必要な機器等のリース費用、修繕及び維持管理費用は指定管理者の負担とします。

③利用料金の減額及び免除並びに還付業務

入館料、駐車料金の減額及び免除並びに還付への対応など

④苦情対応

要望や苦情、トラブル等への迅速かつ適切な対応、その内容及び処理状況の市への報告など

ウ 駐車場・駐輪場の管理運営業務

①駐車場の管理運営

駐車料金の精算、減免(無料措置のための認証機等の設置を含む)、精算機等のトラブル対応、大型車等の予約利用の受付、その他付随業務

- ・駐車場料金の徴収は料金精算機によるものとします。ただし、予約により大型車等の利用料金を前納する場合はこの限りではありません。
- ・指定管理者は、駐車場を管理運営するにあたって必要な機器(精算機・出入口ゲート等)の管理運営を行ってください。また、機器の調達・設置にかかる費用やリース費用、修繕及び維持管理費用、各種申請等に関する費用は指定管理者の負担とします。

②駐輪場の管理運営

駐輪場の清掃・維持管理、自転車の盗難・不法投棄等のトラブル対応、その他付随業務

③交通誘導員の臨時配置

土日祝休日や近隣での大型集客イベントの開催時など、駐車場の混雑が予想される場合は、交通誘導員を臨時に配置し、場内・場外における安全かつ効率的な車両案内・誘導、待機車の整理を行ってください。

④その他の業務

事業報告書(日別、月別、年間等)の作成、指定期間終了時の引継業務、その他付随業務

エ 館内展示、イベント及び屋外活動等の企画運営業務

施設構成や本施設の設置目的を踏まえ、事業者が有するノウハウ・企画力を活かしてこどもの「好奇心を引き出す」「可能性を引き出す」観点や、リピーターの獲得の観点から、集客力の向上、施設の利用促進並びにサービス向上につながる事業を行ってくだ

さい。事業の実施にあたり、指定管理者は、入館者等からの入館料以外に参加費等を徴収し、自らの収入とすることができますが、参加費等の額は実費相当額としてください。

また、事業の実施にあたっては、「STEAM教育※」の観点等も踏まえながら、利用者の年齢層に応じたイベントやワークショップ等を企画してください。

本施設は宇宙をテーマとしており、イベントやワークショップ等については、「本物の宇宙」を紹介・体験できる内容としてください。また、後背地を含む屋外エリアでのイベント等については、「自然環境」をテーマとして企画・実施してください。

なお、指定管理区域外（泉ヶ丘公園や濁池等）を活用した事業を実施する場合は、市公園事務所との調整が必要となります。

※ Science（科学）、Technology（技術）、Engineering（工学）、Mathematics（数学）を統合的に学習する「STEM教育（ステム教育）」に Arts（芸術）を統合した教育手法

①青少年健全育成事業

館内施設や屋外施設の特性を活かし、こどもの夢や創造性、感性を豊かに育むための事業を実施してください。想定する参加者の年齢層に応じて企画・実施してください。

（実施例）

- ・全館事業：体験型展示など
- ・工房事業：ものづくり体験など
- ・こども劇場事業：こども育成のための各種公演など
- ・ちょっとバン事業（※）：屋外でのこどもたちの自然を取り入れた活動など

※令和9年度末まで泉ヶ丘公園（ちょっとバン含む）の整備工事を実施する予定です。完了後は泉ヶ丘公園内のちょっとバン（事務所、倉庫、トイレ等あり）でも活動が可能です。

②交流促進事業

文化活動等の体験を提供し、こどもたち相互間及び地域住民との交流を図る事業を実施してください。

（実施例）

- ・交流広場事業…こどもたち相互間及び地域住民との交流活動、地域の歴史文化資源等を活用した屋外ワークショップなど

オ 子育て支援業務

ビッグバンの設置目的や「IZUMIGAOKA Next Design(泉ヶ丘ネクストデザイン)」における「こどもコア」の将来像を踏まえ、行政や大学、地域住民等との連携を図る等により、事業者が有するノウハウ・企画力を活かしてこどもの健全育成はもとより、親も対象とした子育て支援事業を行ってください。

(実施例)

- ・子育て支援事業…子育て講座、親子のふれあいをテーマにした事業など

カ 集客及び広報・プロモーション業務

事業者が有するノウハウ・企画力を活かし、集客力を向上させる広報・プロモーションを実施してください。なお、広報・プロモーションの実施にあたっては、市と協議のうえ行ってください。

①電子媒体による広報・プロモーション活動

ホームページ等（LINE、X(旧 Twitter)、Instagram 等の SNS 含む）を運用してください。

②紙媒体による広報・プロモーション活動

広報さかい、PR 冊子、チラシ、ポスター・パネル等を用いた広報・プロモーション活動を行ってください。

③パブリシティ活動等による広報・プロモーション活動

堺市と連携し報道提供、取材対応などを積極的に行い、効果的かつ効率的な広報・プロモーション活動を行ってください。

④その他の広報・プロモーション活動

利用者のターゲットを意識し、学校園、鉄道会社、バス会社、福利厚生団体等への広報・プロモーション活動を行ってください。

⑤市の広報業務への協力

市民サービスの一環として、市の発行するパンフレット、刊行物の配架、配布、ポスターの掲示を行うなど、市の広報業務に協力してください。

キ 開館時間及び休館日の設定に関する業務

- ・開館時間及び休館日は、本条例第 21 条の規定により、指定管理者が市長の承認を得て定めた時間とします。
- ・指定管理者は、開館時間又は休館日を変更しようとするときは、市長の承認を得るものとします。

2. 施設及び設備の維持管理に関する業務

施設及び設備の保守点検業務等は、関係法令を遵守し、常に利用者の安全確保に万全を期すとともに、善良な管理者の注意をもって安全で快適な環境を維持してください。

下記業務について、それぞれ別紙を参照し、業務を実施してください。

- ア 建築物保守管理業務
- イ 建築設備保守点検業務
- ウ 展示設備等維持管理業務
- エ 執務環境等測定業務

- オ 外構・植栽維持管理業務
- カ 警備業務
- キ 知的障害者等の就労支援を目的とした清掃等業務

なお、現に本施設に設置している器具備品については、市が指定管理者に無償で貸与します。（募集要項別紙 16 の協定書別紙 1「管理施設及び器具備品等」参照）指定管理者は原則として施設及び備品の原状を変更できませんが、指定管理者の発意による市民サービス向上に資するための施設設備の改良等については、市と協議の後、申請を行い、市が承認した場合は、指定管理者の費用負担により実施できることとします。その他維持管理業務に必要な消耗品は指定管理者が購入し、設置してください。

また、市は必要に応じて施設、設備、器具備品の維持管理について現地調査を行うことができるものとします。

3. 後背地及び泉ヶ丘公園との一体活用に関する業務

「ビッグバン及び泉ヶ丘公園基本計画」（募集要項別紙 3）を踏まえ、後背地及び泉ヶ丘公園の樹林地を活用した里山保全に関するイベントや濁池を使ったカヌー教室、屋内で設計・製作したロケットやドローンを屋外で飛ばすワークショップなど、遊びを通じて学びを体験できるようなイベントを年間 4 回以上実施してください。

公園、池、里山、緑地などの地域資源を単なる活動場所としてではなく、参加者が実際に観察し、触れ、動き、測定し、記録し、比較し、考察するための「学びの場」や「教材」として活用することを期待します。

イベントの内容については、科学 (Science)、技術 (Technology)、工学 (Engineering)、芸術・創造性 (Arts)、数学 (Mathematics) など、複数の分野を横断的に活用しながら、参加者が自ら課題を発見し、考え、試行錯誤し、他者と協働して解決に取り組む「STEAM 教育」の考え方を重視します。科学実験やプログラミングを体験するだけではなく、身近な生活、地域社会、文化、自然、環境、ものづくり、表現活動、スポーツなどを題材として、知識と実体験を結び付けるイベントを提案してください。

なお、イベント内容については市と協議の上、決定することとします。指定管理者は必要に応じて公園の使用許可等の手続きを行ってください。

4. 中学生・高校生の放課後利用等に向けた機能拡充業務

本施設に新たな機能を付加し、利用者層の拡大を図ってください。特に、年長児童（中学生・高校生）に配慮し、放課後の居場所づくりの観点を踏まえ、以下に記載した例を参考に実施してください。

業務内容については市と協議の上、決定することとします。

なお、本施設のコア利用者層（小学生以下）への配慮も必要であることから、利用時間

や利用場所を分けるなど、実現可能な企画・提案を行ってください。

- ・ こども劇場での音楽・ダンス・スポーツ活動などの利用
- ・ 談話スペースの設置
- ・ 学校やクラブ活動でのこども劇場の貸し出し利用
- ・ スペースキッチンでの料理教室の開催
- ・ 児童（18 歳未満）が学習できる図書の配架など

5. その他の業務

(1) 事業計画の策定

業務の実施体制、実施内容、実施スケジュール等を記載した「事業計画書」を市に提出し、承認を受けてください。

(2) 事業報告書の提出

会計年度終了後、2 か月以内に年度事業報告書を堺市に提出してください。あわせて、定期報告書を毎月終了後翌月末までに堺市に提出してください。

(3) 人員配置

- ・施設の責任者として、館長を1名配置してください。
- ・事業部門及び管理部門の責任者として、副館長を1名以上配置してください。
- ・「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」(昭和23年厚生省令第63号)に規定する児童の遊びを指導する者を配置してください。
- ・配置する人員の勤務形態は、労働基準法その他の労働関係法を遵守し、本施設における市民サービスの確保に支障がないようにしてください。
- ・現在の指定管理業務では、こどもたちの遊びを支援するボランティアと運営の一部を協働して行っています。可能な限り、ボランティアと協働した運営に努めてください。また、人員配置においては、各業務の遂行に必要な能力及び資格を有する者を配置してください。

(4) 施設の運営準備について

本施設の管理運営を行うにあたり、再委託業者の決定や公共料金関係をはじめとするインフラ関係の契約手続き、有資格者の選任や許可・届出の手続きなど、事前に必要な準備を行ってください。また、警備業務など機器の設置が必要な業務については、市と協議のうえ、行ってください。

(5) 運営マニュアル等の作成及び研修

- ・施設の管理業務に必要なマニュアルを適宜作成してください。
- ・従業員に対して、本施設の管理上必要となる知識・技能を習得させるとともに、資質の向上を図るために必要な研修(人権研修を含む。)を行ってください。また、研修実施に際しては、市に計画書及び報告書を提出してください。

(6) 緊急時等への対応

① 事件事故及び災害の発生時等の対応

- ・利用者の避難、誘導、安全確保、関係機関への通報等についての対応計画や防犯・防災対策

マニュアルを市と協議のうえ作成し、職員の指導及び避難誘導訓練を行ってください。

- ・急病人、けが人の発生に対応できるよう、近隣の医療機関と連携を図ってください。
- ・緊急事態が発生した場合は、初期消火活動、避難誘導、負傷者の救護等、迅速かつ最善の対応をとってください。なお、地震、台風等の発生時は、市は管理運営業務の休止を指示することがあります。

②臨機の措置

災害防止、人命救助等緊急の必要があるときは、施設の管理運営業務の範囲外であっても指定管理者の判断により臨機の措置をとってください。臨機の措置をとった場合は、市に事後報告してください。また、市から指定管理者に対して臨機の措置をとることを請求することができ、その場合は適切に対応してください。

③消防法上の措置等

施設内の火気管理を徹底するとともに、防火責任者の選任、消防計画の策定、消防設備の点検等消防法上必要な措置をとり、平素から所轄消防署等と連絡を密にして防火管理の適正を期してください。

④避難所等の運営への協力

- ・災害等が発生した、又は発生するおそれがある場合に、本施設を災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)に基づく指定避難所又は指定緊急避難所に指定されている施設として開設される場合は、使用許可の取消し等必要な措置を行うとともに、市が行う避難所等の開設及び管理運営に関し必要な協力を行ってください。
- ・震度 6 弱以上が観測され、鉄道の復旧見込が立たないなどの状況において、堺市災害対策本部及び南区災害対策本部からの連絡を受け、駅前滞留者受入施設として開設される場合は、施設の開設及び市の運営に関し必要な協力を行ってください。
- ・本施設は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成 16 年法律第 112 号)第 148 条第 1 項の規定により、堺市国民保護避難施設に指定されています。同法に基づき開設される場合は、使用許可の取消し等必要な措置を行うとともに、市が行う避難施設の開設及び管理運営に関し必要な協力を行ってください。

(7)関係機関等との協議

①定例会議の開催

管理業務の実施に当たっては、市と情報交換、業務の調整等を図る定期会議を毎月開催してください。

②関係機関等との協議

適宜市の関係課等と連絡調整又は協議を行うとともに、市の要請に応じて泉ヶ丘ライブタウン会議など関連機関との会議等に参加してください。

(8)保険加入

指定管理者は、管理業務におけるリスク分担に備えて、市と指定管理者を被保険者とする施設

賠償責任保険及び昇降機賠償責任保険に加入してください。

なお、保険内容等は次のとおりとします。

※建物総合損害共済(建物火災保険)及び展示収蔵品については、市の負担で加入します。

ア てん補限度額

(施設賠償責任保険)

- ・対人賠償 被害者1名当たりのてん補限度額 1億円以上
1事故全体のてん補限度額 10億円以上
- ・対物補償 1事故全体のてん補限度額 10億円以上

(昇降機賠償責任保険)

- ・対人賠償 被害者1名当たりのてん補限度額 1億円以上
1事故全体のてん補限度額 10億円以上
- ・対物補償 1事故全体のてん補限度額 10億円以上

イ 被保険者名 堺市及び指定管理者

ウ 保険期間 指定期間と同じ期間とする。(年度ごとの加入でも可とする。)

(9)業務の引継ぎ

指定管理業務を行うにあたり、円滑に業務を開始できるよう、現指定管理者と十分に協議・引継ぎ等を行ってください。

(10)市の業務への協力

イベント情報等、本施設の管理運営に関する各種照会へは、期限内に回答できるよう速やかに対応してください。

(11)市との協議

管理業務の実施に際して、仕様書に規定のない事項等や疑義が生じた場合は、適宜、市と協議を行ってください。

(12)個人情報の安全管理措置

- (ア) 指定管理業務については、個人情報取扱特記事項に基づき安全管理措置を講じてください。
- (イ) 指定管理業務以外の事業(自主事業)については、個人情報の保護に関する法律(以下「保護法」という。)第23条に基づいて個人情報取扱事業者として安全管理措置を講じてください。
- (ウ) 利用者から個人情報開示請求があった場合について、保護法第33条に基づき適切に対応してください。ただし、指定管理業務に伴って取り扱う個人情報について、市の保有個人情報に該当する場合(※)には、市の個人情報開示請求(保護法第76条)に該当することから、その旨を利用者に伝えてください。
- (エ) 個人情報の漏えい等が発生した場合には、保護法第26条第1項の規定に基づき個人情報保護委員会へ報告を行ってください。なお、漏えい等の対象が市の保有個人情報に該当する場合には、市が個人情報保護委員会に報告する義務があるため、直ちに市へ報告

してください。

※当該個人情報について市が事実上支配している(当該個人情報の利用、提供、廃棄等の取扱いについて判断する権限を有している)場合は市の保有個人情報に該当します。

V. 自主事業

指定管理者は、本条例及び協定書、仕様書、事業計画書に定める業務（指定管理業務）に支障を来することがなく、かつ施設の設置目的の範囲内で、施設の利用促進又はサービスの向上等を考慮した事業等を、あらかじめ市に提案し、承認を得たうえで実施することができます。

(1) 自主事業実施における注意事項

- ・当該事業の実施に伴う一切の責任は、指定管理者にあるものとします。
- ・本施設の建物等を利用し自動販売機等の設置や売店の運営等を実施する場合は、公有財産賃貸借契約締結等の手続きを行い、必要な貸付料を市に納入してください。
- ・自主事業の実施に要する経費は、指定管理者が負担し、事業により得た収入は指定管理者に帰属し、指定管理料を充当することはできません。
- ・従業員が指定管理業務と自主事業の両方に携わる場合は、従事する時間等で按分し、人件費を指定管理業務と自主事業にそれぞれ区別し経費計上してください。
- ・本自主事業についても、定期報告書（四半期ごと）で市に報告してください。

(2) 自主事業

①自動販売機等の設置(自主事業②)

地方自治法第 238 条の 4 第 2 項第 4 号の規定に基づき、市が指定管理者に対し公有財産の一部を賃貸借契約により貸し付ける方法とします。

(ア) 貸付期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

ただし、自動販売機の設置及び撤去に要する期間を含むものとし、指定管理者の指定の取消し等となった場合は、本契約についても解除するものとします。

(イ) 設置場所・台数

具体的な設置場所・台数は指定管理者が提案するものとします。

(ウ) 手続き

指定管理者が市の承認を得て、自動販売機等を設置することになった場合は、速やかに次の書類を市に提出してください。

- a. 自動販売機及び回収ボックス等の設置図面
- b. 自動販売機及び回収ボックス等の外寸図
- c. 空き缶等のリサイクル方法

- ・自社処理・委託の別

（委託の場合は委託業者記載の契約関係書類の写しを添付すること。）

・リサイクル工程(収集運搬、処分方法のわかるもの)

(エ)取扱可能品目、最低貸付料等

- ・貸付料(年額)は、次の最低貸付料以上で企画提案書において提案された金額とします。
- ・貸付料(年額)については、市の発行する納入通知書により、指定する期限までに納入してください。ただし、市においてやむを得ない特別な理由があると認めたときは、別に指定する期日までに納入、または分割して納入することができます。

設 置 面 積	最低貸付料（１年につき１台）		取扱可能品目
	屋 外	屋 内	
面積 0.75 ㎡未満のもの	8,000 円	9,000 円	清涼飲料水等 ※酒類及びアルコール テイスト飲料（ノン アルコールビール 等）を除く
面積 0.75 ㎡以上 1.25 ㎡以下のもの	16,000 円	18,000 円	
面積 1.25 ㎡を超えるもの	16,000 円に面積 1.25 ㎡を超える部分について 0.1 ㎡までごとに 1,600 円を加算した額	18,000 円に面積 1.25 ㎡を超える部分について 0.1 ㎡までごとに 1,800 円を加算した額	

※取扱可能品目は、酒類及びアルコールテイスト飲料（ノンアルコールビール等）を除きます。取扱項目の追加・変更を行う場合は、事前に市と協議してください。

※自動販売機の機種は、環境に配慮したものとしてください。また、災害時に対応できる機種の選定に努めてください。

(オ)経費負担

自動販売機の設置、維持管理及び撤去に係る費用、貸付部分の清掃、消毒等の衛生管理、ごみ処理等、貸付部分の維持管理に伴う経費、その他運営に係る一切の費用は指定管理業務とは別に計上し、指定管理者の負担とします。

(カ)維持管理責任

- ・自動販売機の設置管理、故障時の対応、商品の補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、指定管理者が責任を持って行ってください。設置に当たっては、故障時の連絡先を自動販売機の見やすい位置に明記してください。また、設置後は商品の賞味期限に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行ってください。
- ・自動販売機には容器の回収ボックスを併設し、指定管理者において適切に回収・処理してください。また、回収した容器については、リサイクルに努めてください。
- ・衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続きを行ってください。
- ・自動販売機等の設置については、転倒防止措置を講ずるとともに、利用者の安全確保のため、常に設置状況を点検し安全の確認を行ってください。

- ・自動販売機等に異常があった場合は、自動販売機等の撤去など利用者の安全確保を重視して、適切かつ迅速に対応してください。
- ・事故防止を徹底し、万一事故が発生した場合には、すべて自主事業を行う指定管理者の責任と負担において対処するとともに、直ちに市に報告してください。

(キ)原状回復

指定期間が満了したとき、または指定が取り消されたときは、自らの費用で、市の指定する期日までに速やかに施設の原状回復を行ってください。

(ク)損害賠償

自主事業を行う指定管理者が、その責に帰すべき理由により、使用物件の全部または一部を滅失、または棄損したときは、当該滅失または棄損による使用物件の損害額に相当する金額を損害賠償として支払っていただきます。ただし、使用物件を原状に回復した場合は、この限りではありません。

また、基本協定書等に定める義務を履行しないために市に損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償として支払っていただきます。

②軽食喫茶コーナー(自主事業①)・売店の設置(自主事業②)

地方自治法第 238 条の 4 第 2 項第 4 号の規定に基づき、市が指定管理者に対し公有財産の一部を賃貸借契約により貸し付ける方法とします。

(ア)業務内容

本施設を利用する者の利便性を向上させるとともに、ビッグバンの魅力発信や子育て支援・こどもの健全育成の支援をするため、軽食喫茶コーナーにおける飲食物の提供や売店でのグッズの販売を行うことができます。

(イ)実施場所

具体的な実施場所は次のとおりとします。

- ・軽食喫茶コーナー:本館1階 いこい広場、本館 3 階 休憩室
- ・売店:本館1階 無料開放エリア内で指定管理者が提案する場所

(ウ)最低貸付料

- ・貸付料(年額)は、最低貸付料(1 m²あたり¥7,895 円(税抜)、令和 8 年 6 月現在)以上で、企画提案書において提案された金額とします。ただし、最低貸付料は賃貸借契約締結時に確定することとなるため、変動する可能性があります。提案する貸付料が賃貸借契約締結時に確定する最低貸付料を下回る場合は、確定した最低貸付料を納付していただくことになります。
- ・貸付料(年額)については、市の発行する納入通知書により、指定する期限までに納入してください。ただし、市においてやむを得ない特別な理由があると認めたときは、別に指定する期日までに納入、または分割して納入することができます。

(エ)販売品目・販売価格

本施設を利用する者の利便性を向上させるとともに、ビッグバンの魅力発信やこどもの健全育成、子育て支援等ビッグバン設置目的に沿った内容で提案してください。具体的な販売品目・

価格については、指定管理者選定後に市と協議して決定するものとします。

(オ)設置・管理運営経費

軽食喫茶コーナー・売店の設置、維持管理及び撤去に係る費用、貸付部分の清掃、消毒等の衛生管理、ごみ処理等貸付部分の維持管理に伴う経費、その他運営に係る一切の費用は指定管理業務とは別に計上し、指定管理者の負担とします。

(カ)維持管理責任

- ・衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続きを行ってください。
- ・軽食喫茶コーナー、売店の運営にあたっては、食品衛生法など関係法令に基づき、必要な許可の取得や届出を行ってください。
- ・軽食喫茶コーナー・売店の設置管理、什器の故障時の対応、商品の補充などの維持管理については、指定管理者が責任を持って行ってください。
- ・事故防止を徹底し、万一事故が発生した場合には、すべて自主事業を行う指定管理者の責任と負担において対処するとともに、直ちに市に報告してください。

(キ)原状回復

指定期間が満了したとき、または指定が取り消されたときは、自らの費用で、市の指定する期日までに速やかに施設の原状回復を行ってください。ただし、引き続き同じ者が指定管理者となった場合、市や次期指定管理者が原状回復を望まない場合等は、この限りではありません。

(ク)損害賠償

自主事業を行う指定管理者が、その責に帰すべき理由により、使用物件の全部または一部を滅失、または棄損したときは、当該滅失または棄損による使用物件の損害額に相当する金額を損害賠償として支払っていただきます。ただし、使用物件を原状に回復した場合は、この限りではありません。

また、基本協定書等に定める義務を履行しないために市に損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償として支払っていただきます。

③その他施設の利用促進又はサービスの向上につながる自主事業(自主事業①)

本施設の設置目的に合致し、施設の利用促進又はサービスの向上につながる事業で上記に挙げた事業以外のものを独自に行う場合にも、事業計画書(企画提案書)において提案してください。

VI. 市として求める目標・水準等

区 分	項 目	目標・水準
① 適正な管理運営の確保に関する目標	入館者数	令和 9 年度：年間 23 万人以上 令和 10 年度：年間 23.5 万人以上 令和 11 年度：年間 24 万人以上 令和 12 年度：年間 24.5 万人以上

	団体入館割合（団体入館者／入館者）	毎年 25%以上
② 利用者サービスの向上への取組に関する目標	入館者満足度	アンケートによる入館者満足度（全体のうち満足が占める割合）が 80%以上
③ 広報・プロモーションに関する目標	SNS 発信回数 ※	年間 200 回以上
④ 収支に関する目標	指定管理業務の収支	黒字（毎年）
⑤ その他の目標	屋外イベント実施回数（自主事業を除く）	毎年 4 回以上

※市の所有する SNS での発信は含まない。

○堺市立ビッグバン条例

令和 2 年 1 0 月 5 日

条例第 4 4 号

(設置)

第 1 条 子どもに健全な遊びを与え、その健康を増進し、情操を豊かにするとともに、保護者、地域住民等による子どもの健全な育成に関する活動を支援するため、児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 4 0 条の児童厚生施設として、堺市南区茶山台 1 丁に堺市立ビッグバン（以下「ビッグバン」という。）を設置する。

(事業)

第 2 条 ビッグバンは、前条に規定する設置目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 子どもの夢、創造性及び感性を豊かに育むための事業
- (2) 文化活動等の体験を提供し、子ども相互間及び子どもと地域住民との交流を育む事業
- (3) 保護者、地域住民等による子どもの健全育成に関する活動の支援事業
- (4) 様々な媒体等を利用した幅広い広報活動に関する事業
- (5) 前各号に掲げるもののほか、ビッグバンの設置目的に資すると市長が認める事業

(入館料)

第 3 条 ビッグバン（別表第 1 に掲げる施設に限る。）に入館しようとする者は、同表に定める額の範囲内において市長が定める入館料を納付しなければならない。

(駐車場の使用料)

第 4 条 駐車場を利用しようとする者は、別表第 2 に定める額の範囲内において市長が定める使用料（以下「駐車料金」という。）を納付しなければならない。

- 2 駐車料金は、自動車を駐車させた者から当該自動車を出場させる際に徴収する。
- 3 前項の規定にかかわらず、市長は、大型車等（道路交通法施行規則（昭和 3 5 年総理府令第 6 0 号）第 2 条の表に規定する大型自動車、中型自動車又は準中型自動車をいう。以下同じ。）を駐車しようとする者については、駐車料金を前納させることができる。

(駐車料金の不徴収)

第 5 条 次の各号のいずれかに該当する場合は、駐車料金を徴収しない。

- (1) 道路交通法（昭和 3 5 年法律第 1 0 5 号）第 3 9 条第 1 項に規定する緊急自動車
- (2) 道路整備特別措置法施行令（昭和 3 1 年政令第 3 1 9 号）第 1 1 条の規定により国土交通大臣が定める自動車
- (3) 道路法施行令（昭和 2 7 年政令第 4 7 9 号）第 3 条の 3 の規定により国土交通大臣が

定める自動車

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が定める自動車

(入館料等の減免)

第6条 市長は、特別の理由があると認めるときは、入館料又は駐車料金（以下「入館料等」という。）を減額し、又は免除することができる。

(入館料等の不還付)

第7条 既納の入館料等は、還付しない。ただし、市長において特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(利用の制限)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者については、ビッグバンの利用を拒否し、又は退去を命ずることができる。

(1) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となる物品若しくは動物の類を携行する者

(2) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められる者

(3) 暴力団の利益になり、又はなるおそれがあると認められる者

(4) 前3号に掲げる者のほか、ビッグバンの管理上支障があると認められる者

(禁止行為)

第9条 何人も、ビッグバンにおいて、次の行為をしてはならない。

(1) 火災、爆発その他の危険が生ずるおそれのある行為

(2) 施設、附属設備その他器具備品等を破損し、又は滅失する行為

(3) 所定の場所以外にごみ、空き缶その他の汚物を捨てる行為

(4) 前3号に掲げるもののほか、ビッグバンの管理上支障があると認められる行為

2 市長は、前項各号に掲げる行為をした者に対し、ビッグバンからの退去を命ずることができる。

(損害の賠償)

第10条 ビッグバン（駐車場を除く。）の施設、附属設備その他器具備品等を破損し、又は滅失した者は、これを原状に回復し、又は市長が定める額を本市に賠償しなければならない。ただし、市長において特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(駐車の拒否)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該自動車の駐車を拒むことができる。

(1) 駐車場の構造上駐車することができないとき。

- (2) 発火性又は引火性の物品その他危険物を積載しているとき。
- (3) 駐車場の施設若しくは附属設備又は他の自動車を汚染し、又は損傷するおそれがあるとき。
- (4) その利用が暴力団の利益になり、又はなるおそれがあると認めるとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、駐車場の管理上支障を及ぼすおそれがあるとき。

2 市長は、駐車場の構造上必要があると認めるときは、駐車することのできる車種を指定することができる。

(駐車場における禁止行為)

第12条 何人も、駐車場において、次の行為をしてはならない。

- (1) 他の自動車の駐車を妨げること。
- (2) 駐車場の施設若しくは附属設備又は他の自動車を汚染し、又は損傷するおそれのある行為をすること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、駐車場の管理に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

2 市長は、前項各号に掲げる行為をした者に対し、駐車場からの退去を命ずることができる。

(駐車場に係る損害賠償)

第13条 駐車場の施設若しくは附属設備又は他の自動車に損害を与えた者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、損害が自己の責めに帰すべき事由によらないことを証明したとき、又は市長において特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 本市は、駐車場において、利用者に次の各号のいずれかに該当する損害が生じたときは、その損害を賠償する責めを負わない。

- (1) 災害その他不可抗力により生じた損害
- (2) 自動車相互の接触、盗難等により生じた損害
- (3) 前2号に掲げるもののほか、本市の責めに帰さない事由により生じた損害

(指定管理者による管理)

第14条 市長は、ビッグバンの設置目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定するもの（以下「指定管理者」という。）にビッグバンの管理を行わせることができる。

(指定管理者に行わせる業務の範囲)

第15条 前条の規定により指定管理者にビッグバンの管理を行わせる場合におけるその

業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) ビッグバンの運営に関する業務
- (2) 第2条各号に掲げる事業の実施等に関する業務
- (3) ビッグバンの施設、附属設備その他器具備品等の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、ビッグバンの管理上、市長が必要と認める業務
(指定管理者の指定の手続)

第16条 市長は、第14条の規定により指定管理者にビッグバンの管理をさせようとするときは、特別の事由があると認める場合を除き、前条に規定する業務の遂行に必要な能力及び実績を有する法人その他の団体のうちから、公募により指定管理者を指定するものとする。

2 指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書、財務諸表等経営の状況を示す書類その他規則で定める書類を添付して市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、次の要件に最も適合していると認めるものを総合的に判断して指定管理者に指定するものとする。

- (1) 事業計画が市民の平等利用その他の観点から適切なものであること。
- (2) 事業計画を確実かつ安定的に実施するに足る経理的基礎その他の経営に関する能力を有すること。
- (3) 利用者の意思及び人権を尊重し、常にその立場に立ったサービスが提供できること。
- (4) 効果的かつ効率的な管理を実施できること。
- (5) 施設の効用を最大限発揮させることができること。
- (6) 管理経費の縮減が図られること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める要件

(公告)

第17条 市長は、前条第3項の規定により指定管理者の指定をしたときは、速やかにその旨を公告するものとする。第19条第1項の規定により指定を取り消したときも、また同様とする。

(報告、調査及び指示)

第18条 市長は、ビッグバンの管理の適正を期するため必要があると認めるときは、指定管理者に対し、その管理の業務、経理の状況等について報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第19条 市長は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、指定管理者としてふさわしくない行為をしたとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由によりビッグバンの管理を継続することができなくなったと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は業務の停止を命じた場合においては、指定管理者に損害が生じて、本市は、その賠償の責めを負わない。

(利用料金)

第20条 市長は、ビッグバンの利用に係る料金(以下この条において「利用料金」という。)を指定管理者に自らの収入として収受させることができる。

2 前項の場合における利用料金の額は、別表第1及び別表第2に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。

3 市長は、前項の規定により指定管理者が利用料金の額を定めたときは、速やかにこれを公告するものとする。

4 ビッグバン(駐車場のうち普通車(道路交通法施行規則第2条の表に規定する普通自動車をいう。以下同じ。)を駐車する区画を除く。)を利用しようとする者は、指定管理者に利用料金を前納しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認める者については、この限りでない。

5 ビッグバンの駐車場に普通車を駐車させた者は、自動車を出場させる際に当該駐車場に係る利用料金を指定管理者に支払わなければならない。

6 指定管理者は、市長が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

7 指定管理者は、市長が定める基準に従い、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

(管理の基準)

第21条 ビッグバンの管理を指定管理者に行わせる場合における管理の基準は、次のとおりとする。

(1) 開館時間及び休館日並びに利用時間(次項において「開館時間等」という。)は、施設の利用形態、利用者の便宜等を考慮して、市長の承認を得て指定管理者が定めること。

(2) 個人に関する情報(以下この項において「個人情報」という。)の漏えいの防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずること。

(3) 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た秘密(個人情報を含む。)を漏らし、

又は不当な目的に使用しないこと。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又はその職を退いた後も、また同様とする。

2 前条第3項の規定は、前項第1号の規定により指定管理者が開館時間等を定めた場合について準用する。

(指定管理者に係る損害の賠償)

第22条 指定管理者は、故意又は過失によりビッグバンの施設、附属設備その他器具備品等を破損し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又は市長が定める額を本市に賠償しなければならない。ただし、特別の事情により市長がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

(委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、ビッグバンの管理及び運営について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(施行前の準備行為)

2 施行日以後の指定管理者の指定に関し必要な手続その他の行為については、施行日前においても、この条例の規定の例により行うことができる。

別表第1（第3条、第20条関係）

施設	単位	入館料
屋内施設	1人・1日	1,300円
	1人・6か月	4,600円
	1人・1年	7,800円

備考 3歳未満の幼児等に係る入館料は、無料とする。

別表第2（第4条、第20条関係）

区分	単位	駐車料金
普通車	1台・1時間当たり	310円
大型車等	1台・1日当たり	1,200円

○堺市立ビッグバン条例施行規則

令和 2 年 1 0 月 5 日

規則第 7 8 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、堺市立ビッグバン条例(令和 2 年条例第 4 4 号。以下「条例」という。)

第 2 3 条の規定に基づき、堺市立ビッグバン(以下「ビッグバン」という。)の管理及び運営について必要な事項を定める。

(開館時間及び休館日)

第 2 条 ビッグバン(条例別表第 1 に掲げる施設に限る。次項、次条、第 6 条及び第 7 条において同じ。)の開館時間は、午前 1 0 時から午後 5 時までとする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、これを変更することがある。

2 ビッグバンの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館し、若しくは開館することがある。

(1) 月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号)に規定する休日に当たるときは、その翌日)

(2) 1 2 月 2 9 日から翌年の 1 月 3 日までの日

(入館の手続)

第 3 条 ビッグバンに入館しようとする者は、入館料の納付と引換えに入館券(様式第 1 号)の交付を受けなければならない。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

(入館料)

第 4 条 条例第 3 条の市長が定める入館料は、別表第 1 のとおりとする。

(入館料の減免)

第 5 条 条例第 6 条の規定により入館料を減額し、又は免除することができる場合及びその額は、次のとおりとする。

(1) 児童福祉法(昭和 2 2 年法律第 1 6 4 条)第 7 条第 1 項の障害児入所施設、児童発達支援センター又は児童心理治療施設の児童及びこれらを引率する教職員(当該児童が介護者を必要とするときは、当該介護者を含む。)が教育上の目的で入館するとき。 半額(当該介護者のうち 1 人は、全額)

(2) 身体障害者福祉法(昭和 2 4 年法律第 2 8 3 号)第 1 5 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者(介護者を必要とするときは、当該介護者を含む。)が入館するとき。 半額(当該介護者のうち 1 人は、全額)

- (3) 療育手帳制度について（昭和48年厚生省発児第156号厚生事務次官通知）に基づく都道府県等の規程により療育手帳の交付を受けている者（介護者を必要とするときは、当該介護者を含む。）が入館するとき。 半額（当該介護者のうち1人は、全額）
- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者（介護者を必要とするときは、当該介護者を含む。）が入館するとき。 半額（当該介護者のうち1人は、全額）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長において特別の理由があると認める者が入館するとき。 市長が必要と認める額
(令4規則84・一改)

(入館料の減免申請)

第6条 条例第6条の規定により入館料の減額又は免除を受けようとする者は、堺市立ビッグバン入館料減免申請書（様式第2号）により市長に申請しなければならない。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、減額又は免除について参考となる資料を添付させることがある。

2 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める証明書類をビッグバンの窓口において提示することにより、前項の申請書に代えることができる。

- (1) 前条第2号に規定する者 身体障害者手帳
- (2) 前条第3号に規定する者 療育手帳
- (3) 前条第4号に規定する者 精神障害者保健福祉手帳

(入館料の還付)

第7条 条例第7条ただし書の規定により入館料を還付することができる場合及びその還付額は、次のとおりとする。

- (1) 天災地変その他ビッグバンに入館しようとする者の責めに帰さない理由により、入館することができなくなったとき。 入館料の全額
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき。 その都度市長が定める額

2 前項の規定により入館料の還付を受けようとする者は、堺市立ビッグバン入館料等還付申請書（様式第3号）に入館券を添付して、市長に申請しなければならない。

(入館料の特例)

第8条 市長は、条例第1条に規定する設置目的を達成するため、市長が特別の理由がある

と認める場合は、入館料を割り引くことができる。

- 2 第4条の規定にかかわらず、前項の規定により入館料を割り引く場合の入館料の額は、その都度市長が定めるものとする。

(利用者の遵守事項)

第9条 利用者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 騒音、放歌、暴力その他他人に迷惑となる行為をしないこと。
- (2) 所定の場所以外に出入りしないこと。
- (3) 所定の場所以外で飲食し、又は火気の使用（喫煙を含む。）をしないこと。
- (4) ビッグバン内を不潔にしないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、係員から指示されたこと。

(駐車場の管理運営等)

第10条 駐車場の供用時間は、午前9時45分から午後5時15分までとする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、これを変更することがある。

(駐車料金)

第11条 条例第4条第1項の市長が定める使用料（以下「駐車料金」という。）は、別表第2のとおりとする。

(駐車料金の減免)

第12条 条例第6条の規定により駐車料金を減額し、又は免除することができる自動車及びその額は、次のとおりとする。

- (1) 本市又は他の地方公共団体の公用自動車 全額
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める自動車 市長が必要と認める額

- 2 大型車等（道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第2条の表に規定する大型自動車、中型自動車又は準中型自動車をいう。以下同じ。）の駐車料金については、前項第1号の規定は適用しない。

(駐車料金の還付)

第13条 条例第7条ただし書の規定により駐車料金を還付することができる場合及びその還付額は、次のとおりとする。

- (1) 天災地変その他駐車場の利用者の責めに帰さない理由により利用できなくなったとき。 全額
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき。 その都度市長が定める額

- 2 第7条第2項の規定は、前項の規定により駐車料金を還付する場合について準用する。
この場合において、同項中「入館料」とあるのは「駐車料金」と、「入館券」とあるのは「駐車料金を納付したことを証する書類」と読み替えるものとする。

(施設等の破損等の届出)

- 第14条 利用者は、施設、附属設備その他器具備品等を破損し、又は滅失したときは、直ちに堺市立ビッグバン破損(滅失)届(様式第4号)により市長に届け出て、その指示を受けなければならない。

(指定管理者の指定手続)

- 第15条 条例第16条第2項の申請書は、堺市立ビッグバン指定管理者指定申請書(様式第5号)とする。

- 2 条例第16条第2項の規則で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 定款、寄附行為又はこれらに類する書類
- (2) 法人の登記簿に記録されている事項の全部を証明する書類
- (3) 役員名簿
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類

(委任)

- 第16条 この規則に定めるもののほか、ビッグバンの管理及び運営について必要な事項は、所管部長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(施行前の準備行為)

- 2 施行日以後の指定管理者の指定に関し必要な手続その他の行為については、施行日前においても、この規則の規定の例により行うことができる。

附 則(令和2年10月30日規則第111号)

この規則は、令和2年11月1日から施行する。

附 則(令和4年11月25日規則第84号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年12月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の堺市立ビッグバン条例施行規則の様式に関する規定により作成され、現に保管されている帳票については、当分の間、この規則による改正後の堺市立ビッグバン条例施行規則の様式に関する規定による帳票とみなして使用することができる。

別表第1（第4条関係）

施設	単位	入館料		
		大人 (高校生以上)	小学生 中学生	幼児 (3歳以上)
屋内施設	1人・1日	1,300円	1,000円	800円
	20人以上の団体 (1人・1日)	1,000円	800円	600円
	1人・6か月	4,600円	2,600円	1,800円
	1人・1年	7,800円	4,300円	2,900円

備考 3歳未満の幼児等に係る入館料は、無料とする。

別表第2（第11条関係）

区分	単位	駐車料金
普通車	1台・1時間につき	310円
大型車等	1台・1日につき	1,200円

様式第 1 号（第 3 条関係）

堺市立ビッグバン 入館券	
(図柄)	入 館 料 1 人・1 日 円

様式第2号（第6条関係）

堺市立ビッグバン入館料減免申請書

年 月 日

堺市長 殿

申請者 住所（所在地）

氏名（名称）

（代表者氏名）

電話番号

堺市立ビッグバンに係る入館料の減免を受けたいので、堺市立ビッグバン条例施行規則第6条第1項の規定により、次のとおり申請します。

入 館 日 時		
減免申請の理由		
※ 入 館 料	円	備考
※ 減 免 額	円	
※ 差 引 納 付 額	円	

注意 ※印の箇所は、記入しないでください。

様式第3号（第7条関係）

堺市立ビッグバン入館料等還付申請書

年 月 日

堺市長 殿

申請者 住所（所在地）

氏名（名称）

（代表者氏名）

電話番号

堺市立ビッグバンに係る入館料等の還付を受けたいので、堺市立ビッグバン条例施行規則第7条第2項の規定により、次のとおり申請します。

還付申請の理由	
既納の入館料等	円
還付申請額	円
備 考	

様式第4号（第14条関係）

堺市立ビッグバン破損（滅失）届

年 月 日

堺市長 殿

届出人 住所（所在地）

氏名（名称）

（代表者氏名）

電話番号

堺市立ビッグバンの施設、附属設備等を破損した（滅失した）ので、堺市立ビッグバン条例施行規則第14条の規定により、次のとおり届け出ます。ついては、堺市立ビッグバン条例第10条又は第13条の規定により、指示に従いその損害を賠償します。

破 損 （ 滅 失 ） 日 時		年 月 日	午前 午後	時 分
破 損 （ 滅 失 ） 箇 所 又 は 物 件				
破 損 （ 滅 失 ） の 内 容 又 は 程 度				
※ 賠 償 処 理 欄	指 示 賠 償 額	円		
	賠 償 額	円		
	賠 償 年 月 日	年 月 日		

注意 ※印の箇所は、記入しないでください。

様式第5号（第15条関係）

堺市立ビッグバン指定管理者指定申請書

年 月 日

堺市長 殿

申請者 所 在 地

団 体 名

ふりがな
代表者氏名

㊟

生年月日

堺市立ビッグバンの指定管理者の指定を受けたいので、堺市立ビッグバン条例第16条第2項の規定により申請します。

注意 申請に当たっては、次の書類を添付してください。

- (1) 堺市立ビッグバンの管理運営に係る事業計画書及び収支予算書
- (2) 財務諸表等経営の状況を示す書類
- (3) 定款、寄附行為又はこれらに類する書類
- (4) 法人の登記簿に記録されている事項の全部を証明する書類
- (5) 役員名簿
- (6) その他市長が特に必要と認める書類

様式第1号（第3条関係）

様式第2号（第6条関係）

（令2規則111・全改、令4規則84・一改）

様式第3号（第7条関係）

（令2規則111・全改、令4規則84・一改）

様式第4号（第14条関係）

（令2規則111・全改、令4規則84・一改）

様式第5号（第15条関係）

堺市立ビッグバン施設の改修工事 概要資料

1 工事の目的

本館こども劇場の照明設備、調光装置及び主幹盤の電源系統が老朽化しているため、照明設備等の改修工事を行います。

また、ビッグバン本館及び交流広場の昇降機設備についても老朽化しているため、昇降機設備の改修工事を行います。

2 工事期間

本館こども劇場舞台照明設備ほか改修工事	令和 9 年 2 月～令和 10 年 3 月（予定）
交流広場昇降機設備取替工事	令和 9 年 7 月～令和 10 年 7 月（予定）
本館昇降機設備改修工事	令和 10 年～11 年度（予定）

3 工程 ※詳細は募集要項別紙 16-2「工程表（予定）」のとおり。**舞台照明設備ほか改修工事**

仮設（足場設置、各種養生）

→舞台照明設備、調光装置、主幹盤・調光器盤の改修及び、配線更新

交流広場昇降機設備取替工事

仮設（各階昇降機前養生）→昇降路改修 →昇降機設備取替

本館昇降機設備改修工事

仮設（各階昇降機前養生）→昇降路改修 →昇降機設備取替 ※1 基ずつ交互に実施

4 改修工事内容

本館こども劇場舞台照明設備 ほか改修工事	・ 下記照明の改修 ①ロアーホリゾンライト ②ボーダーライト ③サスペンションライト ④アッパーホリゾンライト ⑤天井反射板ライト ⑥シーリングスポットライト ⑦スポットライト
交流広場昇降機設備取替工事	・ 老朽化及び、交換部品供給停止に伴う油圧式からロープ式昇降機設備への取替 ・ 上記に伴う電気設備工事、建築工事
本館昇降機設備改修工事	・ 老朽化及び、交換部品供給停止に伴うリニューアル

5 作業時間

月曜～金曜 午前 9 時～午後 6 時

※原則、土日祝は休工日とする予定です。

以上

堺市立ビッグバン指定管理者協定書

＜支払協定書＞

目 次

第 1 条（目的）

第 2 条（指定管理料）

第 3 条（指定管理料の変更）

第 4 条（指定管理料の支払）

第 5 条（協定の変更）

第 6 条（疑義の取扱い）

堺市（以下「甲」という。）と〇〇〇〔〇〇〇、〇〇〇及び〇〇〇からなる共同企業体〕（以下「乙」という。）とは、令和〇年〇月〇日に堺市立ビッグバンの管理に関して締結した基本協定（以下「基本協定」という。）に基づき、乙が管理する施設（以下「管理施設」という。）の指定管理料の支払いに関する協定（以下「支払協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 この支払協定は、管理施設の管理業務（以下「本業務」という。）実施の対価として支払われる指定管理料を定めることを目的とする。

（指定管理料）

第2条 甲は、令和9年4月1日から令和13年3月31日までの期間における管理施設の運営にかかる費用を、指定管理料として、乙に対して次のとおり支払う。

（1） 指定管理料495,712,000円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 45,064,727円）

（2） 前項の指定管理料について、各会計年度における支払額は別表1のとおりとし、乙は、年4期に分割し前金払いとして甲に請求するものとする。

2 甲は、前項に規定する指定管理料とは別に、緊急性のある修繕のうち、1件あたり1,000千円を超えるもので、早期の対応を要する場合、指定管理料として乙に対し、応急修繕費を次のとおり支払う。

（1） 指定管理料（応急修繕費） ￥32,000,000円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 2,909,091円）

（2） 前号の指定管理料について、各会計年度における支払額は別表2のとおりとし、概算払いとして年度開始後速やかに甲に請求するものとする。

3 前項第1号に規定する指定管理料（応急修繕費）は、次の各号のとおり精算するものとする。

（1） 乙は、第1項及び第2項に規定する指定管理料に係る経理を明確に区分し、当該年度終了日までに収支報告書（様式1）及び甲が指示する必要書類を提出しなければならない。

（2） 甲は、前号に規定された報告書等を確認し、実績額が、甲が概算払いにより支出した金額を下回った場合には、乙は、その差額を甲が指定する期日までに甲に返納するものとする。実績額が、甲が概算払いにより支出した金額を上回った場合には、乙の負担とする。

（指定管理料の変更）

第3条 甲は賃金スライド制度に基づき指定管理料の変更の必要が生じたときは、前条に定める指定管理料を変更することができるものとする。

2 甲又は乙は、前項のほか経済状況等の著しい変動その他の特別な事由により、前条に定める指定管理料が不適当となった場合には、相手方に対して通知をもって指定管理料の変更の協議を申し入れることができるものとする。

- 3 甲又は乙は、前項の申し入れを受けた場合は、協議に応じなければならない。
- 4 指定管理料の変更の可否や、変更金額等については、前項の協議により決定するものとする。

(指定管理料の支払)

第4条 乙は、甲に対して第2条第1項2号及び第2項2号の規定により指定管理料の支払を請求するものとする。

- 2 甲は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に指定管理料を支払わなければならない。

(協定の変更)

第5条 本業務に関し、本業務の前提条件や内容が変更となったとき又は特別な事情が生じたときは、甲と乙の協議の上、本協定の規定を変更することができるものとする。

(疑義の取扱い)

第6条 基本協定において支払協定で定めるとしたもので、この支払協定に定めのない事項又はこの支払協定に関し疑義が生じた事項については、甲、乙協議して定める。

この支払協定を証するため、本書を2通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲

住 所 堺市堺区南瓦町3番1号
名 称 堺 市
代表者 堺市長 永藤 英機 印

乙

住 所
名 称
代表者 印

(別表 1)

	第 1 期分 (4 月)	第 2 期分 (7 月)	第 3 期分 (10 月)	第 4 期分 (1 月)	合計
令和 9 年度	30,982,000 円	30,982,000 円	30,982,000 円	30,982,000 円	123,928,000 円
うち取引に係る消費税 及び地方消費税の額	2,816,545 円	2,816,545 円	2,816,545 円	2,816,545 円	11,266,181 円
令和 10 年度	30,982,000 円	30,982,000 円	30,982,000 円	30,982,000 円	123,928,000 円
うち取引に係る消費税 及び地方消費税の額	2,816,545 円	2,816,545 円	2,816,545 円	2,816,545 円	11,266,181 円
令和 11 年度	30,982,000 円	30,982,000 円	30,982,000 円	30,982,000 円	123,928,000 円
うち取引に係る消費税 及び地方消費税の額	2,816,545 円	2,816,545 円	2,816,545 円	2,816,545 円	11,266,181 円
令和 12 年度	30,982,000 円	30,982,000 円	30,982,000 円	30,982,000 円	123,928,000 円
うち取引に係る消費税 及び地方消費税の額	2,816,545 円	2,816,545 円	2,816,545 円	2,816,545 円	11,266,181 円

(別表 2)

令和 9 年度	8,000,000 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	727,273 円
令和 10 年度	8,000,000 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	727,273 円
令和 11 年度	8,000,000 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	727,273 円
令和 12 年度	8,000,000 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	727,272 円

堺市立ビッグバンの利用料金の減免等に関する基準

本基準は、堺市立ビッグバン条例（令和 2 年条例第 号）第 20 条第 6 項及び第 7 項の規定に基づき、堺市立ビッグバン（以下「ビッグバン」という。）の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の指定管理者における減額又は免除並びに還付に関する取扱いについて必要な事項を定める。

（入館料の減免）

1. ビッグバンの入館料を、減額及び免除することができる場合及びその額は、次のとおりとする。
 - (1) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 条）第 7 条に規定する障害児入所施設、児童発達支援センター又は情緒障害児短期治療施設の児童及びこれらを引率する教職員（当該児童が介護者を必要とするときは、当該介護者を含む。）が教育上の目的で入館するとき。 半額（当該介護者のうち 1 人は、全額）
 - (2) 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者（介護者を必要とするときは、当該介護者を含む。）が入館するとき。 半額（当該介護者のうち 1 人は、全額）
 - (3) 療育手帳制度について（昭和 48 年厚生省発児第 156 号厚生事務次官通知）に基づく都道府県等の規程により療育手帳の交付を受けている者（介護者を必要とするときは、当該介護者を含む。）が入館するとき。 半額（当該介護者のうち 1 人は、全額）
 - (4) 精神保健及び精神障害福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者（介護者を必要とするときは、当該介護者を含む。）が入館するとき。 半額（当該介護者のうち 1 人は、全額）
 - (5) 市内在住の 65 歳以上（介護者を必要とするときは、当該介護者を含む。）が入館するとき。 5割
 - (6) 他市行政関係者等、視察を主な目的として入館するとき。 全額
 - (7) 本市又は指定管理者が、実施する事業及び管理運営に係る関係者が入館するとき。 全額
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、ビッグバンを管理する指定管理者が必要であると認める場合は、市と協議のうえ、市長の承認を得て利用料金を減額又は免除できるものとする。 指定管理者が必要と認める額

（駐車料金の減免）

2. 駐車場の使用に係る利用料金を減額及び免除することができる場合及びその額は、次のとおりとする。
 - (1) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 条）第 7 条に規定する障害児入所施設、児童

発達支援センター又は情緒障害児短期治療施設の児童及びこれらを引率する教職員（当該児童が介護者を必要とするときは、当該介護者を含む。）が教育上の目的で入館するために駐車するとき。 全額

- (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者（介護者を必要とするときは、当該介護者を含む。）が入館するために駐車するとき。 全額
- (3) 療育手帳制度について（昭和48年厚生省発児第156号厚生事務次官通知）に基づく都道府県等の規程により療育手帳の交付を受けている者（介護者を必要とするときは、当該介護者を含む。）が入館するために駐車するとき。 全額
- (4) 精神保健及び精神障害福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者（介護者を必要とするときは、当該介護者を含む。）が入館するために駐車するとき。 全額
- (5) 他市行政関係者等、視察を主な目的として駐車するとき。 全額
- (6) 本市又は指定管理者が、実施する事業及び管理運営に係る関係者が駐車するとき。 全額
- (7) 前号に掲げるもののほか、ビッグバンを管理する指定管理者が必要であると認める場合は、市と協議のうえ、市長の承認を得て利用料金を減額又は免除できるものとする。 指定管理者が必要と認める額

（入館料の還付）

- 3. ビッグバンの入館料を、還付することができる場合及びその額は、次のとおりとする。
 - (1) 天災地変その他入館者の責めに帰さない理由により、入館することができなくなったとき。 既納の入館料の全額
 - (2) 前号に掲げるもののほか、ビッグバンを管理する指定管理者が必要であると認める場合は、市と協議のうえ、市長の承認を得て利用料金を還付できるものとする。 指定管理者が必要と認める額

（駐車料金の還付）

- 4. 駐車場の利用に係る利用料金を還付することができる場合及びその額は、次のとおりとする。
 - (1) 天災地変その他駐車場の利用者の責めに帰さない理由により利用できなくなったとき。 既納の利用料金の全額
 - (2) 前号に掲げるもののほか、ビッグバンを管理する指定管理者が必要であると認める場合は、市と協議のうえ、市長の承認を得て利用料金を還付できるものとする。 指定管理者が必要と認める額

附則（令和2年11月12日制定）

この基準は、令和3年4月1日から施行する。

○堺市情報公開条例

平成14年12月25日

条例第37号

堺市公文書公開条例（平成2年条例第19号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条―第4条）

第2章 公文書の公開（第5条―第17条）

第3章 審査請求等

第1節 諮問等（第17条の2―第20条）

第2節 堺市情報公開審査会（第21条―第24条）

第3節 審査会の調査審議の手続（第25条―第31条）

第4章 情報公開の総合的な推進（第32条―第36条の2）

第5章 補則（第37条―第40条）

第6章 罰則（第41条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、日本国憲法の保障する住民自治の理念にのっとり、市民の知る権利を具体化するため、公文書の公開を請求する権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政について市民に説明する市の責務が全うされるようにし、市民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、消防長及び議会並びに本市が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）をいう。
- (2) 公文書 実施機関の職員（本市が設立した地方独立行政法人の役員を含む。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電

子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。第15条第1項において同じ。）であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものを除く。

(平15条例41・平17条例55・平20条例39・平23条例36・一改)

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、公文書の公開を求める権利が十分に尊重されるように、この条例を解釈し、運用するものとする。この場合において、実施機関は、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

2 実施機関は、公開請求をしようとするものに対し、当該公開請求に係る公文書の特定に必要な情報を提供するように努めなければならない。

(利用者の責務)

第4条 この条例の定めるところにより公文書の公開を請求しようとするものは、この条例の目的に即した適正な請求をするよう努めるとともに、公文書の公開により得た情報を適正に利用しなければならない。

第2章 公文書の公開

(公開請求権者)

第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、公文書の公開を請求することができる。

(公開請求の手續)

第6条 前条の規定による公開の請求(以下「公開請求」という。)をしようとするものは、次に掲げる事項を記載した書面(次項において「公開請求書」という。)を実施機関に提出しなければならない。

(1) 公開請求をするものの氏名及び住所又は居所(法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(2) 公文書の名称その他の公開請求に係る公文書を特定するに足りる事項

2 実施機関は、公開請求書に形式上の不備があると認めるときは、公開請求をしたもの(以下「公開請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するように努めなければならない。

(公文書の公開義務)

第7条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

(1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令若しくは他の条例（第7号において「法令等」という。）の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員、地方独立行政法人の役員及び職員、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）並びに独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分（当該情報を公にすることにより、当該公務員等の個人としての正当な権利を明らかに害すると認められるときは、当該公務員等の職、氏名その他当該公務員等を識別することができることとなる記述等の部分を除く。）

(2) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号及び次号において「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

(3) 公にしないことを条件として個人又は法人等から任意に提供された情報であって、個人又は法人等における通例として公にしないこととされているものその他の公にしない

い旨の条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

(4) 公にすることにより、人の生命、身体又は財産の保護、犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められる情報

(5) 本市の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあると認められるもの

(6) 本市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、次に掲げるもの

ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関する情報であつて、公にすることにより、正確な事実の把握を困難にし、又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にすると認められるもの

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関する情報であつて、公にすることにより、本市又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害すると認められるもの

ウ 調査研究に係る事務に関する情報であつて、公にすることにより、その公正かつ能率的な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるもの

エ 人事管理に係る事務に関する情報であつて、公にすることにより、公正かつ円滑な人事の確保に著しい支障を及ぼすと認められるもの

オ アからエまでに掲げるもののほか、事務又は事業の性質上、公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるもの

(7) 法令等の規定により公にすることができないと認められる情報

(平16条例71・平23条例36・平29条例31・一改)

(部分公開)

第8条 実施機関は、公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報に係る部分を容易に区分して除くことができるときは、公開請求者に対し、当該非公開情報に係る部分以外の部分について公開しなければならない。ただし、当該非公開情報に係る部分を区分して除くことにより公開請求の趣旨が損なわれることが

明らかであるときは、この限りでない。

- 2 公開請求に係る公文書に前条第1号の規定に該当する情報(特定の個人を識別することができるものに限る。)が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(公益上の理由による裁量的公開)

第9条 実施機関は、公開請求に係る公文書に非公開情報(第7条第7号に規定する情報を除く。)が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、公開請求者に対し、当該公文書を公開することができる。

(公文書の存否に関する情報)

第10条 実施機関は、公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、当該公文書の存否を明らかにしないで公開請求を拒否することができる。

- 2 実施機関は、前項の規定により公開請求を拒否したときは、速やかに、その旨を第21条第1項に規定する情報公開審査会に報告しなければならない。

(公開請求に対する決定等)

第11条 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部又は一部を公開するときは、その旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨及び公開の実施に関し必要な事項を書面により通知しなければならない。

- 2 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部を公開しないとき(前条第1項の規定により公開請求を拒否するとき、及び公開請求に係る公文書を保有していないときを含む。)は、その旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。
- 3 実施機関は、前2項の規定により公開請求に係る公文書の全部又は一部を公開しないときは、公開請求者に対し、当該各項の規定により発する書面にその理由を示さなければならない。この場合において、当該理由の提示は、公開しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠が、当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならない。
- 4 前項の場合において、実施機関は、当該公文書に記録されている情報が非公開情報に該当しなくなる期日をあらかじめ明示できるときは、その期日を併せて付記しなければならない。

(公開決定等の期限)

第12条 前条第1項及び第2項の決定（以下「公開決定等」という。）は、公開請求があった日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、やむを得ない理由により前項本文に規定する期間内に公開決定等を行うことができないときは、当該期間を15日を限度として延長することができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、速やかに延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（公開決定等の期限の特例）

第13条 前条の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求に係る公文書が著しく大量であるため、公開請求があった日から起算して30日以内にその全てについて公開決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、公開請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に公開決定等をし、残りの部分については相当の期間内に公開決定等をすれば足りるものとする。この場合において、実施機関は、同条第1項本文に規定する期間内に、公開請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

（1）この条の規定を適用する旨及びその理由

（2）残りの部分について公開決定等をする期限

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第14条 実施機関は、公開請求に係る公文書に本市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人並びに公開請求者以外のもの（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、公開決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、第11条第1項の決定（以下「公開決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しないときは、この限りでない。

（1）第三者に関する情報が記録されている公文書を公開しようとする場合であって、当該情報が第7条第1号イ、同条第2号ただし書又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

（2）第三者に関する情報が記録されている公文書を第9条の規定により公開しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者がその公文書

の公開に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、公開決定をするときは、公開決定の日と公開する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、公開決定後直ちに、当該意見書（第18条第1項第2号及び第19条第3号において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公開する日を書面により通知しなければならない。

（平23条例36・一改）

（公開の実施）

第15条 公文書の公開は、文書、図画、写真及びフィルムについては閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関の定める方法により行う。

2 実施機関は、前項の規定により公文書を閲覧に供し、又は公文書の写しを交付する場合において、当該公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、当該公文書を複写したものを閲覧に供し、又はその写しを交付することができる。

（他の制度との調整）

第16条 この章の規定は、法令、他の条例その他の規程に定めるところにより、閲覧若しくは縦覧又は謄本、抄本その他の写しの交付の手續が定められている公文書については、適用しない。

2 この章の規定は、図書館その他の本市（本市が設立した地方独立行政法人を含む。）の施設において一般の利用に供することを目的として管理している公文書については、適用しない。

（平23条例36・一改）

（費用の負担）

第17条 公文書の公開に係る手数料は、無料とする。

2 次の各号に掲げるものは、それぞれ当該各号に定める物の写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

（1）公開請求をして、公文書又はこれを複写した物の写しの交付（第15条第1項の実施機関が定める方法を含む。）を受けるもの

（2）第33条の規定により実施機関がした情報提供施策の拡充若しくは情報公表制度の整備又は既に公開された情報の提供若しくは公表を推進する措置により公文書等の写しの交付（これに準ずるものとして実施機関が定める方法を含む。）を受けるもの

第3章 審査請求等

(平28条例2・改称)

第1節 諮問等

(審査請求)

第17条の2 公開決定等又は公開請求における不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項本文の規定は、適用しない。

(平28条例2・追加)

(審査会への諮問等)

第18条 前条の審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、速やかに、第21条第1項に規定する情報公開審査会に諮問し、その答申を尊重して当該審査請求に係る裁決を行わなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下するとき。
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を公開することとするとき。ただし、当該公文書の公開について反対意見書が提出されているときを除く。

2 実施機関は、審査請求があった日から起算して90日以内に当該審査請求に対する裁決をするよう努めなければならない。

3 第1項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

(平28条例2・一改)

(諮問をした旨の通知)

第19条 前条第1項の規定による諮問をした実施機関(以下「諮問実施機関」という。)は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この章において同じ。)
- (2) 公開請求者(公開請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)
- (3) 当該審査請求に係る公文書の公開について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

(平28条例2・一改)

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

第20条 第14条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合につい

て準用する。

- (1) 公開決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る公開決定等（公開請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る公文書を公開する旨の裁決（第三者である参加人が当該公文書の公開に反対の意思を表示している場合に限る。）

（平16条例71・平28条例2・一改）

第2節 堺市情報公開審査会

（設置等）

第21条 この条例の規定によりその権限に属することとされた事項を処理するほか、市長の諮問に応じて情報公開制度に係る重要事項を調査審議するため、堺市情報公開審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- 2 審査会は、必要があると認めるときは、公文書の管理、情報公開の総合的な推進その他の情報公開制度の運用又は情報公開制度に関連する事項に関し、実施機関に対して意見を述べることができる。

（組織及び委員）

第22条 審査会は、委員7人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。
- 5 委員に支給する報酬の額は、出席1日につき13,500円とする。

（部会）

第23条 審査会は、必要に応じ、部会を置くことができる。

（組織及び運営に関する委任）

第24条 前2条に定めるもののほか、審査会の組織及び運営について必要な事項は、市長が定める。

第3節 審査会の調査審議の手続

（審査会の調査権限）

第25条 審査会は、第18条第1項の規定により諮問を受けた事項を調査審議するため必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、審査請求に係る公文書の提示を求めるこ

とができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の閲覧又は写しの交付を求めることができない。

2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、審査請求に係る公文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

（平28条例2・一改）

（意見の陳述等）

第26条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 審査請求人又は参加人は、前項本文の規定により意見の陳述の機会を与えられたときは、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

（平28条例2・一改）

（意見書等の提出）

第27条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

（平28条例2・一改）

（委員による調査手続）

第28条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第25条第1項前段の規定により提示させた公文書を閲覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は第26条第1項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

（平28条例2・一改）

（提出資料の閲覧等）

第29条 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧又は

写しの交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は写しの交付を拒むことができない。

(平28条例2・一改)

(調査審議手続の非公開)

第30条 審査会の行う審査請求に係る調査審議の手続は、公開しない。

(平28条例2・一改)

(答申書の送付等)

第31条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、当該答申の内容を公表するものとする。

(平28条例2・一改)

第4章 情報公開の総合的な推進

(情報公開の総合的な推進に関する実施機関の責務)

第32条 実施機関は、第2章に定める公文書の公開のほか、市民の市政への参加をより一層推進し、市政に関し市民に説明する市の責務を全うするため、情報公開の総合的な推進に努めなければならない。

(情報提供施策等の拡充)

第33条 実施機関は、市民の必要とする情報を的確に把握するとともに、市政に関する正確で分かりやすい情報を市民が迅速かつ容易に得られるよう、情報提供施策の拡充及び情報公表制度の整備に努めなければならない。

2 実施機関は、第11条第1項の規定により公開した公文書に記録された情報の提供及び公表を推進するよう適切な措置を講じなければならない。

(情報公表制度)

第34条 実施機関は、市の基本的な政策に関する方針又は計画その他市長が定める市政に関する情報で当該実施機関が保有するものを公表するものとする。

(会議の公開)

第35条 実施機関は、市民の市政への参加をより一層推進し、市政の公正な運営を確保するため、市民、学識経験者等で構成され、本市の事務について審査、審議、調査等を行う審議会等の会議の公開に努めなければならない。

(出資法人等の情報公開)

第36条 本市が出資その他財政支出等を行っている法人(本市が設立した地方独立行政法

人を除く。)であって、実施機関が定めるもの(次項及び次条において「出資法人等」という。)は、この条例の趣旨にのっとり、情報公開を行うため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 実施機関は、所管する出資法人等に対し、前項の措置を講ずるよう指導に努めなければならない。

(平17条例49・平23条例36・一改)

(指定管理者の情報公開)

第36条の2 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定による指定を受けたもの(出資法人等を除く。以下この条において「指定管理者」という。)は、この条例の趣旨にのっとり、その保有する情報であって当該指定に係る公の施設の管理に関するものの公開を行うため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 実施機関は、所管する指定管理者に対し、前項の措置を講ずるよう指導に努めなければならない。

(平17条例49・追加)

第5章 補則

(公文書の適正な管理)

第37条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、公文書の分類、作成、保存及び廃棄に関する基準その他の公文書の管理に関する必要な事項について定めを設け、これに基づき公文書を適正に管理しなければならない。

(公文書の目録)

第38条 実施機関は、公文書の目録を作成し、一般の閲覧に供するものとする。

(実施状況の公表)

第39条 市長は、毎年度、各実施機関の公文書の公開等についての実施状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(委任)

第40条 この条例の施行について必要な事項は、実施機関が定める。

第6章 罰則

(平17条例49・追加)

第41条 第22条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の拘禁刑又は500,000円以下の罰金に処する。

- 2 前項の規定は、本市の区域外において同項の罪を犯した者にも適用する。

(平 1 7 条例 4 9 ・ 追加、令 7 条例 3 ・ 一改)

附 則 抄

(施行期日)

- 1 この条例（以下「新条例」という。）は、規則で定める日から施行する。

(平成 1 5 年規則第 6 号で平成 1 5 年 4 月 1 日から施行)

(経過措置)

- 2 新条例の施行の際現に改正前の堺市公文書公開条例（以下「旧条例」という。）第 9 条の規定によりなされている公文書の公開請求は、新条例第 6 条第 1 項の規定によりなされた公文書の公開請求とみなす。

(平 1 6 条例 7 1 ・ 一改)

- 3 新条例の施行の際現になされている行政不服審査法の規定に基づく不服申立てで、旧条例第 1 5 条第 1 項の答申を得ていないものについては、実施機関は、新条例第 2 1 条第 1 項の堺市情報公開審査会（以下「新審査会」という。）の答申を得て、かつ、これを尊重して当該不服申立てについての決定を行わなければならない。

- 4 前 2 項に規定するもののほか、新条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に旧条例の規定によりした処分、手続その他の行為は、新条例中これに相当する規定がある場合には、当該相当する規定によりした行為とみなす。

(平 1 6 条例 7 1 ・ 一改)

- 5 旧条例第 1 6 条第 1 項の規定により置かれた堺市公文書公開審査会（以下「旧審査会」という。）は、施行日において新審査会となり、同一性をもって存続するものとする。

- 6 新条例の施行の際現に旧条例第 1 6 条第 4 項の規定により委嘱された旧審査会の委員である者は、新条例第 2 2 条第 2 項の規定により、審査会の委員に委嘱されたものとみなす。この場合において、当該委員の任期は、同条第 3 項本文の規定にかかわらず、平成 1 5 年 5 月 3 1 日までとする。

- 7 前項に規定する者を除き、新条例第 2 2 条第 2 項の規定により施行日以後最初に委嘱される委員の任期は、同条第 3 項本文の規定にかかわらず、平成 1 7 年 5 月 3 1 日までとする。

- 8 附則第 2 項から前項までに掲げるもののほか、新条例の施行について必要な経過措置は、市長が定める。

(美原町の編入に伴う経過措置)

- 1 0 美原町の編入の日（以下「編入日」という。）前に旧美原町情報公開条例（平成 1 1

年美原町条例第12号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、新条例中これに相当する規定がある場合には、当該相当する規定によりなされたものとみなす。

(平16条例71・追加)

- 11 編入日前に美原町の職員が作成し、又は取得した公文書については、実施機関の職員が作成し、又は取得した公文書とみなして、新条例を適用する。

(平16条例71・追加)

(堺市高石市消防組合の解散及び堺市消防局の設置に伴う経過措置)

- 12 平成20年10月1日前に旧堺市高石市消防組合情報公開条例(平成15年堺市高石市消防組合条例第1号。次項において「組合条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、新条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

(平20条例39・追加)

- 13 平成20年10月1日前に堺市高石市消防組合の職員が作成し、又は取得した組合条例第2条第2号に規定する公文書については、実施機関の職員が作成し、又は取得した公文書とみなして、新条例を適用する。

(平20条例39・追加)

(地方独立行政法人の成立に伴う経過措置)

- 14 本市が設立した地方独立行政法人の成立の際現になされている公開請求(当該地方独立行政法人が実施機関から引き継いだ公文書に係るものに限る。)は、当該地方独立行政法人に対する公開請求とみなす。

(平23条例36・追加)

- 15 前項に規定するもののほか、本市が設立した地方独立行政法人の成立の日前にこの条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為(当該地方独立行政法人が実施機関から引き継いだ公文書に係るものに限る。)は、この条例の規定によって当該地方独立行政法人が行い、又は当該地方独立行政法人に対して行われた処分、手続その他の行為とみなす。

(平23条例36・追加)

附 則(平成15年12月22日条例第41号)抄
(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成16年12月22日条例第71号)

この条例は、平成17年2月1日から施行する。

附 則(平成17年12月22日条例第49号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成17年12月22日条例第55号）

この条例は、平成18年1月6日から施行する。

附 則（平成20年9月30日条例第39号）

この条例は、平成20年10月1日から施行する。

附 則（平成23年12月15日条例第36号）

この条例は、地方独立行政法人堺市立病院機構の成立の日から施行する。ただし、第1条中堺市情報公開条例第7条の改正規定及び第14条の改正規定並びに第2条中堺市個人情報保護条例第2条第4号の改正規定、第14条の改正規定及び第21条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月25日条例第2号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の堺市情報公開条例第3章の規定は、前項本文に規定する日（以下「施行日」という。）以後にされた公開決定等又は公開請求における不作為に係る審査請求について適用し、施行日前にされた公開決定等に係る不服申立てについては、なお従前の例による。

附 則（平成29年6月26日条例第31号）

この条例は、公布の日から施行する。

○刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例（令和7条例3）抄

（罰則の適用等に関する経過措置）

第14条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下同じ。）、旧刑法第13条に

規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

（人の資格に関する経過措置）

第15条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

附 則（令和7年3月28日条例第3号）抄
この条例は、令和7年6月1日から施行する。

堺市指定管理者の情報公開の推進に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、堺市情報公開条例（平成14年条例第37号。以下「条例」という。）第36条の2第2項の規定に基づき、同条第1項に規定する指定管理者（以下単に「指定管理者」という。）が保有する情報（公の施設の管理に関するものに限る。以下同じ。）の公開を推進するために必要な事項を定める。

(情報の提供等)

第2条 市長は、市民が指定管理者に関する情報を迅速かつ容易に得られるよう、指定管理者の性格及び業務内容に応じ、法令の規定に基づく権限を適切に行使して情報の収集に努め、その情報の提供と公表を行うものとする。

(準則の制定等)

第3条 市長は、指定管理者の情報公開の推進を補完するため、指定管理者の情報公開に関する準則を定めるものとする。

2 市長は、指定管理者に対し、情報公開に関する規程の整備、文書の管理、当該規程の適正な運用その他必要な事項について指導を行うものとする。

(異議の申出に対する措置)

第4条 市長は、指定管理者が公開の申出に対する決定について異議の申出を受けたときは、その取扱いについて市と協議するよう指導するものとする。

2 市長は、前項の規定による協議において、必要と認めるときは、堺市情報公開審査会の意見を聴くものとする。

(指定管理者に係る資料の公開)

第5条 市長は、条例、規則その他の規程又は指定管理者に係る協定書に基づき指定管理者から事業報告書その他の書類の提出があったときは、市政情報センターにおいてこれらの書類を一般の閲覧に供するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、前項の書類が次に掲げる情報を含むものであるときは、当該情報に係る部分を閲覧に供しないことができる。

- (1) 条例第7条第1号に規定する個人情報
- (2) 条例第7条第2号に規定する法人等情報
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に認める情報

(情報公開規程の公表)

第6条 市長は、指定管理者が定めた情報公開に関する規程（公開の対象となる文書の目録を含む。）を市政情報センターにおいて一般の閲覧に供するものとする。

(実施状況の報告)

第7条 市長は、毎年度1回、指定管理者の情報公開に関する実施状況について取りまと

め、これを公表するものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、指定管理者の情報公開の推進について必要な事項は、所管部長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

指定管理者が管理運営を行う公の施設〇〇〇〇に関する情報公開規程
(〇〇〇〇情報公開規程)

(目的)

第1条 この規程は、堺市情報公開条例（平成14年堺市条例第37号）の趣旨にのっとり、△△△△が指定管理者（以下単に「指定管理者」という。）として〇〇〇〇の管理運営（以下「指定管理業務」という。）を行うに当たり、保有する指定管理業務に係る情報の公開に関し必要な事項を定めることにより、当該施設の運営事業に対する市民の理解と信頼を深め、開かれた市政の一層の促進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「施設文書」とは、指定管理業務に従事する者（以下「従事者」という。）が当該業務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、従事者が従事する公の施設において組織的に用いるものとして、指定管理者が保有しているものをいう。ただし、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものを除く。

(指定管理者の責務)

第3条 指定管理者は、この規程に定められた施設文書の公開が十分に確保されるように、この規程を解釈し、運用するものとする。この場合において、指定管理者は、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

2 指定管理者は、公開の申出（以下「公開申出」という。）をしようとするものに対し、当該公開申出に係る施設文書の特定に必要な情報を提供するよう努めなければならない。

(利用者の責務)

第4条 この規程の定めるところにより施設文書の公開を申し出ようとするものは、この規程の目的に即した適正な申出に努めるとともに、施設文書の公開により得た情報を適正に利用しなければならない。

(公開申出)

第5条 何人も、この規程の定めるところにより、指定管理者に対し、施設文書の公開を申し出ることができる。

(公開申出の手続)

第6条 前条の規定による公開申出をしようとするものは、次に掲げる事項を記載した書面（様式第1号。以下「公開申出書」という。）を指定管理者に提出しなければならない。

- (1) 公開申出をするものの氏名及び住所又は居所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 施設文書の名称その他の公開申出に係る施設文書を特定するに足る事項

- 2 指定管理者は、公開申出書に形式上の不備があると認めるときは、公開申出をしたものの（以下「公開申出者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、指定管理者は、公開申出者に対し、補正の参考となる情報を提供するように努めなければならない。

（施設文書の原則公開）

第7条 指定管理者は、公開申出があったときは、公開申出に係る施設文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開申出者に対し、当該施設文書を公開しなければならない。

- （1）個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が指定管理者の従事者並びに公務員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員及び国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員をいう。）である場合（以下「従事者等」という。）において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該従事者等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分（当該情報を公にすることにより、当該従事者等の個人としての正当な権利を明らかに害すると認められるときは、当該従事者等の職、氏名その他当該従事者等を識別することができることとなる記述等の部分を除く。）

- （2）次に掲げる情報であって、公にすることにより、法人（堺市、国及び他の地方公共団体（以下「堺市等」という。）並びに指定管理者を除く。）その他の団体（以下「法人等」という。）若しくは事業を営む個人、又は指定管理業務以外の事業に係る指定管理者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 法人等に関する情報

イ 事業を営む個人の当該事業に関する情報

ウ 指定管理者の指定管理業務以外の業務に関する情報

- （3）公にしないことを条件として個人又は法人等から任意に提供された情報であって、当該個人又は当該法人等における通例として公にしないこととされているものその他

の公にしない旨の条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

- (4) 公にすることにより、人の生命、身体又は財産の保護、犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められる情報
- (5) 指定管理者及び堺市等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民（株主及び債権者等関係者を含む。）の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあると認められるもの
- (6) 営業上若しくは技術上その他指定管理者の業務又は堺市等が行う事務事業（以下「事務事業等」という。）に関する情報であって、公にすることにより、当該事務事業等若しくは将来の同種の事務事業等の目的を損ない、又はこれらの事務事業等の公正若しくは円滑な執行に著しい支障が生ずると認められるもの
- (7) 法令等の規定により公にすることができないと認められる情報
（部分公開）

第8条 指定管理者は、公開申出に係る施設文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報に係る部分を容易に区分して除くことができるときは、公開申出者に対し、当該非公開情報に係る部分以外の部分について公開しなければならない。ただし、当該非公開情報に係る部分を区分して除くことにより公開申出の趣旨が損なわれることが明らかであるときは、この限りでない。

- 2 公開申出に係る施設文書に前条第1号の規定に該当する情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

（施設文書の存否に関する情報）

第9条 指定管理者は、公開申出に係る施設文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、当該施設文書の存否を明らかにしないで公開申出を拒否することができる。

（公開申出に対する措置）

第10条 指定管理者は、公開申出に係る施設文書の全部又は一部を公開するときは、その旨の決定をし、公開申出者に対し、その旨及び公開の実施に関し必要な事項を書面（様式第2号又は様式第3号）により通知しなければならない。

- 2 指定管理者は、公開申出に係る施設文書の全部を公開しないとき（前条の規定により

公開申出を拒否するとき、及び公開申出に係る施設文書を保有していないときを含む。）は、その旨の決定をし、公開申出者に対し、その旨を書面（様式第4号）により通知しなければならない。

- 3 指定管理者は、前2項の規定により公開申出に係る施設文書の全部又は一部を公開しないときは、公開申出者に対し、当該各項の規定により発する書面にその理由を示さなければならない。この場合において、当該理由の提示は、公開しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠が、当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならない。

- 4 前項の場合において、指定管理者は、当該施設文書に記録されている情報が非公開情報に該当しなくなる期日をあらかじめ明示できるときは、その期日を併せて付記しなければならない。

（公開決定等の期限）

第11条 前条第1項及び第2項の決定（以下「公開決定等」という。）は、公開申出があった日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 指定管理者は、やむを得ない理由により前項本文に規定する期間内に公開決定等を行うことができないときは、当該期間を15日を限度として延長することができる。この場合において、指定管理者は、公開申出者に対し、速やかに延長後の期間及び延長の理由を書面（様式第5号）により通知しなければならない。

（公開決定等の期限の特例）

第12条 前条の規定にかかわらず、指定管理者は、公開申出に係る施設文書が著しく大量であるため、公開申出があった日から起算して30日以内にそのすべてについて公開決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、公開申出に係る施設文書のうちの相当の部分につき当該期間内に公開決定等をし、残りの部分については相当の期間内に公開決定等をすれば足りるものとする。この場合において、指定管理者は、同条第1項本文に規定する期間内に、公開申出者に対し、次に掲げる事項を書面（様式第6号）により通知しなければならない。

（1）この条の規定を適用する旨及びその理由

（2）残りの部分について公開決定等をする期限

（第三者に関する情報の取扱い）

第13条 指定管理者は、公開申出に係る施設文書に指定管理者、堺市等及び公開申出者以外のもの（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、公開決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、公開申出に係る施設文書の表示その他必要な事項を書面（様式第7号）により通知して、意見書（様式第8号）を提出する機会を与えることができる。

- 2 指定管理者は、第三者に関する情報が記録されている施設文書を公開しようとする場

合であって、当該情報が第7条第1号イ、同条第2号ただし書又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるときは、第10条第1項の決定（以下「公開決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しないときは、この限りでない。

- 3 指定管理者は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者がその施設文書の公開に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、公開決定をするときは、公開決定の日と公開する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、指定管理者は、公開決定後直ちに、当該意見書を提出した第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公開する日を書面（様式第9号）により通知しなければならない。

（公開の実施）

第14条 施設文書の公開は、文書、図画、写真及びフィルムについては閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して指定管理者の定める方法（別表）により行う。

- 2 指定管理者は、前項の規定により施設文書を閲覧に供し、又は施設文書の写しを交付する場合において、当該施設文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、当該施設文書を複写したものを閲覧に供し、又はその写しを交付することができる。

（他の制度との調整）

第15条 この規程は、法令等その他の規程に定めるところにより、閲覧若しくは縦覧又は謄本、抄本その他の写しの交付の手続が定められている施設文書については、適用しない。

（費用の負担）

第16条 施設文書の公開に係る手数料は、無料とする。

- 2 第14条の規定により施設文書の写しの交付（電磁的記録にあつては、これらに準ずるものとして指定管理者が定めたものを含む。）を受けるものは、その写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

（異議の申出があつた場合の手続）

第17条 公開申出者は、公開決定等に不服があるときは、当該公開決定等があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に、指定管理者に対し、異議の申出をすることができる。

- 2 前項に規定する異議の申出（以下「異議申出」という。）は、次に掲げる事項を記載した申出書（様式第10号。以下「異議申出書」という。）を指定管理者に提出して行わなければならない。

（1）異議申出をするものの氏名及び住所又は居所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

- (2) 異議申出に係る公開決定等
- (3) 異議申出に係る公開決定等があったことを知った年月日
- (4) 異議申出の趣旨及び理由
- (5) 異議申出の年月日

3 指定管理者は、異議申出があったときは、遅滞なく、市と協議し、書面（様式第11号）により回答するものとする。

（情報提供施策の充実）

第18条 指定管理者は、施設文書の公開のほか、市民が指定管理者の事業に関する正確で客観的に分かりやすい情報を容易かつ迅速に得られるよう、広報刊行物の発行、各種資料の提供その他の情報提供施策の充実に努めるものとする。

（施設文書の管理及び文書目録の作成）

第19条 指定管理者は、この規程の適正かつ円滑な運用に資するため、公開の対象となる施設文書について次に掲げる事項を記載した目録を作成し、一般の閲覧に供するとともに、当該文書を適正に管理しなければならない。

- (1) 文書名
- (2) 記載されている内容
- (3) 保存年限

（委任）

第20条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、指定管理者が定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

別表（第14条関係）

施設文書の種類	公開の実施方法	交付する媒体の規格	負担すべき費用の額	
文書、図画及び写真	乾式複写機による写しの交付	日本工業規格A列3番以下の大きさの用紙	白黒	1枚につき 10円
			カラー	1枚につき 50円
フ ィ ル ム	印画紙に印画したものの交付	縦89ミリメートル、横127ミリメートルの印画紙	1枚につき 30円	
電 磁 的 記 録	録音カセットテープへ複製したものの交付	日本工業規格C5568に適合する記録時間120分までのもの	1巻につき 250円	
	ビデオカセットテープへ複製したものの交付	日本工業規格C5581に適合する記録時間120分までのもの	1巻につき 350円	
	用紙に出力したものの乾式複写機による写しの交付	日本工業規格A列3番以下の大きさの用紙	白黒	1枚につき 10円
			カラー	1枚につき 50円
	フロッピーディスクへ複製したものの交付	日本工業規格X6223に適合する幅90ミリメートルのもの	1枚につき 50円	
	光ディスクに複製したものの交付	日本工業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なもの	1枚につき 100円	
		日本工業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なもの	1枚につき 150円	

- （備考） 1 用紙の両面に印刷された写しを作成する場合については、片面を1枚として計算する。
- 2 負担すべき費用の額が、この表により難しい場合については、指定管理者が別に定める。
- 3 写しを郵送する場合は、郵送料相当額を別途徴収する。

様式第1号

施設文書公開申出書

年 月 日

公の施設 〇〇〇〇 (←公の施設名を記入します。文頭の「公の施設」の記載はなくてもかまいません。以下同じ)

指定管理者 △ △ △ △ 様

住所又は居所 (法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地)	(郵便番号 ー)
氏 名 (法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名)	
電 話 番 号	

〇〇〇〇情報公開規程第6条第1項の規定に基づき、次のとおり施設文書の公開を申し出ます。

1	申出をする施設文書の名称又は内容	
2	公開の区分 (希望する公開方法を○で囲んでください。)	1 閲覧又は視聴 2 写しの交付
3	※備 考	

- (注) 1 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができます。
2 ※印の欄は、記入しないでください。

様式第2号

施設文書の公開のお知らせ

第 号
年 月 日

様

公の施設 〇〇〇〇

指定管理者 △ △ △ △ 印

年 月 日付けで申出のあった施設文書の公開については、〇〇〇〇情報公開規程第10条第1項の規定により、次のとおり施設文書の全部を公開することを決定したのでお知らせします。

1	施設文書の名称		
2	施設文書の公開をする日時及び場所	日 時	年 月 日 午前・午後 時 分
		場 所	
3	公開の方法	1 閲覧又は視聴 2 写しの交付	
4	備 考		

- (注) 1 施設文書の公開を受ける際には、このお知らせを提示してください。
- 2 閲覧に当たっては、丁寧な取扱いを心がけ、改ざん、汚損、破損等のないようにしてください。
- 3 日時の変更、その他の連絡は下記までお問い合わせください。

お問い合わせ 〇〇〇〇 ☆☆☆係（電話072-200-〇〇〇〇）

様式第3号

施設文書の一部公開のお知らせ

第 号
年 月 日

様

公の施設 〇〇〇〇

指定管理者 △ △ △ △ 印

年 月 日付けで申出のあった施設文書の公開については、〇〇〇〇情報公開規程第10条第1項の規定により、次のとおり施設文書の一部を公開することを決定したのでお知らせします。

1	施設文書の名称		
2	施設文書の公開をする日時及び場所	日時	年 月 日 午前・午後 時 分
		場所	
3	公開の方法	1 閲覧又は視聴 2 写しの交付	
4	公開しない部分		
5	公開しない理由	〇〇〇〇情報公開規程第7条第 号 に該当	
6	〇〇〇〇情報公開規程第10条第4項の規定に該当する場合の施設文書の公開が可能となる時期	年 月 日。ただし、施設文書の公開を希望する場合は、同日以後新たに公開の申出が必要となります。	
7	備考		

- (注) 1 施設文書の公開を受ける際には、このお知らせを提示してください。
- 2 閲覧に当たっては、丁寧な取扱いを心がけ、改ざん、汚損、破損等のないようにしてください。
- 3 日時の変更、その他の連絡は下記までお問い合わせください。
- 4 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、指定管理者に対して異議申出をすることができます。

お問い合わせ 〇〇〇〇 ☆☆☆係（電話072-200-〇〇〇〇）

様式第 4 号

施設文書の非公開のお知らせ

第 号
年 月 日

様

公の施設 〇〇〇〇

指定管理者 △ △ △ △ 印

年 月 日付けで申出のあった施設文書の公開については、〇〇〇〇情報公開規程第10条第 2 項の規定により、次のとおり施設文書の全部を公開しないことを決定したのでお知らせします。

1	施設文書の名称	
2	公開しない理由	☐ 〇〇〇〇情報公開規程第 7 条第 号 に該当 ☐ 〇〇〇〇情報公開規程第 9 条に該当 ☐ 保有していない。
3	〇〇〇〇情報公開規程第 10 条第 4 項の規定に該当する場合の施設文書の公開が可能となる時期	年 月 日。ただし、施設文書の公開を希望する場合は、同日以後新たに公開の申出が必要となります。
4	備考	

(注) この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、指定管理者に対して異議申出をすることができます。

お問い合わせ 〇〇〇〇 ☆☆☆係（電話 0 7 2 - 2 〇〇 - 〇〇〇〇）

様式第5号

回答期間延長のお知らせ

第 号
年 月 日

様

公の施設 〇〇〇〇

指定管理者 △ △ △ △ 印

年 月 日付けで申出のあった施設文書の公開については、〇〇〇〇情報公開規程第11条第2項の規定により、次のとおり施設文書の公開等について回答の期間を延長したので、お知らせします。

1	施設文書の名称等	
2	当初の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
3	延長後の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
4	延長の理由	
5	備考	

お問い合わせ 〇〇〇〇 ☆☆☆係（電話 〇 7 2 - 2 〇 〇 - 〇 〇 〇 〇）

様式第6号

回答期間特例延長のお知らせ

第 号
年 月 日

様

公の施設 〇〇〇〇

指定管理者 △ △ △ △ 印

年 月 日付けで申出のあった施設文書の公開については、〇〇〇〇情報公開規程第12条の規定により、次のとおり施設文書の公開等について回答の期間を延長したので、お知らせします。

1	施設文書の名称等	
2	当初の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
3	公開申出に係る施設文書のうちの相当の部分につき公開の回答をする期間	年 月 日から 年 月 日まで
4	上記3の期間内に公開の回答をする部分	
5	残りの施設文書について公開の回答をする期限	年 月 日まで
6	特例として延長する理由	
7	備考	

様式第7号

第三者に関する施設文書公開についての意見照会書

第 号
年 月 日

様

公の施設 〇〇〇〇

指定管理者 △ △ △ △ 印

〇〇〇〇情報公開規程第6条第1項の規定に基づく公開申出に係る次の施設文書の内容には、あなた（貴団体）に関する情報が記録されています。つきましては、同規程第13条第1項の規定により意見を求めますので、同封の意見書により 年 月 日までに回答してください。

1	公開申出に係る施設文書の名称	
2	上記1に記録されているあなた（貴団体）に関する情報の内容	
3	備 考	

意見書提出先

〒590-9999 堺市〇〇〇町△△番△△号
〇〇〇〇 ☆☆☆係（電話072-2〇〇-〇〇〇〇）

様式第8号

意見書

年 月 日

公の施設 〇〇〇〇
指定管理者 △ △ △ △ 様

住所又は居所 (法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地)	(郵便番号 ー)
氏 名 (法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名)	
電 話 番 号	

〇〇〇〇情報公開規程第13条第1項の規定に基づき、先に照会のありました施設文書の公開について、次のとおり意見を述べます。

1	公開の可否について (右のいずれかを○で囲んでください。)	ア 照会内容すべてを公開してよい。 イ 照会内容の一部又はすべてを公開しないでほしい。 (イを選択された場合は、公開してほしくない部分及びその理由を、2の意見欄に詳しく記述してください。)
2	意 見	
3	※備 考	

(注) 1 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができます。
2 ※印の欄は、記入しないでください。

様式第9号

第三者に関する施設文書の公開決定のお知らせ

第 号
年 月 日

様

公の施設 〇〇〇〇

指定管理者 △ △ △ △ 印

年 月 日付けで提出された意見書に係る施設文書については、次のとおり公開することを決定したので、〇〇〇〇情報公開規程第13条第3項の規定に基づき、お知らせします。

1	公開決定の内容	
2	公開決定をした理由	
3	公開をする日	年 月 日
4	備考	

様式第10号

異議申出書

年 月 日

公の施設 〇〇〇〇
指定管理者 △ △ △ △ 様

住所又は居所 (法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地)	(郵便番号 ー)
氏 名 (法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名)	
電 話 番 号	

〇〇〇〇情報公開規程第17条第1項の規定に基づき、貴団体の行った決定に対し次のとおり異議の申出をします。

1	異議申出にかかる公開決定等	
2	異議申出にかかる公開決定等があったことを知った年月日	年 月 日
3	異議申出の趣旨及び理由	

(注) この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができます。

様式第11号

異議申出についての回答書

第 号
年 月 日

様

公の施設 〇〇〇〇

指定管理者 △ △ △ △ 印

年 月 日付けの異議申出については、〇〇〇〇情報公開規程第17条第3項の規定により、次のとおり回答します。

1	決 定 の 内 容		
2	決 定 の 理 由		
3	公開となった場合の施設文書を公開する日時及び場所	日 時	年 月 日 午前・午後 時 分
		場 所	
4	備 考		

(注) 公開となった場合（3の欄に日時等が記載されている場合）

- 1 施設文書の公開を受ける際には、このお知らせを提示してください。
- 2 閲覧に当たっては、丁寧な取扱いを心がけ、改ざん、汚損、破損等のないようにしてください。
- 3 日時の変更、その他の連絡は下記までお問い合わせください。

お問い合わせ 〇〇〇〇 ☆☆☆係（電話 0 7 2 - 2 〇〇 - 〇〇〇〇）

リスク分担表

下表は例示であり、詳細については、基本協定締結までに甲乙協議結果を踏まえ、甲が決定する。

○印がリスク負担者（甲は堺市、乙は指定管理者）

段階	リスク種類	責任の内容	負担者	
			甲	乙
共通	法令等の変更	乙が行う管理運営業務に影響を及ぼす法令等の変更(他の項目に記載されているものを除く)		○
	物価	指定後の物価等の変動(急激なインフレ・デフレに伴うコスト増など。ただし、賃金スライド制度の対象となる人件費の変動を除く)		○
	資金調達	資金調達不能による管理運営の中断等		○
		金利上昇等による資金調達費用の増加		○
	税制変更	消費税(地方消費税を含む)率の変更	協議事項	
		法人税・法人住民税率の変更		○
		事業所税率の変更		○
		それ以外で管理運営に影響するもの	協議事項	
	不可抗力※1	不可抗力による業務変更、中止、延期等	協議事項	
		不可抗力による施設利用者に対する救済	協議事項	
		不可抗力による施設・設備の復旧費用	○	
	管理運営業務の中止・延期	建物所有者の責任によるもの	○	
		法令等の変更により甲の施設所有が困難になったことによるもの	○	
		乙の破綻、事業放棄等、乙の責任によるもの		○
管理運営	管理運営内容の変更	市の政策による期間中の変更	○	
		指定管理者の発案による期間中の変更		○
	申請	申請費用・許認可等の取得費用・業務引継に要する費用など		○
	需要変動	当初の需要見込みと異なる状況の発生		○
	運営費の膨張	甲以外の要因による運営費の膨張		○
	自主事業	自主事業運営に関すること		○
	施設等の修繕※2	施設等の大規模な改修及び修繕(資本的支出)	○	
		法令等の変更により必要となった改修及び修繕等	○	
		上記以外の補修・修繕の場合		○
	債務不履行	甲の基本協定等の内容の不履行	○	
		乙による業務又は基本協定等の内容の不履行		○
	損害賠償	施設、機器の管理上の不備又は施設管理上の瑕疵による事故		○
		乙の責に帰すべき事由以外の事故	○	
		管理上の瑕疵による臨時休館等に伴う利用者等への損害		○
	運営リスク	施設、機器の管理上の不備、施設管理上の瑕疵又は火災等事故による臨時休館等に伴う運営リスク		○
		火災等事故(管理上の瑕疵によるものを除く)に伴う運営リスク	協議事項	
	要望・苦情	利用者や管理運営上の地域住民からの要望や苦情等への対応	協議事項	

※1 不可抗力

暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、戦乱、内乱、テロ、侵略、暴動、感染症など、甲乙のいずれの責めにも帰することができない自然的又は人為的な現象

※2 施設等の修繕

乙の管理運営上の瑕疵による施設の損傷を補修するときは、予定価格にかかわらず、乙の責任と経費負担で実施

堺市立ビッグバン 再委託可能業務一覧

業務名	業務内容
施設の運営に関する業務	
総合受付・案内等に関する業務	受付・案内業務など
チケット販売に関する業務	WEB チケットの販売・入退館の管理など
駐車場・駐輪場の管理運営業務	駐車場・駐輪場機器の設置、管理運営、維持管理など
施設及び設備の維持管理に関する業務	
建築物保守管理業務	建築物の保守管理
建築設備保守点検業務	電気設備、空調設備、給排水衛生設備、昇降機、自動ドア等の外観、機能及び総合点検
展示設備維持管理業務	展示物、遊具、映像音響装置、電気照明などの保守管理
執務環境等測定業務	空気環境測定、ねずみ・昆虫等防除など
外構・植栽維持管理業務	敷地全体の外構・植栽の維持管理など
警備業務	常駐警備・巡回警備、機械警備など
知的障害者等の就労支援を目的とした清掃等業務	日常清掃・定期清掃を通じた障害者の清掃訓練及び就労支援業務
常設展示及び遊具の改修に関する業務	
展示等の製作	産業廃棄物の処理など

以上

堺市立ビッグバン 指定管理者応募書類一式

団体名：

※応募書類一式については公文書として取り扱いますので、公文書公開請求があった場合は公開の対象となりますので、堺市情報公開条例第7条、非公開部分に該当すると考えられる箇所はあらかじめわかるように、**網掛け**処理をした上で提出してください

様式一覧

様式 No	名 称	提出部数	サイズ
1-1	応募説明会参加申込書	1 部	A4 縦
1-2	質問書	1 部	A4 縦
1-3	図面閲覧申込書	1 部	A4 縦
2	堺市立ビッグバン指定管理者指定申請書	正 1 部 副 6 部	A4 縦
3-1	団体概要	7 部	A4 縦
3-2	役員名簿	7 部	A4 縦
4-1	グループ構成書	7 部	A4 縦
4-2	グループ協定書兼委任状	正 1 部 副 6 部	A4 縦
以下 指定管理者事業計画書（企画提案書）			
5-1-1	(1) ① 管理の基本方針	7 部	A4 縦 2 枚以内
5-1-2	(1) ② 平等利用・安全の確保	7 部	A4 縦 1 枚以内
5-2-1	(2) ① 安定的な経営資源 ②財務規模、組織状況	7 部	A4 縦 1 枚以内
5-2-2	(2) ③ 事業実績	7 部	A4 縦 1 枚以内
5-3-1	(3) ① 利用者・利用者ニーズの把握	7 部	A4 縦 1 枚以内
5-3-2	(3) ② 個人情報保護、情報公開の考え方	7 部	A4 縦 1 枚以内
5-3-3	(3) ③ 人権尊重の考え方	7 部	A4 縦 1 枚以内
5-3-4	(3) ④ 障害者等への考え方	7 部	A4 縦 1 枚以内
5-3-5	(3) ⑤ 広聴・モニタリング計画	7 部	A4 縦 1 枚以内
5-4-1	(4) ① 休館日、開館時間の考え方	7 部	A4 縦 1 枚以内
5-4-2	(4) ②利用料金の考え方	7 部	A4 縦 1 枚以内
5-4-3	(4) ③人員配置、人材育成の考え方、研修計画	7 部	A4 縦 1 枚以内
5-4-4	(4) ④ 苦情対応の考え方	7 部	A4 縦 1 枚以内
5-4-5	(4) ⑤ 非常時対策	7 部	A4 縦 1 枚以内
5-5-1	(5) ① 目標設定の考え方・目標達成の方策	7 部	A4 縦 2 枚以内
5-5-2	(5) ② 集客及び広報・プロモーション	7 部	A4 縦 2 枚以内
5-5-3	(5) ③ 企画展示、イベント等	7 部	A4 縦 2 枚以内
5-5-4	(5) ④ 子育て支援業務	7 部	A4 縦 2 枚以内
5-5-5	(5) ⑤ 屋外施設等との一体活用	7 部	A4 縦 2 枚以内
5-5-6	(5) ⑥ 科学・宇宙・自然等をテーマとした教育	7 部	A4 縦 2 枚以内
5-5-7	(5) ⑦ 年長児童（中高生）の居場所提供	7 部	A4 縦 2 枚以内
5-5-8	(5) ⑧ 自主事業の実施計画	7 部	A4 縦 4 枚以内
5-6-1	(6) ① 経費削減の考え方・方法	7 部	A4 縦 1 枚以内

5-6-2	(6) ② 収支計画	7 部	A4 縦 1 枚以内
5-6-3	(6) ③ 指定管理料の削減	7 部	A4 縦 1 枚以内
5-7-1	(7) ① 障害者等就職困難者の雇用	7 部	A4 縦 1 枚以内
5-7-2	(7) ② 市内経済の活性化	7 部	A4 縦 1 枚以内
5-7-3	(7) ③ 地域振興、地域コミュニティの醸成	7 部	A4 縦 1 枚以内
5-7-4	(7) ④ 環境問題への取組	7 部	A4 縦 1 枚以内
5-8-1	自主事業計画書	7 部	A4 縦
5-8-2	自主事業収支計画書	7 部	A4 縦
5-9-1	収支計画書【管理運営】	7 部	A4 縦
5-9-2	収支計画書積算内訳書	7 部	A4 縦
6	障害者雇用等確認書	7 部	A4 縦
7	誓約書	1 部	A4 縦
8	同意書	1 部	A4 縦

※提出書類は A4 判を原則とします。事業計画書（１）～（７）については A3 も可としますが、A4 判に折り込んでください。

応募説明会参加申込書

令和 年 月 日

(宛先) 堺市 泉北ニューデザイン推進室

堺市立ビッグバン指定管理者募集に係る応募説明会への参加を下記のとおり申し込みます。

会社名		
所在地		
代表者氏名		
担当者	氏名	
	所属・役職名	
	電話番号	
	FAX 番号	
	E メール	
参加者	氏名	
	所属・役職名	
	氏名	
	所属・役職名	
	氏名	
	所属・役職名	

※各企業単位でご提出ください。なお、担当者氏名等は、代表となる 1 名のみの記入で結構です。

質問書

令和 年 月 日

(宛先) 堺市 泉北ニューデザイン推進室

堺市立ビッグバン指定管理者募集要項等について、質問事項がありますので、提出します。

質問者	会社名	
	所在地	
	所属・役職名	
	担当者氏名	
	電話番号	
	FAX 番号	
	メールアドレス	
項目	資料名 (記入例: 募集要項本文/別紙 1)	
	ページ (記入例: P6/P6、8/P6~8)	
	項目 (記入例: 第 1-1- (1))	
内容		

※質問は、本様式 1 枚につき 1 問とし、簡潔にまとめて記載してください。

※質問の内容の他、質問の意図・背景についても記載してください。

図面閲覧申込書

令和 年 月 日

(宛先) 堺市 泉北ニューデザイン推進室

堺市立ビッグバン指定管理者募集に係るビッグバンの図面の閲覧を下記のとおり申し込みます。

会社名		
所在地		
代表者氏名		
閲覧者	氏名	
	所属・役職名	
閲覧希望 日時	参加を希望する日時を第 3 希望まで記載してください。 (時間 ①10 時～12 時 ②13 時～15 時 ③15 時 30 分～17 時 30 分)	
	(記入例)	令和 8 年 7 月 27 日 (月) 時間 : ①
	第 1 希望	令和 8 年 月 日 () 時間 :
	第 2 希望	令和 8 年 月 日 () 時間 :
	第 3 希望	令和 8 年 月 日 () 時間 :

※各企業単位でご提出ください。なお、閲覧者氏名等は、代表となる 1 名のみの記入で結構です。

堺市立ビッグバン指定管理者指定申請書

令和 年 月 日

堺市長 殿

申請者 所 在 地
 団 体 名
 代表者氏名
 生 年 月 日

㊞

堺市立ビッグバンの指定管理者の指定を受けたいので、堺市立ビッグバン条例第 16 条第 2 項の規定により申請します。

注意 申請に当たっては、次の書類を添付してください。

- (1) 堺市立ビッグバンの管理運営に係る事業計画書及び収支予算書
- (2) 財務諸表等経営の状況を示す書類
- (3) 定款、寄附行為又はこれらに類する書類
- (4) 法人の登記簿に記録されている事項の全部を証明する書類
- (5) 役員名簿
- (6) その他市長が特に必要と認める書類

団体概要

フリガナ 団 体 名				
代表者役職 フリガナ 氏 名		設立年月日	年 月 日	
生年月日				
団体所在地	〒	職員数		
経営理念				
業務内容				
類似事業の実績				
事業名	形態 (直営／一部受託 等)	発注者	受注額	運営期間
			千円	年 月～ 年 月
			千円	年 月～ 年 月
			千円	年 月～ 年 月
			千円	年 月～ 年 月
			千円	年 月～ 年 月
応募に関する担当者及び連絡先				
所属部署名				
担当者 ^{フリガナ} 氏名		E-mail		
電話番号		FAX 番号		

役員名簿

申請対象団体	
--------	--

団 体 名	
住 所(所在地)	

役職名	フリガナ	生年月日	性別	住所
	氏 名			

- この名簿については、法人登記をしている団体については登記簿上の役員及び施設の管理責任者を、その他の団体に当たっては代表者及び施設の管理責任者(法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等)について記入してください。
- 施設の管理責任者が定まっていない場合は管理責任者の予定者を記入してください。
施設の管理責任者が定まったのち、予定者と異なる者が施設の管理責任者となる場合は、再度、提出してください。
- 本名簿は、募集要項に規定する欠格条項の該当の有無を確認するため、使用させていただく場合があります。

グループ構成書

代表団体	フリガナ 団体名	
	代表者役職・フリガナ氏名 (生年月日)	(年 月 日生)
	団体所在地	
	ビッグバンの管理 運営業務のうち、主 に担当する業務	
構成団体	フリガナ 団体名	
	代表者役職・フリガナ氏名 (生年月日)	(年 月 日生)
	団体所在地	
	ビッグバンの管理 運営業務のうち、主 に担当する業務	
構成団体	フリガナ 団体名	
	代表者役職・フリガナ氏名 (生年月日)	(年 月 日生)
	団体所在地	
	ビッグバンの管理 運営業務のうち、主 に担当する業務	
構成団体	フリガナ 団体名	
	代表者役職・フリガナ氏名 (生年月日)	(年 月 日生)
	団体所在地	
	ビッグバンの管理 運営業務のうち、主 に担当する業務	

グループ協定書兼委任状

令和 年 月 日

(申請先)
堺 市 長

グループ名

代表団体 所 在 地

団 体 名

代表者名

⑩

件 名	施設名 堺市立ビッグバン 指定管理者
-----	--------------------

上記件名の公募に参加するため、募集要項に基づき、グループを結成し、堺市との間における下記事項に関する権限を代表団体に委任して申請します。

なお、当該件名の指定管理者に指定された場合は、代表団体及び各構成団体は指定管理者としての業務の遂行及び業務の遂行に伴い当グループが負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負います。

グループの 名称	
グループの 代表団体 (受任者)	<代表団体> 所在地 団体名 代表者名 ⑩
グループの 事務所所在地	
グループの 構成団体 (委任者)	<構成団体> 所在地 団体名 代表者名 ⑩
	<構成団体> 所在地 団体名 代表者名 ⑩
グループの成 立、解散の時期 及び委任期間	年 月 日から当該指定管理者の指定期間終了後3か月を経過する日まで。当グループの代表団体及び構成団体の変更については、事前に市の承認がなければこれを行うことができないものとします。
委 任 事 項	1 指定管理者の指定の申請に関する件 2 協定書締結に関する件 3 経費の請求受領に関する件 4 契約に関する件
そ の 他	1 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできません。 2 この協定書に定めのない事項については、代表団体及び構成団体全員により協議することとします。

(備考) グループを結成して応募する場合はこの様式を提出してください。また、グループの構成員の数が3者を上回る場合は、この様式に準じて様式を作成してください。

指定管理者事業計画書（企画提案書）

団体名：_____

(堺市立ビッグバン)

(1) ①管理の基本方針

■「施設の設置目的」「管理の基本的事項」を踏まえ、当該管理業務を行うに当たっての基本方針について具体的に記載してください。

指定管理者事業計画書（企画提案書）

団体名：_____

(1) ②平等利用・安全の確保

- 市民の平等利用や安全の確保の考え方について記載してください。
- 当該管理業務におけるリスクとその回避方法の具体策について記載してください。

指定管理者事業計画書（企画提案書）

団体名：_____

構成団体名（グループ応募の場合）_____

（堺市立ビッグバン）

（2）①安定的な経営資源 ②財務規模、組織状況

■当該管理業務を行うために必要な経営資源（人員、物資、金銭、資格・ノウハウ等）の考え方
とそれらを確保する方策について記載してください。

■貸借対照表、損益計算書等による経営の状況、組織の状況について記載してください。

A 4 1枚以内で記述してください。

グループ応募の場合は、構成団体ごとに作成してください。

指定管理者事業計画書（企画提案書）

団体名：_____

構成団体名（グループ応募の場合）_____

（堺市立ビッグバン）

（2）③事業実績

■類似事業の実績とその成果について、特にアピールできる内容等を記載してください。

A 4 1枚以内で記述してください。

グループ応募の場合は、構成団体ごとに作成してください。

指定管理者事業計画書（企画提案書）

団体名：_____

(堺市立ビッグバン)

(3) ①利用者・利用者ニーズの把握

■当該施設の利用者の特性やニーズについての考え方を記載してください。

指定管理者事業計画書（企画提案書）

団体名：_____

(堺市立ビッグバン)

(3) ②個人情報の保護、情報公開の考え方

- 個人情報の保護に関する対応の考え方、管理業務における具体的な取組について記載してください。
- 情報公開に関する対応の考え方、管理業務における具体的な取組について記載してください。

指定管理者事業計画書（企画提案書）

団体名：_____

(堺市立ビッグバン)

(3) ③人権尊重の考え方

■人権尊重の考え方、管理業務における具体的な取組について記載してください。

指定管理者事業計画書（企画提案書）

団体名：_____

(堺市立ビッグバン)

(3) ④障害者等への考え方

■障害者や高齢者、こどもなどの利用についての考え方、清掃業務を通じた障害者の就労支援など管理業務における具体的な取組について記載してください。

指定管理者事業計画書（企画提案書）

団体名：_____

(堺市立ビッグバン)

(3) ⑤広聴・モニタリング計画

■利用者の意見聴取（モニタリング）の計画と管理業務への反映についての具体的な方策等を記載してください。

指定管理者事業計画書（企画提案書）

団体名：_____

(堺市立ビッグバン)

(4) ①休館日、開館時間の考え方

■利用者ニーズに対応した休館日、開館時間について、基本的な考え方を記載してください。

指定管理者事業計画書（企画提案書）

団体名：_____

(堺市立ビッグバン)

(4) ②利用料金の考え方

- 利用料金の設定について、基本的な考え方を記載してください。
- 利用料金の還付、減免に対する考え方を記載してください。
- 具体的な利用料金の金額を提案してください。

指定管理者事業計画書（企画提案書）

団体名：_____

（堺市立ビッグバン）

（４）③人員配置、人材育成の考え方、研修計画

■職員配置について、基本的な考え方（障害者、高齢者等を含む。）を記載してください。

■職員について雇用形態ごとの人数と担当する業務内容を次表に示してください。

（資格、免許、技能等を有する職員を配置する場合は、資格、免許、技能等の名称と当該職員が担当する業務内容を記載してください。）

雇用形態		職員数	担当する業務内容	計
正規職員	常勤職員	人		人
非正規職員	パート（非常勤）職員	人		
	臨時職員（アルバイト）	人		
上記以外の職員 （具体的に ）		人		

※正規職員（常勤職員）とは、以下①・②の条件をすべて満たす者としてします。

①雇用期間の定めのない者又は契約期間が指定期間と同等以上の者

②１日７時間４５分、１週間３８時間４５分程度勤務する者

■管理業務を実施する組織体制（役職、雇用形態、人数）を図解してください。

■各職員の１週間の勤務体制（勤務時間、休日設定等）を記載してください。

■職員の人材育成について、基本的な考え方を記載してください。また、職員研修等（人権研修を含む。）の実施について、内容、時期、方法等について、具体的に記載してください。

指定管理者事業計画書（企画提案書）

団体名：_____

(堺市立ビッグバン)

(4) ④苦情対応の考え方

■利用者や近隣住民からの苦情や要望に対する具体的な対応策について記載してください。

指定管理者事業計画書（企画提案書）

団体名：_____

(堺市立ビッグバン)

(4) ⑤非常時対策

■自然災害、事件事故その他利用者の安全を脅かすような事態の発生時の対応策、予防策及び組織体制を具体的に記述してください。

A 4 1枚以内で記述してください。

指定管理者事業計画書（企画提案書）

団体名：_____

(堺市立ビッグバン)

(5) ①目標設定の考え方、目標達成の方策

- 適正な管理運営の確保に関する目標
 ■利用者サービスの向上への取組に関する目標
 ■収支に関する目標

【記載イメージ】

	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
市として求める目標※	①22.5 万人以上 25%以上 ②80%以上 ③200 回以上 ④黒字 ⑤4 回以上	①23 万人以上 25%以上 ②80%以上 ③200 回以上 ④黒字 ⑤4 回以上	①23.5 万人以上 25%以上 ②80%以上 ③200 回以上 ④黒字 ⑤4 回以上	①24 万人以上 25%以上 ②80%以上 ③200 回以上 ④黒字 ⑤4 回以上
指定管理者の 提案目標	① ② ③ ④ ⑤	① ② ③ ④ ⑤	① ② ③ ④ ⑤	① ② ③ ④ ⑤

※①有料入館者数、有料入館者のうち団体入館者の割合

- ②入館者満足度
 ③SNS 発信回数
 ④指定管理業務の収支
 ⑤屋外イベント実施回数

■上記提案目標の設定についての基本的な考え方、当該目標を達成するための具体的方策について

指定管理者事業計画書（企画提案書）

団体名：_____

（堺市立ビッグバン）

（5）②集客及び広報・プロモーション

- ビッグバンの新たな魅力を創出し、集客力を向上させる企画を提案してください。
- 団体利用・一般利用など、利用者のターゲットを意識したプロモーション内容を具体的に提案してください。

指定管理者事業計画書（企画提案書）

団体名：_____

(堺市立ビッグバン)

(5) ③企画展示、イベント等

- ビッグバンの設置目的を踏まえた上で、こどもたちに遊びと学びを提供する魅力ある集客事業や泉ヶ丘エリアの周遊を高めるような事業を提案してください。
- ビッグバンの特性を活かし、こどもの夢や創造性、感性を豊かに育むための事業内容を提案してください。(青少年健全育成事業)
- こどもたちの相互交流及び地域住民との交流を図る事業内容を提案してください。(交流促進事業)

指定管理者事業計画書（企画提案書）

団体名：_____

(堺市立ビッグバン)

(5) ④子育て支援業務

■行政や大学、地域住民等との連携など、こどもの健全育成につながる子育て支援の取組を提案してください。

指定管理者事業計画書（企画提案書）

団体名：_____

（堺市立ビッグバン）

（5）⑤屋外施設等との一体活用

■ビッグバン後背地及び泉ヶ丘公園を活用した屋外活動の事業内容を提案してください。

公園、池、里山、緑地などの地域資源については、単なる活動場所としてではなく、参加者が実際に観察し、触れ、動き、測定し、記録し、比較し、考察するための「学びの場」や「教材」として活用することを期待します。

指定管理者事業計画書（企画提案書）

団体名：_____

(堺市立ビッグバン)

(5) ⑥科学・宇宙・自然等をテーマとした教育

■科学(Science)、技術(Technology)、工学(Engineering)、芸術・創造性(Arts)、数学(Mathematics)など、複数の分野を横断的に活用しながら、参加者が自ら課題を発見し、考え、試行錯誤し、他者と協働して解決に取り組む「STEAM教育」の考え方を重視します。

単に科学実験やプログラミングを体験するだけではなく、身近な生活、地域社会、文化、自然、環境、ものづくり、表現活動、スポーツなどを題材として、知識と実体験を結び付けるイベントやワークショップ等を提案してください。

指定管理者事業計画書（企画提案書）

団体名：_____

（堺市立ビッグバン）

（5）⑦年長児童（中高生）の居場所提供

■年長児童（中学生・高校生）の放課後利用等に向けた機能拡充や企画を提案してください。

指定管理者事業計画書（企画提案書）

団体名：_____

(堺市立ビッグバン)

(5) ⑧自主事業の実施計画

自主事業①（軽食喫茶コーナーの運営、その他施設の利用促進又はサービスの向上につながる自主事業）の実施計画【実施は任意】

自主事業②（自動販売機の設置、売店の運営）の実施計画【実施は必須】

■堺市立ビッグバンの設置目的を踏まえて施設の効用を一層高めるための自主事業についての基本的な考え方を記載してください。

■事業名、時期、内容等を様式 5-8-1「自主事業計画書」にて提案してください。

■収支計画について、様式 5-8-2「自主事業収支計画書」に記載してください。

■自主事業の実施により利益が生じた場合に、その利益の市民サービスへの還元について、その内容を具体的に記載してください。

・自動販売機等の設置の場合は、次の項目例を参考に記載してください。

（項目例）

- ・提案貸付料（年額）
- ・種類・価格
- ・想定年間売上高
- ・利用者からのクレームへの対応
- ・衛生管理体制、清掃、廃棄物の回収・処理計画 等

・軽食喫茶コーナー・売店の運営の場合は、次の項目例を参考に記載してください。

（項目例）

- ・提案貸付料（年額）
- ・営業日、営業時間
- ・メニュー、販売物、サービスの種類と価格
- ・想定年間売上高
- ・職員体制及び利用者からのクレームへの対応
- ・衛生管理体制、清掃、廃棄物の回収・処理計画 等

・その他サービスの向上又は利用促進につながる自主事業を実施する場合は、内容について提案してください。

指定管理者事業計画書（企画提案書）

団体名：_____

（堺市立ビッグバン）

（6）①経費削減の考え方・方法

■経費削減について、基本的な考え方と具体的な方策を記載してください。

指定管理者事業計画書（企画提案書）

団体名：_____

(堺市立ビッグバン)

(6) ②収支計画

■収支計画について、様式 5-9-1 の「収支計画書」及び様式 5-9-2 「収支計画書積算内訳書」に記載してください。

※人件費（正規職員・非正規職員を含む）においては、社会一般の賃金水準に一定以上の変動が生じた場合、指定期間 2 年目以降の指定管理料を増減させる「賃金スライド制度」を導入します。本制度の対象となる経費は制度の適用を前提として賃金水準の増加分を見込まずに積算してください。

※賃金スライド制度の対象外となる人件費（住宅手当や通勤費等）に増減がある場合は、必要額を積算してください。

指定管理者事業計画書（企画提案書）

団体名：_____

(堺市立ビッグバン)

(6) ③指定管理料の削減

■指定管理料の削減についての考え方を記載してください。

指定管理者事業計画書（企画提案書）

団体名：_____

(堺市立ビッグバン)

(7) ①障害者等就職困難者の雇用

- 当該管理業務を行うに当たっての障害者、高齢者、若者、就職氷河期世代等の就職困難者の雇用や就職困難者に配慮した訓練機会の提供、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等についての考え方について実績等を踏まえ具体的に記載してください。

指定管理者事業計画書（企画提案書）

団体名：_____

（堺市立ビッグバン）

（7）②市内経済の活性化

■市内業者の活用や地元住民の雇用等の市内経済活性化についての考え方を記載してください。

指定管理者事業計画書（企画提案書）

団体名：_____

（堺市立ビッグバン）

（7）③地域振興、地域コミュニティの醸成

■地域団体、地域住民、NPOとの協働による取組等の地域振興や地域コミュニティの醸成についての考え方を記載してください。

指定管理者事業計画書（企画提案書）

団体名：_____

(堺市立ビッグバン)

(7) ④環境問題への取組

■省資源、省エネルギー、リサイクルの推進等についての考え方と環境基本方針について実績等を踏まえ具体的に記載してください。

自主事業計画書（自主事業①）

年度

事業番号 1

事業名			
事業の目的			
事業の概要			
事業効果等			
実施時期		参加費	
対象者		対象予定人数	

事業番号 2

事業名			
事業の目的			
事業の概要			
事業効果等			
実施時期		参加費	
対象者		対象予定人数	

事業番号 3

事業名			
事業の目的			
事業の概要			
事業効果等			
実施時期		参加費	
対象者		対象予定人数	

※年度ごとに作成してください。

※適宜事業番号及び表を追加してください。

自主事業計画書（自主事業②）

年度

事業番号 1

事業名			
事業の概要			
事業効果等			
実施時期		参加費	
対象者		対象予定人数	

事業番号 2

事業名			
事業の概要			
事業効果等			
実施時期		参加費	
対象者		対象予定人数	

事業番号 3

事業名			
事業の概要			
事業効果等			
実施時期		参加費	
対象者		対象予定人数	

※年度ごとに作成してください。

※適宜事業番号及び表を追加してください。

自主事業収支計画書

令和 年度 (単位：千円)

[illegible]

収支計画書【管理運営】

(単位：千円)

		令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
収入合計 (A)					
項目	指定管理料				
	利用料金				
	その他				

支出合計 (B)					
項目	人件費				
	管理費				
	旅費交通費				
	会議費				
	消耗品費				
	印刷製本費				
	修繕料				
	燃料費				
	光熱水費				
	委託料				
	手数料				
	通信運搬費				
	広告料				
	賃借料				
	備品購入費				
	保険料				
	負担金				
	公租公課				

収支 (A) - (B)				
--------------	--	--	--	--

※ 自主事業については、このシートには記入しないこと。

消費税及び地方消費税については、内税表記とし、税率は 10%で算出すること。

収支計画書積算内訳書

令和○年度

		予算額（千円）	積算内訳	備考
収入合計（A）				
項目	指定管理料			
	利用料金			
	その他			

支出合計（B）				
項目	人件費			雇用主負担の社会保険料等を含む。
	管理費			
	旅費交通費			
	会議費			
	消耗品費			
	印刷製本費			
	修繕料			
	燃料費			
	光熱水費			
	委託料			
	手数料			
	通信運搬費			
	広告料			
	賃借料			
	備品購入費			
	保険料			
	負担金			
	公租公課			

収支（A）－（B）			
-----------	--	--	--

※このシートは、令和 9 年度から令和 12 年度までの 4 か年度分を年度ごとに作成すること。

積算内訳は詳細に記載のこと。別紙（A4 縦）も可。（例：人件費 ○○○円×○名×○日×○月）

自主事業については、このシートには記入しないこと。

消費税及び地方消費税については、内税表記とし、税率は 10%で算出すること。

障 害 者 雇 用 等 確 認 書

応募書類の提出日において、下記 1 から 7 までの項目について、該当する場合は「○」を、該当しない場合は「×」を記入してください。

団体名： _____

1 障害者雇用	記入欄
(1) 障害者の雇用状況報告義務（※１）があり、令和 8 年の報告時に法定雇用率達成に必要な雇用障害者数以上の障害者を雇用している。	
(2) 障害者の雇用状況報告義務はないが、障害者（※２）を 1 人以上雇用している。	
(3) 堺市障害者雇用貢献企業である。	
2 子育て支援	記入欄
次世代育成支援対策推進法第 13 条に基づく認定を受けている。	
3 女性の活躍促進	記入欄
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第 9 条に基づく認定を受けている。	
4 若者雇用	記入欄
青少年の雇用の促進等に関する法律第 15 条に基づく認定を受けている。	
5 高齢者雇用（※３）	記入欄
(1) 65 歳以上への定年の引上げをしている。	
(2) 定年の定め廃止を行っている。	
6 本社・本店	記入欄
堺市内に本社・本店がある。	
7 環境マネジメント	記入欄
(1) ISO14001 の認証を受けている。	
(2) エコアクション 21 の認証・登録を受けている。	
(3) KES（ステップ 2 以上）の登録を受けている。	
(4) エコステージ（ステージ 2 以上）の認証を受けている。	

（※１）障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）第 43 条第 7 項に基づく報告義務
（※２）同法第 2 条に掲げる障害者のうち、1 年以上雇用され（又は見込み）、週 20 時間以上勤務している者
（※３）継続雇用制度は対象外

【提出書類】

ア 1 (1) に該当する場合：令和 8 年障害者雇用状況報告書（事業主控えの写し）

イ 2 及び 3 に該当する場合：基準適合一般事業主認定通知書の写し

ウ 4 に該当する場合：基準適合事業主認定通知書の写し

エ 5 に該当する場合：就業規則等の定年に関する制度の状況が確認できる書類

オ 7 に該当する場合：登録証、認証・登録証等の写し

※ 必要に応じて、別途、確認のための資料の提出を求める場合があります。

この確認書の記載事項については、すべて事実と相違ありません。

令和 年 月 日

所在地（住所）

氏 名（名称）

代 表 者 氏 名

誓約書

令和 年 月 日

堺 市 長 殿

申請者 住 所(所在地)

氏 名(名称)

(フリガナ)

(代表者氏名)

(代表者の生年月日) 年 月 日

堺市立ビッグバン指定管理者指定申請に当たって、募集要項に規定する応募資格を満たし、下記の欠格事項に該当しないことを誓約します。

記

- ① 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により本市が一般競争入札に参加させないこととしている団体
- ② 地方自治法第244条の2第11項の規定により本市から指定管理者の指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない団体
- ③ 本市における指定管理者の手續において、その公正な手續を妨げた団体又は公正な価格の成立を妨害し、若しくは不正の利益を得るために連合した団体
- ④ 堺市入札参加有資格業者の入札参加停止等に関する要綱に基づき、入札参加停止又は入札参加回避の措置を受けている団体
- ⑤ 堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、入札参加除外措置を受けている団体
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は堺市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当する団体（適用に当たっては、堺市契約関係暴力団排除措置要綱に規定する措置要件を準用する）
- ⑦ 会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手續をしている団体
- ⑧ 破産者で復権を得ない者
- ⑨ 法人税、消費税、地方消費税及び市税を滞納している団体（法人以外の団体にあつては、その代表者が所得税、消費税、地方消費税及び市税を滞納している団体）
- ⑩ 次の各号に該当する者が役員となっている団体
 - ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 法律行為を行う能力を有しない者
 - ウ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - エ 本市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - オ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

同 意 書

令和 年 月 日

堺 市 長 様

所在地（住所）

フリガナ

名称又は商号

フリガナ

代表者職氏名

私は、堺市立ビッグバン指定管理者の公募において、応募資格審査のため、次の堺市税※の納税状況につき、関係公簿を調査することに同意します。

調査に同意する税目

- 1 個人市民税（特別徴収を含む。）
- 2 法人市民税
- 3 固定資産税（土地・家屋・償却資産）
- 4 軽自動車税
- 5 特別土地保有税
- 6 事業所税
- 7 都市計画税
- 8 市たばこ税
- 9 入湯税

有 効 期 間

令和 年 月 日から

令和 年 月 日まで

※ 個人府民税及び森林環境税を含む。

同意書（記載例）

提出日と
してください

令和 年 月 日

堺市長様

所在地（住所）

フリガナ

名称又は商号

フリガナ

代表者職氏名

代表者による自署もしくは実
印を押印してください

私は、堺市立ビッグバン指定管理者の公募において、応募資格審査のため、次の堺市税※
の納税状況につき、関係公簿を調査することに同意します。

調査に同意する税目

- 1 個人市民税（特別徴収を含む。）
- 2 法人市民税
- 3 固定資産税（土地・家屋・償却資産）
- 4 軽自動車税
- 5 特別土地保有税
- 6 事業所税
- 7 都市計画税
- 8 市たばこ税
- 9 入湯税

上記提出日から
1か月程度の日付としてください

有効期間

令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

※ 個人府民税及び森林環境税を含む。

選定基準（審査表）：審査対象施設【堺市立ビッグバン】

条例に定める指定の要件	審査項目	審査の視点	配点	計
(1) 事業計画が市民の平等利用その他の観点から適切なものであること。 (堺市立ビッグバン条例第 1 6 条第 3 項第 1 号)	① 管理の基本方針	管理の基本方針が当該施設の設置目的、当該業務の目的を的確に認識したうえで具体的に示されているか。	5	5
	② 平等利用・安全の確保	市民の平等利用や安全の確保等、当該業務において回避しなければならない事象（リスク）を具体的に認識したうえで、回避するための具体的な方策を講じているか。		
(2) 事業計画を確実かつ安定的に実施するに足りる経理的基礎その他の経営に関する能力を有すること。 (堺市立ビッグバン条例第 1 6 条第 3 項第 2 号)	① 安定的な経営資源	当該管理業務を行っていくために必要な経営資源（人員、物資、金銭、資格・ノウハウ等）を具体的に認識しており、かつ、指定期間中を通じて、それらを確保する方策を講じているか。	7	7
	② 財務規模、組織状況	事業内容に比べて、財務規模や組織体制は過小ではないか。また、経営状況に問題はないか。		
	③ 事業実績	類似事業の実績はあるか。また、成果を挙げているか。		
(3) 利用者の意思及び人権を尊重し、常にその立場に立ったサービスが提供できること。 (堺市立ビッグバン条例第 1 6 条第 3 項第 3 号)	① 利用者・利用者ニーズの把握	当該施設の利用者の特性及びニーズを的確に理解しているか。	3	7
	② 個人情報の保護、情報公開の考え方	個人情報の保護の考え方や措置、情報管理体制が適切か。情報公開に関する考え方、取組姿勢が適切か。		
	③ 人権尊重の考え方	人権尊重の考え方が適切か。		
	④ 障害者等への考え方	障害者や高齢者、こどもなどの利用に配慮した考え方が適切かつ具体的に示されているか。	4	
	⑤ 広聴・モニタリング計画	利用者の意見聴取（特にこどもの意見を尊重）と管理業務への反映について実現性のある具体的な方策をもっているか。		
(4) 効果的かつ効率的な管理を実施できること。 (堺市立ビッグバン条例第 1 6 条第 3 項第 4 号)	① 休館日、開館時間の考え方	休館日、開館時間が市民サービスの向上につながっているか。年長児童（中高生）にも配慮しているか。また、実現可能か。	7	10
	② 利用料金の考え方	市民が利用しやすい料金になっているか。利用料金の還付、減免に対する考え方は適切か。	3	
	③ 人員配置、人材育成の考え方、研修計画	適切な人員配置（障害者、高齢者等を含む）がなされているか。人材育成、研修計画が適切か。		
	④ 苦情対応の考え方	利用者からの苦情、要望への対応の考え方、方策が適切か。		
	⑤ 非常時対策	非常災害時等に対応できる組織体制が組まれているか。また、業務継続に対する具体的な方策を講じているか。		
(5) 施設の効用を最大限発揮させることができること。 (堺市立ビッグバン条例第 1 6 条第 3 項第 5 号)	① 目標設定の考え方、目標達成の方策	当該施設の設置目的を的確に理解し、目標設定の考え方が適切かつ具体的に示されているか。また、目標を達成するための具体的な方策や工夫を講じているか。	10	40
	② 集客及び広報・プロモーション	集客力の向上に繋がる広報・プロモーションについて、団体利用・一般利用の対象者ごとに、具体的に示されているか。また、実現可能か。	5	
	③ 企画展示・イベント等	こどもの「好奇心を引き出す」「可能性を引き出す」観点や、リピーターの獲得に向けて、具体的な手法が示されているか。また、実現可能か。	5	
	④ 子育て支援業務	こどもだけでなく、子育てを行う方（親など）に対する支援策について、具体的に示されているか。また、実現可能か。	4	
	⑤ 屋外施設等との一体活用	泉ヶ丘公園やビッグバン後背地等の屋外部分の一体活用について、具体的に示されているか。また、実現可能か。	4	
	⑥ 科学・宇宙・自然等をテーマとした教育	「STEAM教育」の観点から、利用者の年齢層に応じたイベントやワークショップ等について、具体的に示されているか。また、実現可能か。	4	
	⑦ 年長児童（中高生）の居場所提供	年長児童を対象とした放課後利用等に向けた機能拡充について、実態やニーズを踏まえて具体的に示されているか。また、実現可能か。	4	
	⑧ 自主事業の実施計画	自主事業に具体性、実現性、独創性があるか。その収支計画は適切か。指定管理業務の確実な実行を踏まえた上での計画となっているか。	4	
(6) 管理経費の削減が図られること。 (堺市立ビッグバン条例第 1 6 条第 3 項第 6 号)	① 経費削減の考え方・方法	費用低減に向けた具体的な対策や工夫を講じているか。特に、「賃金スライド制度の対象となる人件費」を適正に見積もっているか。	14	18
	② 収支計画	収支計画は適切か。提案内容の実現にあたり、適切な「事業費」が計上されているか。	4	
	③ 指定管理料の削減	市の指定管理料の積算額と指定期間における指定管理料の提案額（平均額・小数第 1 位四捨五入）を比較し、削減率（小数第 2 位四捨五入）に応じて付与（削減率 2％以上 4％未満：1 点 4％以上 6％未満：2 点 6％以上 8％未満：3 点 8％以上：4 点）		
(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める要件 (堺市立ビッグバン条例第 1 6 条第 3 項第 7 号)	① 障害者等就職困難者の雇用	障害者、高齢者、若者、就職氷河期世代等の就職困難者の雇用及び就職困難者に配慮した訓練機会の提供、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等についての考え方が適切かつ具体的に示されているか。	10	10
	② 市内経済の活性化	市内業者の活用や地元住民の雇用等の市内経済活性化についての考え方が適切かつ具体的に示されているか。		
	③ 地域振興、地域コミュニティの醸成	地域団体、地域住民、NPO との協働による取組等の地域振興や地域コミュニティの醸成についての考え方が適切かつ具体的に示されているか。		
	④ 環境問題への取組	省資源、省エネルギー、リサイクルの推進等についての考え方が適切かつ具体的に示されているか。		
	⑤ 市の施策に整合する取組実績等 (障害者雇用、子育て支援、女性の活躍促進、若者雇用、高齢者雇用、本社・本店、環境マネジメント)	応募書類の提出日において、応募団体が次の項目に該当する場合は、配点を上限として項目ごとに 1 点ずつ付与（グループ応募の場合は、4 及び 6 の項目を除き、すべての者が満たしていること。） 1 障害者の雇用状況報告義務があり、令和 8 年の報告時に法定雇用率達成に必要な雇用障害者数以上の障害者を雇用している場合、障害者の雇用状況報告義務はないが障害者（＊）を 1 人以上雇用している場合又は堺市障害者雇用貢献企業である場合のいずれかに該当する場合 ＊ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 3 5 年法律第 1 2 3 号）第 2 条に掲げる障害者のうち、1 年以上雇用され（又は見込み）、週 2 0 時間以上勤務している者 2 次世代育成支援対策推進法（平成 1 5 年法律第 1 2 0 号）第 1 3 条に基づく認定を受けている場合 3 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 2 7 年法律第 6 4 号）第 9 条に基づく認定を受けている場合 4 青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和 4 5 年法律第 9 8 号）第 1 5 条に基づく認定を受けている場合（グループ応募の場合は、1 者以上が満たしていること。） 5 高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 4 6 年法律第 6 8 号）第 9 条第 1 項に規定する高齢者雇用確保措置のうち、6 5 歳以上への定年の引上げ（同項第 1 号）又は定年の定め廃止（同項第 3 号）を行っている場合（同項第 2 号の継続雇用制度は対象外） 6 市内に本社・本店を有している場合（グループ応募の場合は、1 者以上が満たしていること。） 7 ISO14001 の認証、エコアクション 21 の認証・登録、KES（ステップ 2 以上）の登録又はエコステージ（ステージ 2 以上）の認証のいずれかを受けている場合	3	3
	⑥ 施設の適正な管理運営実績	当該施設の現指定管理者（共同企業体にあつては、各構成団体。以下同じ。）から応募（グループ応募を含む。）があった場合は、配点を上限として現指定期間の開始日から応募書類の提出日までの間の管理業務で発生した現指定管理者による不祥事案（＊）1 件につき 3 点を減点 ＊ 当該施設の管理業務で発生した市民等の信頼を損なう事案、利用者の生命、身体及び財産に被害を及ぼす事案等のうち、現指定管理者による信用失墜行為を受けて団体内で減給（報酬減額を含む。）以上の処分が行われたもの（令和 4 年 9 月 1 日以降に発生したものに限る。）	(－3)	(－3)
合計			100	100

堺市立ビッグバン指定管理者協定書

< 基本協定書 >

目 次

第 1 章 総 則

第 2 章 本業務の範囲と実施条件

第 3 章 本業務の実施

第 4 章 備品等の取扱い

第 5 章 業務実施に係る甲の確認事項

第 6 章 指定管理料及び利用料金

第 7 章 自主事業

第 8 章 損害賠償及び不可抗力

第 9 章 指定期間の満了

第 10 章 指定期間満了以前の指定の取消し等

第 11 章 その他

別記 個人情報取扱特記事項

別紙 1 管理施設及び器具備品等

別紙 2 仕様書

別紙 3 基本事業計画書等

別紙 4 年度事業計画書等

別紙 5 事業報告書

別紙 6 定期報告書

別紙 7 指定管理業務に係るスライド変動額の反映状況報告書

別紙 8 堺市立ビッグバンの利用料金の減免等に関する基準

別紙 9 リスク分担表

様式

- 様式 1 従業員研修報告書
- 様式 2 業務責任者届
- 様式 3 監督員通知書
- 様式 4 第三者への一部業務委託承認申請書
- 様式 5 施設及び備品等原状変更申請書
- 様式 6 事故・不祥事案報告書
- 様式 7 要望（苦情）報告書
- 様式 8 自主事業申請書

堺市（以下「甲」という。）と〇〇〇〔〇〇〇、〇〇〇及び〇〇〇からなる（共同企業体）〕（以下「乙」という。）は、乙が、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）として行う、堺市立ビッグバン（以下「本施設」という。）の管理業務（以下「本業務」という。）に係る協定（以下「基本協定」という。）を締結する。

第１章 総 則

（趣旨）

第１条 基本協定は、堺市立ビッグバン条例（令和２年条例第４４号。以下「条例」という。）第１４条の規定に基づき、本施設の設置目的をより効果的かつ効率的に達成し、適切かつ円滑に本施設を管理するために必要な事項を定めることを目的とする。

（指定管理者の指定の意義）

第２条 甲及び乙は、本施設の管理に関して甲が指定管理者の指定を行うことの意義は、民間事業者（出資法人・ＮＰＯ法人）たる乙の経営ノウハウや顧客サービスを活用しつつ、地域住民に対する行政サービスの効果及び効率を向上させ、もって地域の福祉の一層の推進を図ることにあることを確認する。

（定義）

第３条 この基本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 基本協定等 基本協定及び支払協定をいう。
- (2) 支払協定 この基本協定に基づき、甲と乙が指定期間中の指定管理料の支払等について締結する協定をいう。
- (3) 管理施設 本施設において指定管理者が管理する施設をいう。
- (4) 指定期間 甲が乙を指定管理者として指定し、管理施設の本業務を行わせる期間をいう。
- (5) 基本事業計画書 乙が、指定期間の開始日の２０日前までに提出し、甲の承認を得た指定期間内の本業務に関する事業計画書をいう。
- (6) 年度事業計画書 乙が、毎年度開始２０日前までに提出し、甲の承認を得た当該年度に関する事業計画書をいう。
- (7) 事業計画書等 基本事業計画書及び年度事業計画書をいう。
- (8) 指定管理料 甲が乙に対して支払う本業務の実施に関する対価をいう。
- (9) 仕様書 本業務に係る仕様書をいう。
- (10) 募集要項 堺市立ビッグバン指定管理者募集要項をいう。
- (11) 募集要項等 募集要項、募集要項添付資料及びそれらに係る質問回答をいう。
- (12) 利用料金 条例の規定に基づき管理施設の利用の対価として利用者から乙に支払われる施設利用料のことで、乙の収入とされるものをいう。

(13) 自主事業 施設の設置目的に合致し、利用促進又は利用者のサービス向上につながる事業として乙が提案し、あらかじめ甲の承認を得て、乙の責任と費用において実施する事業をいう。

(14) 賃金スライド制度 「指定管理者制度における賃金スライド制度の手引」に規定する社会一般の賃金水準の一定以上の変動に伴い指定管理料を変更する仕組みをいう。

(管理の基本方針)

第4条 乙は、本業務の実施に当たっては、次の法令及び基本協定等を遵守するとともに、管理施設を常に良好な状態において管理し、その設置目的に応じて最も効果的に運営しなければならない。

(1) 地方自治法及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）

(2) 労働基準法（昭和22年法律第49号）その他の労働関係法令

(3) 堺市財産規則（昭和39年規則第6号）、堺市会計規則（平成19年規則第43号）及び堺市財務規則（平成19年規則第56号）

(4) 条例及び堺市立ビッグバン条例施行規則（令和2年規則第78号）

(5) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）

(6) 堺市情報公開条例（平成14年条例第37号）及び堺市情報公開条例施行規則（平成15年規則第22号）

(7) 堺市行政手続条例（平成8年条例第17号）及び堺市行政手続施行規則（令和7年規則第79号）

(8) 消防法（昭和23年法律第186号）及び堺市火災予防条例（平成20年条例第25号）

(9) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）及び堺市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第69号）

(10) その他本業務を履行するに当たって関係する法令、条例、規則、要綱、通知等

(信義誠実の原則)

第5条 甲及び乙は、互いに協力し信義を重んじ、及び基本協定等を誠実に履行しなければならない。

(共通事項)

第6条 この基本協定に関する甲乙間の通知、請求、申請、申出、報告、確認、承認、合意、変更、取消し、停止及び解除その他の甲乙間に係る行為（以下この条において「通知等」という。）は、特別に定める場合を除き、書面により行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、甲及び乙は、前項に規定する通知等について口頭で行うことができる。この場合において、甲及び乙は、既に行った通知等を書面に記載し、これを相手方に交付するものとする。

3 甲及び乙は、基本協定等の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録し、双方合意の上、保有するものとする。

＜共同企業体の場合この条文追加＞

（共同企業体）

第〇条 乙が複数の法人その他の団体による共同企業体である場合においては、甲はこの基本協定等に基づく全ての行為を、共同企業体の代表者に対して行うものとし、甲が当該代表者に対して行ったこの基本協定等に基づく全ての行為は、当該共同企業体全ての構成団体に対して行ったものとみなすものとする。

2 乙は、甲に対して行うこの基本協定等に基づく全ての行為について、当該代表者を通じて行わなければならない。

3 共同企業体の各構成団体は、この基本協定等に基づく指定管理者としての義務を連帯して負うものとする。

4 共同企業体の各構成団体は、他の構成団体においてこの基本協定等に違反があった場合、自己の責めに帰すべき事由がないこと、又は過失がないことをもって、この基本協定等上の義務を免れることはできない。

5 共同企業体の各構成団体間で責任分担を明確に定めた協定等を締結することとし、その写しを甲に提出するものとする。

（対象物件）

第7条 本業務の対象となる物件は、管理施設及び当該施設において使用する器具備品等（以下「備品等」という。）からなる。管理施設（基本協定本文中で記載も可）及び備品等の詳細は、別紙1のとおりとする。

2 乙は、善良なる管理者の注意をもって管理施設及び備品等を管理しなければならない。

（指定期間）

第8条 地方自治法第244条の2第5項に規定する期間（以下「指定期間」という。）は、令和9年4月1日から令和13年3月31日までとする。

2 本業務に係る会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第2章 本業務の範囲と実施条件

（本業務の範囲）

第9条 条例第15条に規定する本業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 本施設の運営に関する業務
- (2) 条例第2条各号に掲げる事業の実施に関する業務
- (3) 本施設、附属設備その他器具備品等の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、本施設の管理上、甲が必要と認める業務

2 前項各号に掲げる業務の細目は、別紙2の仕様書に定めるとおりとする。

（甲が行う業務の範囲）

第10条 甲が自らの責任と費用において実施する業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 本施設を利用する権利に関する処分についての不服申立てに関する業務
- (2) 行政財産の目的外使用許可に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、前条に規定する乙による本業務の範囲外の業務

(業務実施条件)

第11条 乙が本業務を実施するに当たって満たさなければならない条件は、仕様書に示すとおりとする。

(本業務の範囲等の変更等)

第12条 甲又は乙は、必要と認めるときは、相手方に対する通知をもって、第9条に規定する本業務の範囲及び業務の細目並びに前条に規定する業務実施条件の変更又は本業務の全部若しくは一部の中止について協議を申し入れることができる。

2 甲又は乙は、前項の申入れがあったときは、協議に応じなければならない。

3 第1項の規定による変更又は中止及びそれに伴う指定管理料の変更等については、前項の規定による協議において決定するものとする。

<共同企業体の場合この条文追加>

(乙の構成団体の変更)

第〇条 乙は、やむを得ない事由によりその構成団体を変更しようとする場合、事前に甲に対して構成団体の変更について協議を申し入れることができる。

2 甲は、前項の規定による申入れがあった場合、乙との協議を経てその処置を決定するものとする。

第3章 本業務の実施

(本業務の実施)

第13条 乙は、基本協定等、募集要項等及び事業計画書等のほか、条例及び関係法令等に基づいて本業務を実施するものとする。

2 乙は、前項に規定する基本協定その他の書類に定める内容に不適合又は未達成とならないよう実施に万全を期すものとする。ただし、甲の責めに帰すべき事由により不適合又は未達成となったときは、この限りでない。

3 この基本協定等、募集要項等及び事業計画書等との間に矛盾又は齟齬がある場合は、この基本協定等、募集要項等、事業計画書等の順に解釈が優先されるものとする。ただし、事業計画書等において仕様書を上回る水準が明記されている場合は事業計画書等に表示された水準によるものとする。

(人材の確保等)

第14条 乙は、本業務の実施に必要な資格者及び人材を確保し、適切な業務執行体制を維持しなければならない。法令等により資格、免許等を必要とする業務については、当該業

務に従事する従業員の資格、免許等を証する書面の写しをあらかじめ甲に提出するものとする。当該従業員に変更があったときも、同様とする。

- 2 乙は、本業務の適正な執行に必要な知識・技能の習得、資質向上等のため、研修（人権研修を含む。）を実施し、人材の育成に努め、利用者サービスの質の維持向上に努めるものとする。
- 3 乙は、事業計画書等に基づき、必要な人員を配置するものとし、甲の求めに応じて、従業員名簿を提出するほか、従業員の研修を実施したときは、従業員研修報告書（様式1）により、翌月末までに甲に報告しなければならない。

（業務責任者）

第15条 乙は、本業務の実施に当たって業務責任者を定め、その氏名を業務責任者届（様式2）により、甲に報告しなければならない。また、業務責任者を変更したときも同様とする。

- 2 業務責任者は、この基本協定の履行に関し、その運営及び管理監督を行うほか、第12条に規定する本業務の範囲等の変更等、業務責任者の報告、第17条第2項の規定による申請、基本事業計画書等及び年度事業計画書等並びに事業報告書の提出、開館時間及び休館日並びに利用時間の申請、指定管理料の変更、指定管理料の請求及び受領、第32条の規定による賃金スライド制度に係る報告及び資料の再提出、第33条第2項及び第3項の規定による報告、利用料金の申請、自主事業の申請、第47条第2項及び第3項の規定による報告、本業務関係者に関する措置請求、第64条の規定による届出、指定の取消し並びにこの基本協定の変更及び解除に係る権限を除き、この基本協定に基づく乙の一切の権限を行使することができる。
- 3 乙は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち、これを業務責任者に委任せず、自ら行使するものがあるときは、あらかじめ当該権限の内容を甲に通知しなければならない。

（監督員）

第16条 甲は、この基本協定の履行に関し、甲の指定する職員（以下「監督員」という。）を定め、その氏名を監督員通知書（様式3）により、乙に通知しなければならない。また、監督員を変更したときも同様とする。

- 2 監督員は、次に掲げる権限を有する。
 - (1) 本業務の実施状況の監督及び調査
 - (2) 本業務への立会及び指示
 - (3) 本業務の実施についての乙又は乙の業務責任者に対する指示
 - (4) 基本協定等の記載内容に関する乙の確認又は質問に対する回答

（一部委託等）

第17条 乙は、本業務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、乙は、あらかじめ甲に第三者への一部業務委託承認申請書（様式4）により申請をし、甲の承認を得た場合に限り、本業務の一部を第三者に委任し、又

は請け負わせることができる。この場合において、乙は、甲が承認する場合を除き、当該第三者からさらに再委任し、又は再請負をさせてはならない。また、乙は、甲に対し、当該受任又は請負に関する一切の責任を負うこととする。

- 3 乙は、前項の規定により、本業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせた場合は、法令等により資格、免許等を必要とする業務について、当該資格等を証する書面の写しを甲に提出するものとする。
- 4 乙は、堺市入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱（平成11年制定）第2条第1項の規定による入札参加停止の措置を受けた者（以下「入札参加停止者」という。）及び堺市契約関係暴力団排除措置要綱（平成24年制定）第3条第1項の規定による入札参加除外の措置を受けた者（以下「入札参加除外者」という。）並びに第2条第1項第4号及び第5号に該当する者を本業務の一部の委任又は請負の相手方としてはならない。
- 5 乙は、第2項の規定により、本業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせる場合は、当該委任又は請負の相手方から、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は堺市暴力団排除条例（平成24年条例第35号。以下「暴排条例」という。）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）でない旨の誓約書を徴収し、その写しを甲に提出しなければならない。ただし、甲が必要でないと判断した場合は、この限りではない。

（不当介入等に対する措置）

- 第18条 乙は、この協定の履行に当たり、暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴対法第2条第2号に規定する暴力団を利することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入等」という。）を受けたときは、直ちに甲に報告するとともに、警察に通報しなければならない。
- 2 乙は、前条第2項の規定により、本業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせた場合は、当該委任又は請負の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入等を受けたときは、直ちに甲に報告するとともに、当該相手方に対して警察に通報するよう指導しなければならない。
- 3 乙は、第1項又は前項の規定による報告及び通報により、甲が行う調査及び警察が行う捜査に協力しなければならない。

（契約の解除）

- 第19条 甲は、乙が入札参加停止者若しくは入札参加除外者又は第59条第1項第6号に該当する者を本業務の一部の委任又は請負の相手方としている場合は、乙に対して、当該相手方との契約の解除を求めることができる。また、これにより当該契約の解除を行った場合における一切の責任及び費用は、乙が負うものとする。

（原状の変更等）

- 第20条 乙は、管理施設及び甲から貸与を受けた備品等の原状を変更してはならない。ただし、甲に対し、あらかじめ施設及び備品等原状変更申請書（様式5）により原状変更

について申請し、その承認を得た場合は、この限りでない。

- 2 乙は、必要に応じて甲から貸与を受けた備品等の設置場所を変更することができる。この場合において、乙は、設置場所の変更について定期報告書により甲に報告しなければならない。

（管理施設の補修等）

第21条 管理施設の大規模な改修、建築物の基本構造部分の補修及び管理施設の予防保全に係る経費については、甲の負担とする。ただし、乙の責に帰する事由によって必要となった経費は、乙の負担とする。

- 2 管理施設の補修は、1件につき100万円（取引に係る消費税額及び地方消費税の額を含む。）以下のときは、乙の負担とし、1件につき100万円を超える場合において、当該補修が乙の責めに帰すべきものでないときは、事前に甲乙が協議を行い、甲が必要と認めるものについて甲の負担において行うものとする。
- 3 前項に規定する補修を行うことにより、附属設備の更新等の資産価値を高める（資本的支出）場合に当たる経費については甲が負担するものとする。ただし、協議により乙の負担で行う場合は、この限りではない。

（臨機の措置等）

第22条 乙は、災害防止その他の緊急の必要があるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、乙は、その措置の内容を直ちに甲に報告しなければならない。

- 2 甲は、災害防止等を行う上で特に必要があると認めるときは、乙に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 3 乙が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、乙による一般的な管理行為に属するものとして指定管理料に含めることが適当でないと甲が認めた部分については、甲が当該部分に相当する合理的な費用を負担するものとし、当該費用の金額及び支払い方法については、甲乙協議して定めるものとする。
- 4 乙は、本業務に関して緊急時、防犯及び防災対策のマニュアル並びに従業員の連絡網等を作成し、甲に報告するとともに、緊急時の対応に従業員に指導しなければならない。

（利用者保護等）

第23条 乙は本業務の実施に当たり、事故（個人情報の漏洩、滅失棄損等を含む。）が発生した場合は、適切な対応及び処置を行うものとする。

- 2 前項の規定による対応及び処置を行ったときは、定期報告書により甲に報告しなければならない。
- 3 乙は本業務の実施に当たり、特に重大な事故又は管理運営に係る不祥事案が発生した場合は、速やかに事故・不祥事案報告書（様式6）により甲に報告しなければならない。
- 4 乙は、利用者等から要望及び苦情（以下「要望等」という。）が出た場合は、適切な対応を行い、当該要望等の円滑かつ円満な解決に努めるものとする。
- 5 前項の規定による要望等の対応を行ったときは、定期報告書により甲に報告しなければならない。ただし、特に重大な要望等については、速やかに要望（苦情）報告書（様式7）

により甲に報告しなければならない。

（個人情報等の取扱い）

第24条 乙は、本業務の遂行上知り得た個人に関する情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律、別記「個人情報取扱特記事項」及び仕様書を遵守しなければならない。

2 乙は、乙の役員及び使用人並びに第17条第2項による委任又は請負の相手方の役員及び使用人が、本業務の遂行上知り得た秘密を外部へ漏らし、又は不当な目的に使用するなど個人情報の保護に関する法律に違反することのないよう必要な措置を講じなければならない。指定期間が満了し若しくは指定を取り消され、又はこれらの者がその職を退いた後も同様とする。

（情報の公開）

第25条 乙は、本業務に関して保有する情報の公開について、堺市情報公開条例の規定及び堺市指定管理者の情報公開の推進に関する要綱（平成18年制定）を遵守し、本業務に対する市民の理解と信頼を深めるよう努めなければならない。

（文書管理等）

第26条 乙は、本業務を行うに当たり作成又は取得した文書（この条において「施設文書」という。）について、目録を作成の上、当該文書を適正に管理するものとし、甲が指示する期間（次項において「保存期間」という。）当該文書を保存しなければならない。

2 乙は、保存期間が満了した施設文書を廃棄しようとするときは、甲の承認を得るものとし、甲の指示に従って確実に処分するものとする。

3 乙は、指定期間の満了時又は指定管理者の指定が取り消されたときは、施設文書を速やかに甲に引き渡すものとする。ただし、当該文書の取扱いについて、甲が別に指示したときは、当該指示によるものとする。

第4章 備品等の取扱い

（甲による備品等の貸与）

第27条 甲は、別紙1に示す備品等（以下「備品等（I種）」という。）を、無償で乙に貸与する。

2 乙は、指定期間中、備品等（I種）を常に良好な状態に保つものとする。

3 備品等（I種）が経年劣化等により本業務の実施の用に供することができなくなった場合、甲は、乙との協議により、必要に応じて甲の費用で当該備品等を購入し、又は調達するものとする。

4 乙は、故意又は過失により備品等（I種）を毀損滅失したときは、甲との協議により必要に応じて甲に対しこれを弁償し、又は自己の費用で当該物と同等の機能及び価値を有す

るものを購入し、又は調達することにより補償しなければならない。

- 5 甲は、備品等（Ⅰ種）について、購入、廃棄等の異動があったときは、当該異動の内容を乙に通知することにより別紙1の内容の変更に代えることができる。

（乙による備品等の購入）

第28条 乙は、任意により備品等を購入し、又は調達し、本業務の実施のために供することができるものとする。

- 2 乙は、前項の規定により購入し、又は調達した備品等（以下「備品等（Ⅱ種）」という。）について、帳簿を設ける等により、明確に整理するものとする。

第5章 業務実施に係る甲の確認事項

（基本事業計画書等の承認）

第29条 乙は、基本事業計画書及びその他甲が指定する計画等の書類（以下「基本事業計画書等」という。）を別紙3の内容のとおり作成し、甲に提出してその承認を得なければならない。

- 2 乙は、甲に提出した基本事業計画書等の内容を変更しようとするときは、甲の承認を得なければならない。
- 3 乙は、基本事業計画書等に基づき、適正かつ確実に本業務を行わなければならない。

（年度事業計画書等の承認）

第30条 乙は、年度ごとに行う業務等について、年度事業計画書及び収支計画書その他甲が指定する計画等の書類（以下「年度事業計画書等」という。）を別紙4の内容のとおり作成し、甲に提出してその承認を得なければならない。

- 2 乙は、甲に提出した年度事業計画書等の内容を変更しようとするときは、甲の承認を得なければならない。
- 3 乙は、年度事業計画書等に基づき、適正かつ確実に本業務を行わなければならない。

（事業報告）

第31条 乙は、毎年度終了後、甲が定める事業報告書を別紙5の内容のとおり作成し、年度終了後2か月以内に甲に提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定管理者の指定を取り消されたときは、その取消の日から起算して2か月以内に、取り消された日までの間の事業について事業報告書を作成し、提出しなければならない。

- 2 乙は、本業務に関する定期報告書を別紙6の内容のとおり毎月作成し、翌月15日以内に、収支状況については四半期ごとに作成し、各四半期終了後15日以内に甲に提出しなければならない。この場合において、提出期限が堺市の休日に関する条例（平成2年条例第20号）第2条第1項に規定する休日（以下この項において「休日」という。）に当たるときは、その日の直後の休日でない日をもって期限とみなす。
- 3 甲は、前2項に規定する報告書の内容又はそれに関連する事項について、乙に対して書

面又は口頭による説明を求めることができる。

（賃金スライド制度に係る報告）

第32条 乙は、賃金スライド制度に基づき指定管理料の変更を受けた場合には、当該変更を反映した賃金の支給状況その他甲が必要と認める事項についての報告書を毎年度終了後、前条に規定する事業報告書の提出期限までに、別紙7の内容のとおり作成し、提出しなければならない。

- 2 甲は、前項の報告書の内容について確認を行い、必要があると認めるときは、乙に対して説明又は資料の提出を求めることができる。
- 3 甲は、前項に規定する確認の結果、乙が賃金水準の変動に伴う賃上げ又は賃下げを行わず、かつ、合理的な理由もない場合は、乙に対して改善を求めるほか、スライド変動額がプラスの場合は、期限を定めて指定管理料の返還を求めることができる。また、スライド基準額の算出根拠となる数値等に明らかな誤りや雇用実態との乖離がある場合等は、甲乙協議の上、乙に資料の再提出を求めることができる。
- 4 乙は、甲から前項の規定による求めを受けた場合は、合理的な理由がある場合を除いて、その求めに応じなければならない。

（立会、報告、調査等）

第33条 甲は、必要があると認めるときは、本業務の実施に立ち会うことができる。

- 2 乙は、次の各号に該当したときは、速やかに甲に報告しなければならない。
 - (1) 本業務の実施に当たって、事故又は災害等の緊急事態が発生したとき。
 - (2) 本業務の実施に関し、争訟が提起されたとき、又は提起されるおそれがあるとき。
 - (3) 乙と金融機関との取引が停止となったとき。
 - (4) 乙が本業務に関して有する債権に対して差押え又は仮差押えがなされたとき。
 - (5) 乙が破産、会社更生、民事再生及び特別清算のいずれかの申立てを行うとき、又は申立てするおそれがあるとき、又は破産の申立てをされるおそれがあるとき。
 - (6) 定款若しくは寄附行為又は登記事項に変更があったとき、その他乙において本業務の適正な実施が困難となったとき、又は本業務の適正な実施に重大な影響を及ぼすと認められる事態になったとき。
- 3 甲は、本業務の実施の適正を期するため必要があると認めるときは、乙に対し報告を求め、乙の帳簿、書類等の検査を行い、収支状況等について説明を求め、又は本業務の実施について実地に調査することができる。
- 4 乙は、甲から前項の規定による求めを受けた場合は、合理的な理由がある場合を除いてその求めに応じなければならない。

（改善指示）

第34条 甲は、前条第1項から第3項までの規定による立会、報告、調査等により、乙の本業務の実施が適正でないと認めるときは、期限を定めて必要な業務の改善や是正の指示（次項において「改善指示」という。）をすることができる。

- 2 乙は、前項に規定する改善指示を受けた場合は、甲が定める期限までに改善又は是正を

しなければならない。

（経営状況の確認）

第35条 乙は、経営の健全性を証するため、乙が会社法（平成17年法律第86号）、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）その他関係法令で求められる計算書類及び監査報告書を、乙の毎事業年度終了後2か月以内に甲に提出するものとする。

＜共同企業体の場合この条文追加＞

乙が共同企業体であるときは、各構成団体の計算書類及び監査報告書をそれぞれ取りまとめて甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の提出書類の内容等について、疑義がある場合、乙に対し説明を求めることができる。この場合において、乙は、甲から求めを受けた場合は、合理的な理由がある場合を除いてその求めに応じなければならない。

（市税の納税調査）

第36条 甲は、指定期間中において毎年度、乙の市税の納税状況について調査するものとする。

2 乙は、前項の規定による調査に協力しなければならない。

（評価及び対応）

第37条 乙は、本業務に関する利用者の意見や要望を把握し、本業務に反映させるため、利用者を対象としてアンケート等による意見聴取を行うものとする。

2 乙は、前項の規定により実施した意見聴取の結果を集計し、甲に対し当該集計結果並びに乙による分析及び評価等が記載された結果報告書を提出するものとする。ただし、当該結果を事業報告書に記載することにより、結果報告書の提出に代えることができる。

3 甲は、指定期間中において、必要に応じて本業務の実績の確認及び評価をするためのモニタリングを行うことができるものとし、乙は合理的な範囲でこれに協力するものとする。

4 甲は、前項のモニタリングによる本業務の実績の確認及び評価の結果に基づき、管理施設の効果的な運営のために、乙に対して必要な指示をすることができる。

5 乙は、前項に規定する指示を受けた場合は、速やかに応じなければならない。

（評価の公表及び対応）

第38条 甲は、毎年度終了後、乙による管理施設の本業務の状況及び実績等を評価し、その結果を乙に通知するとともに、公表するものとする。

2 甲は、前項に規定する評価の結果に基づき、管理施設の効果的な運営のために、乙に対して必要な指示をすることができる。

3 乙は、前項に規定する指示を受けた場合は、速やかに応じなければならない。

4 甲は、第1項に規定する評価の結果を受けて必要があると認めるときは、指定管理料の減額などのペナルティを科すことができる。

第6章 指定管理料及び利用料金

（管理に係る経費）

第39条 甲は、乙が本業務を行うための経費から、利用料金収入見込額を差し引いた額を、乙に指定管理料として支払う。

2 甲が乙に支払う指定管理料の金額及び支払方法等については、甲乙協議の上、別に支払協定で定めるものとする。

（賃金スライド制度による指定管理料の変更等）

第40条 甲は、社会一般の賃金水準に一定以上の変動が生じた場合、「指定管理者制度における賃金スライド制度の手引」に記載する手続に従い、指定期間2年目以降の指定管理料を変更することができる。ただし、対象となる経費は、乙があらかじめ提案した賃金スライド制度の対象となる人件費を基礎とする。

2 賃金スライド制度により賃金スライド変動額がマイナスとなる場合、かつ、乙が本業務を行うための経費を利用料金収入のみで賄っている場合又はマイナスとなる額が指定管理料を上回る場合は、乙は納付金として当該年度終了後1か月以内に当該額を甲に支払うものとする。

（納付金）

第41条 各年度の指定管理料、利用料金収入及び参加者負担金（イベント等の参加者から徴収する参加費等）の実績額が、各年度の管理経費を上回った場合は、乙は、上回った額のうち5割（1円未満切り上げ）を納付金として当該年度終了後、甲が指定する期日までに甲に支払うものとする。

（利用料金）

第42条 甲は、利用料金を、乙の収入として収受させるものとする。

2 利用料金は、条例第20条第2項に規定する別表に定める額の範囲内において、乙が事前に甲の承認を得て定めるものとする。

3 乙は、甲が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。甲が定める基準は、別紙8のとおりとする。

4 乙は、甲が定める基準に従い、利用者から収受した利用料金等の額の全部又は一部を利用者に還付することができる。甲が定める基準は、別紙8のとおりとする。

（本業務の経理）

第43条 乙は、自ら定める経理規程に基づき、本業務の実施に係る経費を適切に管理しなければならない。乙は、本業務に係る損益状況及び資金の保有状況について、独立の帳簿を設ける等により、明確に整理するとともに、甲の求めに応じ、関係する書類や通帳、伝票等の開示に努める等、本業務の経理を厳正に行わなければならない。

第7章 自主事業

（自主事業）

第44条 乙は、第9条に掲げる業務に支障をきたすことのない範囲において、自己の責任と費用により自主事業を実施することができる。

（自主事業計画書）

第45条 乙は、前条の規定により、自主事業を実施しようとする場合は、甲に対して自主事業計画書及び収支計画書を提出し、事前に甲の承認を得なければならない。その際、甲と乙は必要に応じて協議を行うものとする。

2 乙は、指定期間中、基本事業計画書等及び年度事業計画書等で承認を受けた自主事業以外で、新たな自主事業を実施する場合は、自主事業申請書（様式8）により申請し、事前に甲の承認を得て実施するものとする。

3 乙は、甲に提出した自主事業計画書の内容を変更しようとするときは、事前に甲の承認を得なければならない。ただし、軽微な変更については、変更が発生した月の定期報告書で報告することとする。

（自主事業に係る経費等）

第46条 乙は、本業務と自主事業を区分し、自主事業の収支を本業務の収支とは別に把握するものとする。

2 自主事業の実施において、乙に損失が生じた場合は、甲はこれを補填しない。

3 自主事業の実施において、乙に利益剰余金が生じたときは、当該剰余金をもって市民サービスの向上等に努めるものとする。

（自主事業における立会、報告、調査等）

第47条 甲は、必要があると認めるときは、自主事業の実施に立ち会うことができる。

2 乙は、次の各号に該当したときは、速やかに甲に報告しなければならない。

(1) 自主事業の実施に当たって、事故又は災害等の緊急事態が発生したとき。

(2) 自主事業の実施に関し、争訟が提起されたとき、又は提起されるおそれがあるとき。

(3) その他乙において自主事業の適正な実施に重大な影響を及ぼすと認められる事態になったとき。

3 甲は、自主事業を適正に実施するため必要があると認めるときは、乙に対し報告を求め、乙の帳簿、書類等の検査を行い、収支状況等について説明を求め、又は自主事業の実施について実地に調査することができる。

4 乙は、甲から前項の規定による求めを受けた場合は、合理的な理由がある場合を除いてその求めに応じなければならない。

（自主事業の改善指示）

第48条 甲は、前条第1項から第3項までの規定による立会、報告、調査等により、乙の自主事業の実施が適正でないと認めるときは、期限を定めて必要な事業の改善や是正の指

示（次項において「改善指示」という。）をすることができる。

- 2 乙は、前項に規定する改善指示を受けた場合は、甲が定める期限までに改善又は是正をしなければならない。

第8章 損害賠償及び不可抗力

（損害賠償等）

- 第49条 乙は、故意又は過失により管理施設を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を甲に賠償しなければならない。

（損害の負担）

- 第50条 乙は、本業務及び自主事業の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、直ちに甲に報告し、当該損害が乙の責に帰すべき事由により生じた場合は、甲又は当該第三者にこれを賠償しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、甲が、乙の責に帰すべき事由による第三者の損害を賠償したときは、乙は当該賠償額及びその賠償に伴い発生した費用の補償を甲に行うものとする。

（保険）

- 第51条 本業務の実施に当たり、甲及び乙は、次の保険に加入しなければならない。
 - (1) 甲の加入する保険は、建物総合損害共済保険とする。
（甲が既に加している保険内容・保険金額・範囲等を必要に応じて記載）
 - (2) 乙の加入する保険は、甲及び乙を被保険者とする施設賠償責任保険とする。
（保険金額・範囲等を必要に応じて記載）
- 2 乙は、前項の保険に加入したときは、当該保険に係る証券の写しその他の加入内容を証する書面を甲に提出しなければならない。

（不可抗力発生時の対応）

- 第52条 乙は、不可抗力が発生した場合、その影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、発生する損害・損失及び増加費用を最小限にするよう努力しなければならない。

（不可抗力によって発生した費用等の負担）

- 第53条 不可抗力の発生に起因して乙に損害・損失や増加費用が発生した場合、乙は、その内容や程度の詳細を記載した書面をもって甲に通知するものとする。
- 2 甲は、前項の通知を受け取った場合、損害状況の確認を行った上で甲と乙とで協議を行い、不可抗力の判定及び費用負担等を決定するものとする。
- 3 不可抗力の発生に起因して乙に損害・損失や増加費用が発生した場合、当該費用については市民サービス及び市民保護の観点から合理性が認められる範囲で甲が負担するものとする。なお、乙が付保した保険によりてん補された金額相当分については、甲の負担に含まないものとする。

- 4 不可抗力の発生に起因して甲に損害・損失や増加費用が発生した場合、当該費用については甲が負担するものとする。

(不可抗力による一部の業務実施の免除)

第54条 前条第2項に規定する協議の結果、不可抗力の発生により本業務の一部の実施ができなくなったと認められた場合、乙は不可抗力により影響を受ける限度において本協定に定める義務を免れるものとする。

- 2 乙が不可抗力により業務の一部を実施できなかった場合、甲は、乙との協議の上、乙が当該業務を実施できなかったことにより免れた費用分を指定管理料から減額することができるものとする。

(リスクの分担)

第55条 甲及び乙は、この基本協定に特別の定めがある場合を除き、管理運営業務の履行に当たり、別紙9のとおりリスクを分担するものとする。

第9章 指定期間の満了

(業務の引継ぎ等)

第56条 乙は、指定期間が満了したとき、又は指定管理者の指定を取り消されたときは、甲の指定する期日までに、甲又は甲の指定するものに文書で本業務の引継ぎを行わなければならない。

- 2 甲は、必要と認める場合には、前項に規定する引継ぎに先立ち、乙に対して甲又は甲の指定するものによる管理施設等の視察を申し出ることができるものとする。
- 3 乙は、甲から前項の規定による申出を受けた場合は、合理的な理由のある場合を除いてその申出に応じなければならない。

(利用料金の引継ぎ等)

第57条 利用料金収入は、施設の利用に供する年度の会計に属するものとする。

- 2 利用料金収入のうち、施設の利用に供する年度が指定期間を超えるものについては、前受金として、乙は、甲又は甲の指定するものに引き継がなければならない。この場合における当該指定期間を超える利用料金の算定については、月割りにより行うものとし、1円未満の端数が生じるときは、これを切り上げるものとする。

(原状回復義務)

第58条 乙は、指定期間が満了したとき、又は指定管理者の指定を取り消されたときは、甲の指定する期日までに、乙の負担により、管理施設及び備品等を指定開始日時点の原状に回復し、甲に対して管理施設を引き渡さなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、甲が認めた場合は、乙は管理施設の原状回復は行わずに、甲又は甲の指定するものに引き継ぐものとする。

- 3 第1項の場合において、乙が正当な理由なく、甲の指定する期日までに管理施設を原状に回復しないときは、甲は、乙に代わって管理施設の原状回復を行うことができる。この場合においては、乙は、甲の原状回復について異議を申し出ることができず、また、甲が支出した原状回復に係る費用を補償しなければならない。

(備品等の取扱い)

第59条 乙は、指定期間が満了したとき、又は指定管理者の指定を取り消されたときの備品等の扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 備品等（Ⅰ種）については、乙は、甲の指定する期日までに甲に対して引き渡さなければならない。
- (2) 備品等（Ⅱ種）については、原則として乙が自己の責任と費用で撤去するものとする。ただし、甲と乙の協議において両者が合意した場合、乙は甲又は甲が指定するものに対して引き継ぐことができるものとする。

第10章 指定期間満了以前の指定の取消し等

(甲による指定の取消し等)

第60条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、指定期間の途中であっても、条例第19条の規定に基づき、指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 乙が本協定内容又は仕様書に定めた業務を履行せず、又はこれらに違反したとき。
 - (2) 本業務及び自主事業の実施に際し、乙又は乙の役員又は使用人が不正又は不当な行為を行ったことにより、甲乙間の信頼関係が破壊されるに至ったとき。
 - (3) 乙が甲に対し虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだとき。
 - (4) 本業務及び自主事業の実施に当たり、正当な理由なく甲の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨げたとき。
 - (5) 破産、会社更生、民事再生及び特別清算のいずれかの申立てがあったとき、又はこれと同視しうる経営危機に陥ったと認められるとき。
 - (6) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められるとき。
 - (7) 第19条の規定により、甲から契約の解除を求められた場合において、乙がこれに従わなかったとき。
 - (8) 法人税、消費税、地方消費税又は市税を滞納したとき（法人以外の団体にあつては、その代表者が所得税、消費税、地方消費税又は市税を滞納したとき。）。
 - (9) 前各号に定めるもののほか、乙の責に帰すべき事由により、乙から本協定解除の申出があったとき。
- 2 甲は、前項の規定に基づき、指定を取り消し、又は本業務の停止を行おうとするときは、事前に次の事項を乙に通知するものとする。
- (1) 指定取消日又は本業務の停止日
 - (2) 指定取消し又は本業務の停止の理由

(3) 乙による改善策の提示と指定取消し又は本業務の停止までの猶予期間の設定

(4) その他必要な事項

- 3 乙は、第1項の規定により、指定管理者の指定を取り消され、又は本業務の停止を命じられた場合において、乙に損害、損失や費用負担が生じて、甲はその賠償の責めを負わない。
- 4 乙は、第1項の規定により、指定管理者の指定を取り消された場合において、既に指定管理料の支払いを受けているときは、取消しまでの間の本業務の実施に要したものであるものとして甲が認める経費を控除した額を、甲が定める期日までに甲に返還しなければならない。
- 5 甲は、第1項各号に定める場合のほか、管理施設の管理上特別の事由があるときは、この基本協定を解除して指定管理者の指定を取り消すことができる。この場合において、乙に損害が生じたときは、甲はこれを賠償しなければならない。

(乙による指定の取消しの申出)

第61条 乙は、次のいずれかに該当する場合、甲に対して指定の取消しを申し出ることができるものとする。

- (1) 甲が本協定内容を履行せず、又はこれらに違反したとき（一方的な仕様変更又は指定管理料の減額等、甲から不合理な要求が提示された場合を含む。）。
 - (2) 甲の責めに帰すべき事由により乙が損害又は損失を被ったとき。
 - (3) その他、乙の責めに帰すべき事由により乙が指定の取消しを希望するとき。
- 2 甲は、前項の規定による申出を受けた場合、乙との協議を経てその措置を決定するものとする。

(不可抗力による指定の取消し)

第62条 甲又は乙は、不可抗力の発生により、本業務の継続が困難と判断した場合は、相手方に対して指定取消しの協議を求めることができるものとする。

- 2 前項の協議の結果、やむを得ないと判断された場合、甲は指定の取消しを行うものとする。
- 3 前項の規定による取消しによって乙に発生する損害・損失及び増加費用は、市民サービス及び市民保護の観点から合理性が認められる範囲で甲が負担することを原則として甲と乙の協議により決定するものとする。

第11章 その他

(権利義務の譲渡の禁止)

第63条 乙は、この基本協定により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、事前に甲の承認を受けたものについては、この限りではない。

(変更の届出)

第64条 乙は、名称、所在地、代表者及び使用印鑑のいずれかに変更があったときは、速

やかに甲に届け出なければならない。

（特許権等の使用）

第 6 5 条 乙は、特許権等の知的財産権の対象となっている第三者の技術、資料等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負うものとする。

（定期会議の開催等）

第 6 6 条 甲及び乙は、本業務を円滑に実施するため、情報交換、業務の調整等を図る定期会議を毎月開催する。

2 乙は、本業務の遂行に当たり、関係機関との連絡調整及び協議を緊密に行うものとする。

（監査）

第 6 7 条 乙は、地方自治法第 1 9 9 条第 7 項、第 2 5 2 条の 3 7 第 4 項又は第 2 5 2 条の 4 2 第 1 項に基づき、監査委員、包括外部監査人又は個別外部監査人による監査が行われる場合、又は同法第 9 8 条第 2 項の規定に基づき議会から監査委員に対し甲の事務に関する監査の求めがあつて監査委員による監査が行われる場合には、出頭、調査、帳簿書類その他記録の提出等の請求に応じなければならない。

（天災等による施設供用の休止等）

第 6 8 条 甲は、天災その他やむを得ない事由により本施設の全部又は一部を利用させることができないと認めるときは、その旨を乙に通知し、当該施設の全部又は一部の供用を休止させることができる。

2 乙は、予期することができない事由により本施設の全部又は一部を利用させることができないと認めるときは、甲の承認を得て当該施設の全部又は一部の供用を休止することができる。

3 前 2 項に規定する供用の休止により生じる損失その他経費の負担は、甲乙協議の上、定める。

（避難所等開設時の対応）

第 6 9 条 災害等により本施設が災害対策基本法（昭和 3 6 年法律第 2 2 3 号）に基づく指定避難所又は指定緊急避難所に指定されている施設及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 1 6 年法律第 1 1 2 号）に基づく避難施設に指定されている施設（以下「避難所等」という。）として開設される場合、乙は、使用許可の取消し等必要な措置を行うとともに、甲が行う避難所等の開設及び管理運営に関し必要な協力を行わなければならない。また、この場合における費用負担は甲乙協議の上、定める。

（協定の変更）

第 7 0 条 本業務に関し、本業務の前提条件や内容が変更となったとき、又は特別な事情が

生じたときは、甲と乙の協議の上、本協定の規定を変更することができるものとする。

(協議)

第 7 1 条 この基本協定に定めがない事項については、地方自治法及び関係法令の規定によるほか、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。この基本協定の解釈に関して疑義が生じた場合も、また同様とする。

(管轄裁判所)

第 7 2 条 この基本協定に関する訴訟の提起等は、甲の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

この基本協定の締結を証するため、本書を 2 通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和 9 年〇月〇日

甲	住 所	堺市堺区南瓦町 3 番 1 号
	名 称	堺 市
	代表者	堺 市 長 永藤 英機 印

乙	住 所	
	名 称	
	代表者	印

別紙1 管理施設及び器具備品等

(1) 管理施設(基本協定本文中で記載の場合不要)

管理施設の詳細について記載のこと（必要に応じて図面添付）

- ・ ○○○館本体施設 ・ 屋外施設 ・ 駐車場及び駐輪場
- ・ 敷地内全てのその他施設 ・ 敷地内の外構及び植栽 etc

(2) 器具備品等（備品台帳に記載されているもの etc） 備品等（Ⅰ種）

別紙2 仕様書

別紙3 基本事業計画書等(指定期間中における共通計画)

次の内容が網羅されたもの（様式は自由）を作成するものとします。

- ア 管理の基本方針（人権尊重の考え方・障害者等への考え方・障害者等就職困難者の雇用・市内経済の活性化・地域振興、地域コミュニティの醸成・環境問題への取組を含む。）
- イ 従業員の配置計画（施設に応じて障害者・高齢者等の採用計画を含む。また、法令等により免許・資格を要するものはその名称を含む。）
- ウ 収支計画
- エ 利用促進計画、サービス向上の方策
- オ 広報・プロモーション計画
- カ 第三者への業務の委託計画
- キ 自主事業計画
- ク モニタリング計画（利用者意見の聴取等）と管理業務への反映
- ケ 人材育成の考え方及び研修計画
- コ 苦情、要望への対応
- サ 個人情報の保護方針及び保護措置
- シ 情報公開方針
- ス 管理施設、設備、器具備品等の維持管理方針
- セ 目標設定と目標達成の方策
- ソ 緊急時対策
- タ その他(施設に応じて必要な項目を追加 ※仕様書に定める以外で企画提案書等で提案された内容を反映させること。)

※指定管理者の提案書に記載された事業計画書等において示された内容で、指定期間を通じて守られるべき条件、定めておくべき条件を記載

別紙4 年度事業計画書等(年度ごとの事業計画)

基本事業計画等の内容で、年度ごとに計画を出す必要のあるものについては年度事業計画書を作成するものとする。

※基本協定で支払協定にゆだねた内容や指定管理者の提案書に記載された事業計画書等において示された内容で、年度単位で決めるべき内容及び決めざるを得ない内容を記載。（例：基本協定に記載事項の詳細、スケジュール、年間収支計画、年度によって変動が避けられないもの）

別紙5 事業報告書

次の内容が網羅されたもの（様式は自由）を作成するものとします。

- ① 収支状況・・・費目ごとの支出金額と収入金額の決算書（予算額や収支差額等を併記するなど運営状況を明確にすること）
- ② 利用料金の収入状況・・・利用者数、料金区分、減免等の状況
- ③ 管理業務の実施状況・・・事業計画書に記載されている業務の実施状況（委託状況も含む。）
- ④ 施設の利用状況・・・利用区分ごとの利用者数、稼働率（目標達成状況を含む。）、使用許可、不許可の件数（理由）等
- ⑤ 自主事業の実施・収支状況（報告書）・・・利用促進及びサービス向上、収支状況
- ⑥ 利用者意見の聴取状況・・・利用者アンケート、意見等の集計、分析及び評価
- ⑦ 人材育成の取組・・・職員研修（人権研修を含む。）の実施状況等
- ⑧ 事故、不祥事案、苦情及び要望等の件数、内容とその対応
- ⑨ 個人情報の保護、情報公開の実施状況
- ⑩ 施設及び備品の状況・・・備品の異動や修繕に関する報告等
- ⑪ 指定管理者及び市が設定した目標の達成状況、自己評価、管理業務の総括等
- ⑫ その他、業務内容等を勘案し、必要と認められる事項

※事業報告書は、堺市情報公開条例に規定する非公開情報に該当する部分を除いて、市政情報センターで一般の閲覧に供することとします。

別紙6 定期報告書

次の内容について、〇〇か月ごとに作成するものとします。（様式は自由。ただし、〇〇〇と、〇〇〇〇については四半期ごととする。）

- ① 管理業務の実施状況・・・業務の実施状況、設備トラブル等（委託状況も含む）
- ② 収支状況・・・四半期ごとの収支状況
- ③ 利用料金の収入状況・・・利用者数、料金区分、減免等の状況
- ④ 施設の利用状況・・・利用区分ごとの利用者数、稼働率
- ⑤ 利用者意見の聴取状況・・・利用者アンケートの実施状況、主な意見等
- ⑥ 事故、不祥事案、苦情及び要望等の件数、内容とその対応
- ⑦ 研修実施状況
- ⑧ 自主事業計画書の軽微な変更の有無とその内容
- ⑨ 備品等の設置場所の変更の有無とその内容
- ⑩ その他業務内容等を勘案し、必要と認められる事項

別紙7 指定管理業務に係るスライド変動額の反映状況報告書

＜「指定管理者制度における賃金スライド制度の手引」の様式3を使用すること＞

別紙8 堺市立ビッグバンの利用料金の減免等に関する基準

別紙9 リスク分担表

＜選定関係様式集のリスク分担表例（様式3）を標準として、指定管理者の指定後に協議の上、定めること＞